

平成 30 年度
外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る
影響等に関する調査結果
報告書

平成 30 年 10 月
環境省 環境再生・資源循環局

※本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、環境省の請負業務として実施したものである。

目次

第1章 業務の目的	1
第2章 業務の内容	1
2-1 アンケート調査の実施	1
2-2 調査結果の集計等	2
第3章 業務の実施方法	3
3-1 アンケート調査の実施	3
第4章 アンケート調査の集計・分析	4
4-1 回収状況	4
4-2 都道府県及び政令市からの回答状況	5
4-3 処理業者からの回答状況	23
参考資料	93
参考資料(1) 環境省依頼文書（事務連絡）～都道府県・政令市向け～	93
参考資料(2) 環境省依頼文書（事務連絡）～処理業者向け～	95
参考資料(3) 回答フォーム～都道府県・政令市向け～	97
参考資料(4) 回答フォーム～処理業者向け～	102

第1章 業務の目的

平成29年末より、中華人民共和国において廃プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られる等、従前輸出されていた廃プラスチック等について、国外による処理が困難となりつつあるところである。

これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック等の量が増大したことにより、国内の処理施設の処理能力が逼迫し、国内において、廃プラスチック及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が寄せられている。

については、国内の状況を把握し廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県及び政令市に対し、海外政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等について、アンケート調査を行った。

第2章 業務の内容

2-1 アンケート調査の実施

都道府県及び政令市122団体、並びに、廃プラスチック等の産業廃棄物処理業者605者をアンケート対象とし、これらへメールを送信する方法によってアンケート調査を行った。

調査項目については、都道府県及び政令市向け、処理業者向けそれぞれについて設定した。

なお、廃プラスチック類を取り扱う産業廃棄物処理業者については、優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた事業者のうち、「廃プラスチック類」の許可品目の処分業許可を有する事業者605者をアンケート対象とした。

表 2-1.1 アンケート対象数

	都道府県及び 政令市向け	処理業者向け
アンケート 対象数	・ 都道府県 47 ・ 政令市 75	605

2-2 調査結果の集計等

都道府県及び政令市等、及び、廃プラスチック類等の産業廃棄物処理業者から回収した前項の回答を集計・分析した。

集計・分析結果の詳細については、第4章にて記述する。

第3章 業務の実施方法

3-1 アンケート調査の実施

(1)アンケートの送信

アンケート送付は、WEB ページ上に回答フォーム及び依頼状（環境省事務連絡）をダウンロードできる URL を記載したメールをアンケート対象に送付する形で行った。調査対象は、上記 URL から回答フォームをダウンロードし、回答を入力した上で、メールにて回収した。

表 3-1-(1).1 アンケート送付日

	都道府県及び 政令市向け	処理業者向け
アンケート 送付日	平成 30 年 8 月 6 日	平成 30 年 8 月 13 日

(2)回答期限の設定

環境省との協議の結果、回答期限は以下のように設定した。

表 3-1-(2).1 回答期限

	都道府県及び 政令市向け	処理業者向け
回答期限	平成 30 年 8 月 24 日	平成 30 年 8 月 31 日

第 4 章 アンケート調査の集計・分析

第 3 章による方法によって得られた回答の集計表を作成するとともに、項目毎の各回答の割合、地域による傾向等について分析を行い、グラフ等にとりまとめた。詳細は、以降にて記述する。

4-1 回収状況

下表に回収状況を示す。

表 3-1-(3).1 回収状況

	都道府県及び 政令市向け	処理業者向け
アンケート 対象数	122 (都道府県 47、政令市 75)	605
回収数 (回収率)	102 (83.6%) (都道府県 38、政令市 64)	175(28.9%)

※本年 7 月豪雨により災害救助法が適用された自治体、当該自治体に本社を置く処理業者、及びこれらの支援を行っている自治体・処理業者においては、本アンケートはあくまで参考であり、回答の必要はない旨を付記して依頼。

4-2 都道府県及び政令市からの回答状況

都道府県及び政令市から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

Q1：本年1月以降、所管区域内において、廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案が発生しましたか。

【Q1：回答状況】

回答のうち、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響による不法投棄事案（※）は確認できなかった。

※ 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件あたりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）」を不法投棄事案の対象とし、その背景等について当該自治体に個別に確認した結果、いずれも外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響によるものであるとの回答は得られなかった。

Q2：昨年 12 月までと比較して、所管区域内の産業廃棄物処理業者等において、廃プラスチック類の保管状況に変化は見られますか。

【Q2：回答状況】

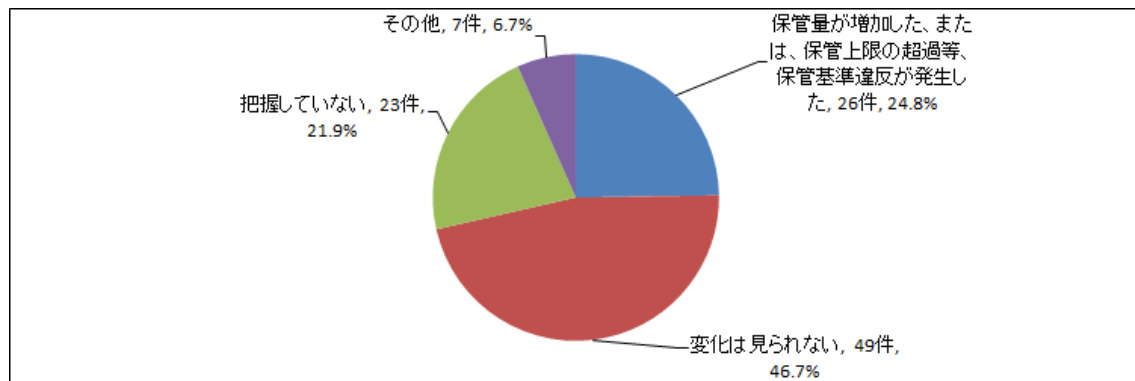


図 4-2. Q2.1 廃プラスチック類の保管状況の変化（平成 29 年 12 月までとの比較）

「保管量が増加した、または、保管上限の超過等、保管基準違反が発生した」との回答が 26 件（24.8%）あり、うち 5 件が保管上限の超過等、保管基準違反が発生したものであった。

他は、「変化は見られない」 45.4%、「把握していない」 21.3%の回答であった。

Q3：所管区域内の廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む）を新設したり、処理能力を増強する動きは見られますか。

【Q3：回答状況】

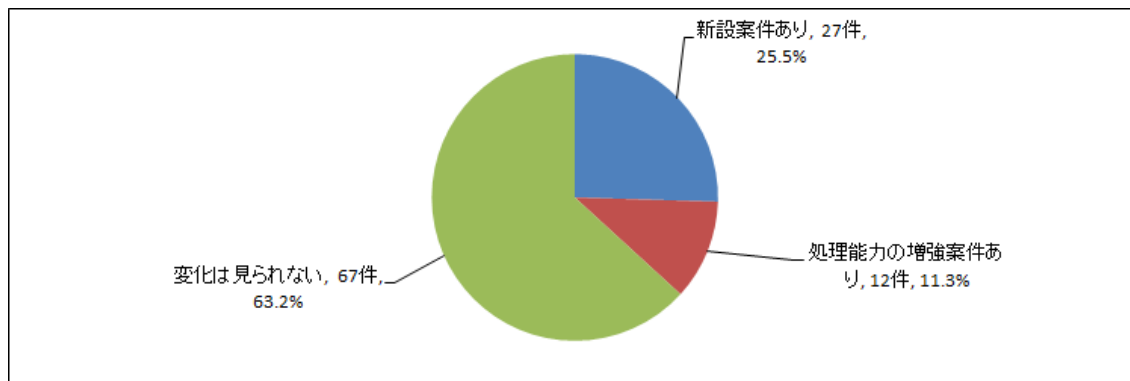


図 4-2. Q3. 1 廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設の新設・処理能力増強の動き

「新設案件あり」の回答が 27 件（25.5%）、「処理能力の増強案件あり」の回答が 12 件（11.3%）で計 39 件（36.8%）が新設や処理能力の増強の動きが見られる、との回答であった。残り 63.2%が「変化は見られない」の回答であった。

「新設案件あり」の具体的内容について 40 件の回答があり、破碎、減容固化等の容積を減少させる設備が 38 件と大多数を占め、焼却や最終処分場は 1 件のみであった。

同様に「処理能力増強案件あり」の具体的内容について 16 件の回答があり、破碎、圧縮等の容積を減少させる設備が 15 件であり、最終処分場が 1 件回答があった。

※単一自治体が複数の具体的内容を回答しているため、上記グラフの回答件数と一致しない。

Q4：昨年12月までと比較して、所管区域内の産業廃棄物処理業者等において、SRの保管状況に変化は見られますか。

【Q4：回答状況】

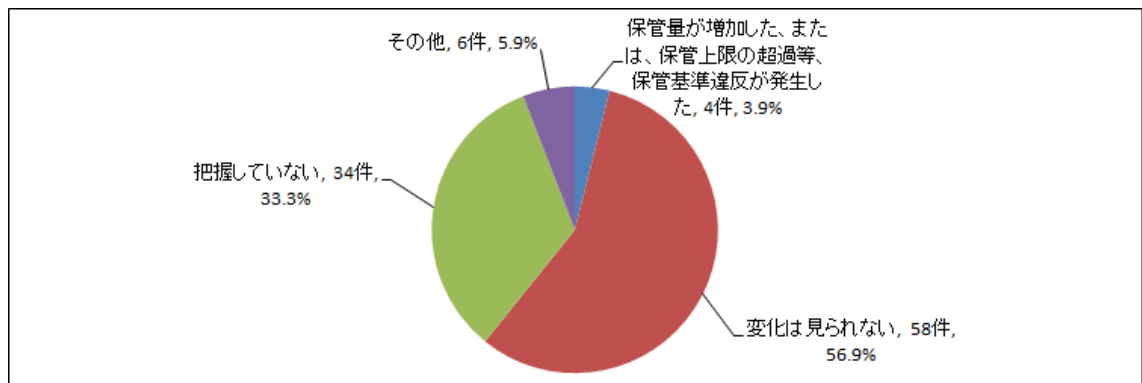


図 4-2. Q4.1 シュレッダーダストの保管状況の変化（平成 29 年 12 月までとの比較）

「保管量が増加した、または、保管上限の超過等、保管基準違反が発生した」との回答が 4 件（3.9%）あり、うち 1 件が保管上限の超過等、保管基準違反が発生したものであった。

他は、「変化は見られない」 56.3%、「把握していない」 33.0%の回答であった。

Q5：所管区域内のSRに係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む）を新設したり、処理能力を増強する動きは見られますか。

【Q5：回答状況】

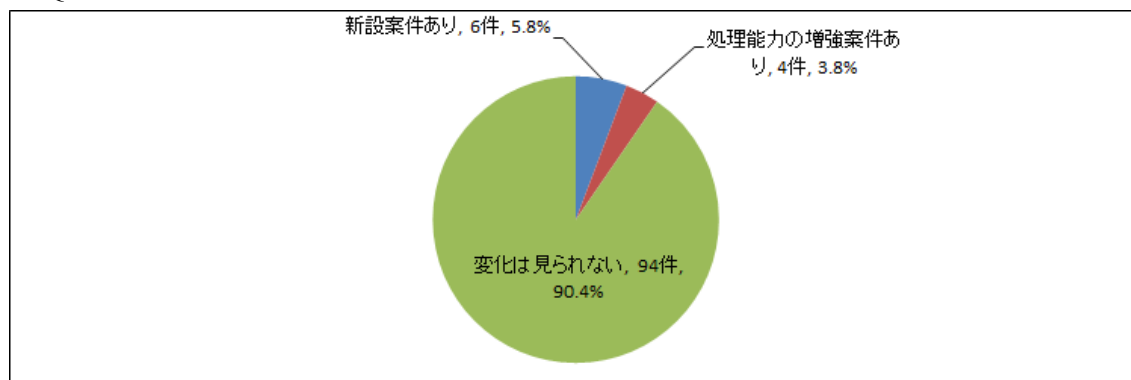


図 4-2. Q5.1 シュレッダーダストに係る産業廃棄物処理施設の新設・処理能力増強の動き

「新設案件あり」の回答が 6 件（5.8%）、「処理能力の増強案件あり」の回答が 4 件（3.8%）で。計 10 件（9.6%）が新設や処理能力の増強の動きが見られる、との回答であった。残り 90.4%が「変化は見られない」の回答であった。

「新設案件あり」の具体的内容について 6 件の回答があり、いずれも、破碎、圧縮等の容積を減少させる設備であった。

同様に「処理能力増強案件あり」の具体的内容について 4 件の回答があり、いずれも破碎、圧縮等の容積を減少させる設備であった。

Q6：本年１月以降、所管区域内において、廃電子機器・機械器具に係る不法投棄事案が発生しましたか。

【Q6：回答状況】

回答のうち、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響による不法投棄事案（※）は確認できなかった。

※ 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「１件あたりの投棄量が 10t 以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）」を不法投棄事案の対象とし、その背景等について当該自治体に個別に確認した結果、いずれも外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響によるものであるとの回答は得られなかった。

Q7：上記以外で産業廃棄物処理業者への立入検査等で感じた、あるいは、産業廃棄物処理業者等から聞いた、外国政府による廃棄物の輸入禁止措置に係る状況変化（廃プラスチック類以外の品目に係るものを含む。）があれば具体的にご教示願います。

【Q7：具体的内容】 106 回答（1 自治体につき複数回答含む）

具体的内容を類型別に件数をカウントしたところ、多い順に以下の通りであった。なお、内容によって複数の類型に分類したため回答数と合計は一致しない。

1. 処理費用の増加等（39 件）
2. 処理先確保の困難化（34 件）
3. 輸出先の変更等（19 件）
4. 不法投棄等の懸念の発生等（10 件）
5. 品質向上の取組の開始（6 件）
6. その他（新規設備投資検討、関連相談等）（12 件）

上表における分類毎の概要ならびに主な意見を抜粋し、以下に記す。

【1. 処理費用の増加等】

これまで売却できていた廃プラスチック類（またはその中間処理後物）について、売却単価が引き下げられたり、廃棄物として処理費用を求められるようになった。埋立や焼却などの処理を行う業者において、例年よりも廃プラスチック類の処理（中間処理、最終処分）の依頼量が増加したり、処理方法や処理内容に関する排出事業者からの問合せ件数が増加したという声が聞かれる。

有価物として売却できていたものが廃棄物として処理せざるを得なくなったり、受入条件として品質の厳格化（混合物の除去、洗浄必須等）を求められたりした結果、処理価格の値上げを行った。

○売却価格低下・逆有償化

《意見》

- ・廃プラスチックの中間処理業者（圧縮処理）の立入検査時において、業者から現在有価物として処理しているプラスチック類の梱包品が出荷できない状態となっているとの話があった。業者としては、有価物として出荷ができない状態が続くようであれば、廃棄物として処分するしか

ないと考えているとのことであった。

- ・これまで、処理後(溶融固化、破碎)すべて売却していたプラ類の一部が今後は廃棄物となる可能性が大きい。(立入検査時、処理業者から聞き取り)。
- ・所管内の廃プラスチック類の溶融固化の許可業者から、インゴットの売却金額が半分から3分の1程度となっている旨を聴取している。

○処理委託量の増加（相談含む）

《意見》

- ・廃プラスチック類の中間処理及び最終処分（埋立）量が増えたという話を聞いた。
- ・中間処理業者に立入検査を行った際に、複数の中間処理業者から「従来はリサイクルされていた廃プラスチック類が焼却処理になっている。」という話を聞いている。
- ・（産業廃棄物処理業者からの聞き取りより）フレーク状のペットボトル等の廃プラスチック類の受入が増えている。

○処理価格の上昇

《意見》

- ・輸入禁止に伴い、洗浄等が必要になったため、回収料金の値上げを行った処理業者がいる。
- ・中間処理業者より、中間処理後産業廃棄物の処理業者が処理料金の値上げを行ったため、自身の処理料金も値上げしたとの話を聞いている。
- ・RPF事業者から、セメント会社も廃プラの受入料金を上げた、という話を聞いた。
- ・昨夏からペットボトルのリサイクルについて懸念の声があげられており、リサイクルが困難となれば処分（焼却等）せざるを得ないが、産業廃棄物処理業者からは、処理費用が上がるため、排出事業者から理解が得られないとの意見もあった。

【2. 処理先確保の困難化（34件）】

混合物が多いもの等の低品質なものを中心とした廃プラスチック類の中間処理後物や、雑品スクラップについては、これまでの受入先（処理委託先）が受入制限を行ったり、処理価格を値上げするケースがあり、委託先の確保に苦慮している。SRについては、国内の受入先に変更するといった動きが見られ、その結果、処理費用の高騰や埋立処分量が増加している傾向がある。

《意見》

- ・廃プラスチック類の中間処理後物（再生材料・RPF材料用）について、受入先（売却先・再生委託先）が受入量を制限している。また、受入先の品質に対する要求が厳しくなり、低品質なものは受入先の確保が困難である。再生利用先の確保ができない場合、受入制限を取る必要がある旨、聴取した。
- ・業者へのヒアリング結果、複数の物質（プラ、金属等）から構成されるもの（いわゆる雑品）が行き場を失っている。
- ・SRの中間処分の受入れ枠が不足し、余剰分を管理型埋立処分しているため、埋立処分量が増加している。廃電子機器はSRの割合が高く、処分場の残余容量を圧迫する可能性がある。
- ・RPFについて供給過剰気味となり、価格や性状に対する要求が高まっていると聞いている。

【3. 輸出先の変更等】

中国への輸出の代替として、マレーシア、ベトナムといった東南アジア諸国や台湾へ輸出（もしくは輸出を模索）する業者が見られるほか、国内で新たな取引先を探す動きも見られる。

《意見》

- ・プラ類を無償若しくは有償により引き取り、破砕、圧縮等の処理を行った後、海外へ輸出している事業者がいる。中国の輸入禁止により、一部のプラ類が数か月に渡って保管が継続したため、指導を行った。なお、当該事業者は現在もプラ類をベトナム、台湾等へ輸出している。
- ・（産業廃棄物処理業者からの聞き取りより）第3国経由で中国に廃プラスチック類が流れているようである。
- ・産業廃棄物処分業者から、これまで廃プラスチック類の中間処理後物（溶融固化したポリエチレンやポリスチレン、圧縮・梱包した農業用ビニール）は有価物として輸出していたが、輸入禁止措置以降、輸出できなくなったという話を聞くことがある。
- ・均一な廃プラスチック類であれば中国系の企業が買い取ってくれ、それを中国系の企業がマレーシア等でペレット化して中国に原料として輸出している。そのためペレット化していなくても売却はできているが、以前は可能であった均一でない物が売れる状態ではなくなった。（廃棄物処理業者談）
- ・現在はまだエアコンを中国に輸出できているが、中国へのライセンス（対

貿易権)が減っており、今年中には輸出できなくなるとのこと。そうになるとエアコンは有価では回らなくなる。(スクラップ業者談)

- ・有害使用済機器に関する立入の際に、事業者より外国政府による廃プラ類の輸入禁止措置により、販売できそうにない物の買取はしないようにしていると聴取した。
- ・有害使用済機器を取り扱ってきた業者については、廃掃法改正に伴う基準遵守のための維持管理および設備投資の観点からも一部事業を縮小させる動きも見られている。

【4. 不法投棄等の懸念の発生等】

中国のみならず、東南アジア諸国等においても輸入制限措置が強化されている模様であり、その結果として、国内に留まった廃棄物が、処理価格の高騰や受入先不足等によって不法投棄、不適正保管と言った事案が発生することが懸念され、一部ではあるが、保管量が増加している傾向も見られる。

○不法投棄等の懸念

《意見》

- ・タイやマレーシアでは輸入制限措置が強化されており、今後、他の東南アジア諸国も同様の輸入制限措置を取ることが予想される。このように出口が閉ざされた場合、当該廃プラ等は国内に止まり、国内処理体制への負荷に伴う処理費の高騰によって、不法投棄や不適正保管が懸念される。
- ・軟質処分業者によると、軟質系廃プラスチック類の処分量増加により、セメント材料として処分される破碎後の廃タイヤの処理が滞り始めている。

○保管量の増加

《意見》

- ・買い取りを行っていた業者においては、売却先の確保が難しくなっており、保管量の増加がみられる。
- ・産業廃棄物処分業者の立入検査で、廃プラスチック類の中間処理後物の保管量が年々増加している業者も見られる。

【5. 品質向上の取組の開始】

中間処理後物の品質をこれまでよりも向上させるべく(引取先から求められることもある)、洗浄、素材ごとの分別の徹底・精緻化、粒度の均一化と

いった品質向上に向けた取組を行っている。

○国内流通のための品質向上の取組（分別・破碎粒度調整、洗浄等）

《意見》

- ・これまでは通常通りに破碎していた廃プラを素材ごとに分別して破碎してリサイクルにしやすいように品質を向上させているほか、通常よりも細かく破碎または粒度を揃えるなどの性状を変化させて国内で流通させられるようにしようとしている。
- ・業者へのヒアリング結果、引取基準が強化され、選別・破碎が精緻化している。

○その他品質関連

《意見》

- ・中間処理業者で受け入れる廃プラの品質が低下し、破碎処理後の風力選別機で弾かれる風選くずが増加している中間処理業者がある。

Q8：外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、対策を講じていますか。

【Q8：回答状況】

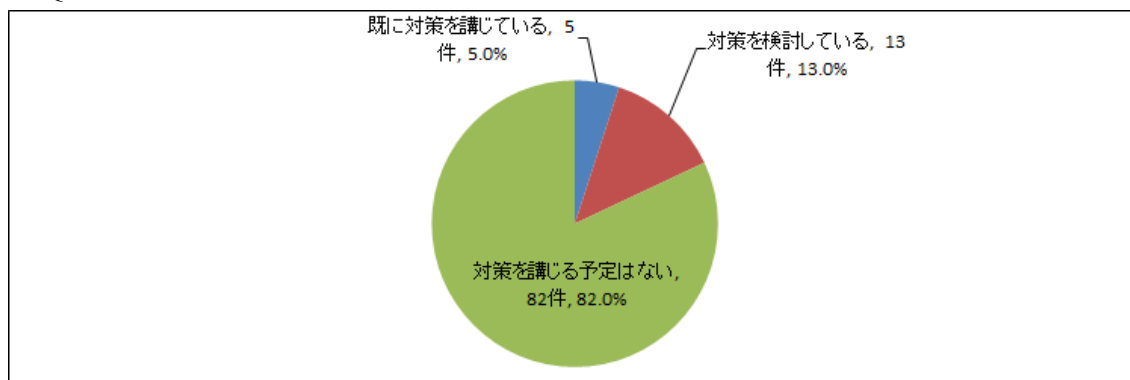


図 4-2. Q8.1 外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえた対策状況

【Q8：「既に対策を講じている」の具体的内容】

「既に対策を講じている」の具体的内容について、5 自治体から 7 件の回答があった。具体的内容を分類したところ、立入検査等の監視強化の回答が 3 件、プラスチック類のリサイクルに関する事業者向けセミナーや訪問等による情報提供の回答が 2 件、その他産業廃棄物のリサイクルを行う設備整備補助のうち、廃プラスチックの再資源化に係る事業への補助率や限度額の優遇、処理業者からの情報収集がそれぞれ 1 件あった。

【Q8：「対策を検討している」の具体的内容】

「対策を検討している」の具体的内容について、13 自治体から 13 件の回答があった。具体的内容を分類したところ、情報収集の段階であり内容未定との回答が 6 件、監視指導を強化する旨の回答が 3 件、排出事業者向けセミナーの開催等の啓発をする旨の回答が 1 件、その他 2 件であった。

【Q8：「対策を講じる必要はない」の具体的理由】

「対策を講じる必要はない」の具体的内容について、63 自治体から 63 件の回答があった。具体的内容を分類すると以下の通り。

大多数の 53 件では、対策を講じるほどの影響がなく、現状の取組を継続するとしているが、自治体による個別施策ではなく国全体としての施策をすべきとする意見が 3 件、その他有効な対策が不明等の回答が 7 件あった。

Q9：外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッターダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化に当たって、環境省に対する要望があれば具体的にご教示願います。

【Q9：具体的内容】

具体的内容を分類すると多い順に以下の通りであった。

1. 実態把握及びその情報提供（11 件） ・全国的な影響の実態把握・推定等（6 件） ・各自治体の動向、海外の輸入禁止措置の今後の動向等（3 件） ・本影響への対策を講じた事例等（1 件） ・廃プラスチック類等の再生利用を実施している優良事例（1 件）
2. 施設整備の促進・支援（11 件） ・再生プラスチックの技術開発・施設整備促進のための財政支援（6 件） ・焼却施設等の処理施設整備促進のための財政支援（1 件） ・施設整備促進のための支援（2 件） ・施設整備促進のための制度改正（1 件） ・プラスチック類製造事業者に対する廃プラ削減への支援（1 件）
3. 不法投棄防止対策の強化（8 件） ・計画・戦略、総合的な不法投棄防止対策等の策定（4 件） ・監視・指導強化のための技術的助言・通知等の発出（4 件）
4. 3R促進のための環境整備（7 件） ・再生プラスチックの品質規格の策定、公表（1 件） ・再生プラスチック使用義務化、リサイクル優位性確保等（4 件） ・排出事業者への分別等の啓発（2 件）
5. その他（雑品スクラップ対策、EPR、環境教育）（4 件）

上表における分類毎の概要ならびに主な意見を抜粋し、以下に記す。

【1. 実態把握及びその情報提供】

本アンケートの他、各種調査によって把握された、各自治体において生じている影響や課題の内容、対応状況・事例のほか、国内における廃プラスチック類の発生量、国内処理量、輸出货量といった定量的指標やそれらの今後の見通し、諸外国における廃棄物輸入規制に関する動向についての情報を提供してほしい。

○全国的な影響の実態把握・推定等

《意見》

- ・外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を把握できていないことから、全国的にどのような影響が出ているかや、今後の見通し等について、早急に実態把握に努めていただきたい。
- ・家電等が有価物として引き取られた後、有用部分が抜き取られ、残った部分が SR 等として排出されていると考えているが、これまでは輸出されていたこと等から、発生量や処理の流れ等が不明であるため、実態の解明をしていただきたい。

○各自治体の動向、海外の輸入禁止措置の今後の動向等

《意見》

- ・各自治体の状況・対策の内容及び外国政府の動向に関する情報があれば共有をお願いしたい。
- ・産業廃棄物処分業者から、これまで廃プラスチック類の中間処理後物（溶融固化したポリエチレンやポリスチレン、圧縮・梱包したビニール）は有価物として輸出していたが、輸入禁止措置以降、輸出できなくなったという話を聞くことがある。廃プラスチック類の中間処理後物が有価物と偽って取り扱われていないか判断する際の参考としたいので、本年 1 月以降も引き続き輸出されている廃プラスチック類の性状、形状、用途、主な輸出先（国名）等、詳細について情報提供いただきたい。また、中国では、本年 12 月末には、工業由来の廃プラスチック類等の輸入を停止するとの情報があることから、どこの国でこういった廃棄物が輸入規制の対象となるのか、詳細情報を提供いただきたい。

○本影響への対策を講じた事例等

《意見》

- ・環境省が把握している本影響への対策を講じた事例等があれば、何らかの形で情報提供いただきたい。

○廃プラスチック類等の再生利用を実施している優良事例

《意見》

- ・廃プラスチック類等の再生利用を実施している優良事例について、県への情報提供をお願いしたい。

【2. 施設整備の促進・支援】

廃プラスチック類の再資源化等のための施設整備、技術開発、実証実験等への補助・助成といった制度を拡充するほか、廃棄物の再資源化物の活用状況に応じた優遇措置（税制面等）について検討してほしい。

○再生プラスチックの技術開発・施設整備促進のための財政支援

《意見》

- ・廃プラスチック等再生製品の安定した市場の確立に繋がる企業の技術開発や実証実験を支援するため、国やNEDOによる補助・助成・委託研究の制度を拡充していただきたい。
- ・マテリアルリサイクルへの取組支援（再生樹脂利用の促進，廃プラ分別に係るコスト削減支援）
- ・ペレットは引き続き輸出可能であり、ペレット製造施設を設置しペレット化後に輸出することにより、価格下落に巻き込まれずに済んでいる事業者がいる。このため、ペレット製造施設への補助金等の助成事業を検討いただくなど、廃プラスチック類の再生利用への支援をお願いしたい。

○焼却施設等の処理施設整備促進のための財政支援

《意見》

- ・中国政府が廃プラスチック類や廃家電の輸入を制限するため、国内に廃棄物があふれ、廃棄物処理施設が不足する懸念があることから、廃プラスチック類の焼却施設などの廃棄物処理施設の施設整備に係る助成制度の拡充を要望したい。

○施設整備促進のための支援

《意見》

- ・事業者の廃プラ系廃棄物の保管量の増加等、今回の輸入禁止措置の影響が現れていることから、早急に国内での適正処理の確保のため、必要なリサイクル・処理の施設整備等を検討していただきたい。

○施設整備促進のための制度改正

《意見》

- ・1日あたりの処理能力が5トンを超える施設は廃棄物処理法第15条の産業廃棄物処理施設に該当し、都市計画地域内に設置（増設）する場合は建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になる。この許可には都市計画審議会の議を経ることが必要なため、計画から設置までに長時間

を要することとなり事業者による迅速な対応を困難にしている。

一方で、廃プラスチック類の破碎施設については、技術の向上等により環境性能（騒音・振動の抑制等）も向上している上、一般的には屋内に設置されることで周辺環境への影響も軽微となっているため、産業廃棄物処理施設の要件を見直していただきたい。（単純な破碎施設は対象外とし、火災の危険性の高いRPF製造施設のみ対象とするなど）

○プラスチック類製造事業者に対する廃プラ削減への支援

《意見》

- ・プラスチック類製造事業者に対する廃プラ削減への支援（樹脂成形設備の効率化、廃プラの再使用に関する支援）

【3. 不法投棄防止対策の強化】

○監視・指導強化のための技術的助言・通知等の発出

廃プラスチック類の処分についての全国一律の規制や対策、処分に際しての留意すべき事項等についての技術的助言、使用済みプラスチックの有価物該当性に関する通知といったものがあるとありがたい。

《意見》

- ・これまで外国に輸出することで市場価値を形成していた使用済みのプラスチックが輸出禁止になることで、廃棄物（廃プラスチック類）としての処理へ移行するものと思われる。しかし、以前の名残で、有価物と主張する事業者も出てくる可能性があるため、「平成12年7月24日付け 衛環第65号及び衛産第95号 野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」のような、使用済みプラスチックの具体的な有価物該当性に係る通知の発出を要望する。
- ・東南アジア諸国が廃プラ等の輸入制限措置を講じた場合、当該廃プラ等は国内に止まり、国内処理体制への負荷に伴う処理費の高騰によって、不法投棄や不適正保管が懸念されることから、環境省において、当該廃プラ等（有価物・廃棄物）の保管や取引等を行う事業者に対する指導方針を示して頂きたいと考える。

○計画・戦略、総合的な不法投棄防止対策等の策定

廃プラスチック類が適正にリサイクル・処理されるよう、元製品の廃棄に関するデポジット制度など回収制度の拡充等について検討してほしい。また建設系プラは汚れや他の品目の混合等により、処分が停滞する恐れがあり、処分ルート確保、焼却処分に伴う処分費高騰への対策など総合的な不法投

棄防止対策をお願いしたい。

《意見》

- ・廃プラ、SR 等が適正なリサイクル・処理のルートに乗るよう、元となる製品の廃棄について、デポジット制度の導入等の回収制度の拡充を検討していただきたい。
- ・廃プラスチック類には、電気機器等由来の素材系プラ（樹脂の種類が明確であるもの）と、建設系プラ（土に汚れ、他の品目が混合する恐れのあるもの）がある。特に建設系プラの処分が停滞する恐れがあり、①処分ルート確保、②安易な安定型最終処分場への埋立て処分の制限、③焼却処分に伴う処分費の高騰対策等を講じていただき、総合的な不法投棄防止対策をお願いしたい。

【4. 3 R促進のための環境整備】

プラスチック類を使用した製品の製造事業者に対する再生プラスチックの使用促進に向けた支援（設備更新に対する支援、普及・啓発・広報活動）や、一定割合以上の使用の義務化といった対策のほか、再生プラスチックの品質規格の制定・公表が必要である。

排出事業者に対して、一層の分別やリサイクル、排出抑制への意識を向上させるような広報活動が必要である。

○再生プラスチックの品質規格の策定、公表

《意見》

- ・再生プラスチックの品質規格を制定、公表する。

○再生プラスチック使用義務化、リサイクル優位性確保等

《意見》

- ・プラスチック製品の製造業者に対し、再生プラスチック使用（部分的な使用を含む）を義務化する。
- ・環境省補助事業等によりリサイクル施設整備が進められているところ、事業者からはリサイクルが優先される制度を求める意見が寄せられている。今回の輸入禁止措置でリサイクルの担い手（事業所からプラスチック等を集める者を含む。）の減少も考えられるが、リサイクルの優位性が得られるようなソフト面の措置も必要かと思われる。
- ・国内で安定的にリサイクルできる体制の構築が必要。再生プラスチックや RPF の需要確保のためのサプライチェーンの強化と、処理体制の拡充を並行して行っていただきたい。

○排出事業者への分別等の啓発

《意見》

- ・排出事業者に対して、一層の分別やリサイクル、排出抑制への意識を向上させるような広報活動が必要であると考えられる。排出事業者へ分別の徹底等を改めて周知していただきたい。

4-3 処理業者からの回答状況

処理業者から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

Q1：貴社の事業概要についてお尋ねします。

Q1-（１）本社所在地

回答があった処理業者の本社所在地は、関東地区が 70 件（40.0%）、中部地区が 35 件（20.0%）、近畿地区が 21 件（12.0%）であった。

Q1-（２）主な廃プラスチック類処分施設（中間処理・最終処分）所在地

回答があった処理業者が保有する主な廃プラスチック類処分施設（中間処理・最終処分）の所在地は、関東地区が 107 件（38.8%）、中部地区が 60 件（21.7%）、近畿地区が 28 件（10.1%）であった。

Q1-（３）許可等の区分

回答があった処理業者が保有する許可区分は、収集運搬業が 188 件（48.4%）（うち、「積替保管あり」が 108 件、「積替保管なし」が 80 件）、中間処理業が 166 件（42.8%）、最終処分業が 27 件（7.0%）である。

Q1-（４）保有施設の種類：収集運搬

回答があった処理業者が保有する許可車両の保有台数は、「10～30 台未満」が 69 件（42.9%）、「30～50 台未満」が 36 件（22.4%）、「10 台未満」が 34 件（21.1%）であった。

Q1-（４）保有施設の種類：中間処理

回答があった処理業者が保有する中間処理施設は、「破碎」が 138 件（36.4%）、「圧縮・梱包」が 75 件（19.8%）、「燃料化（RPF 化・RDF 化）」が 32 件（8.4%）、「焼却（熱回収なし）」が 23 件（6.1%）、「焼却（サーマルリサイクル）」と「マテリアルリサイクル（再生原料化）」がともに 20 件（5.3%）であった。

Q1-（４）保有施設の種類：最終処分

回答があった処理業者が保有する最終処分施設は、「管理型」が 20 件（55.6%）、「安定型」が 15 件（41.7%）、「遮断型」が 1 件（2.8%）であった。

Q1-（５）貴社全体での平均処理量（単位：トン／日）：収集運搬（積替保管有）

回答があった処理業者における収集運搬（積替保管有）の平均処理量は、「10 トン／日未満」が 59 件（56.2%）、「10～50 トン／日未満」が 23 件（21.9%）、「100～200 トン／日未満」が 9 件（8.6%）であった。

Q1-（5）貴社全体での平均処理量（単位：トン／日）：収集運搬（積替保管無）

回答があった処理業者における収集運搬（積替保管無）の平均処理量は、「10トン／日未満」が 37 件（40.7%）、「10～50 トン／日未満」が 23 件（25.3%）、「50～100 トン／日未満」が 17 件（18.7%）であった。

Q1-（5）貴社全体での平均処理量（単位：トン／日）：中間処理

回答があった処理業者における中間処理の平均処理量は、「10～50 トン／日未満」が 47 件（28.1%）、「10 トン／日未満」が 43 件（25.7%）、「100～200 トン／日未満」が 28 件（16.8%）であった。

Q1-（5）貴社全体での平均処理量（単位：トン／日）：最終処分

回答があった処理業者における最終処分の平均処理量は、「10 トン／日未満」が 11 件（36.7%）、「10～50 トン／日未満」が 8 件（26.7%）、「500 トン／日超」が 5 件（16.7%）であった。

Q2：昨年12月までと比較して、貴社において廃プラスチック類に係る産業廃棄物の処理量に変化はありましたか。処理量に増減があった場合は、およそその増減の割合をお答えください。

(1) 収集運搬

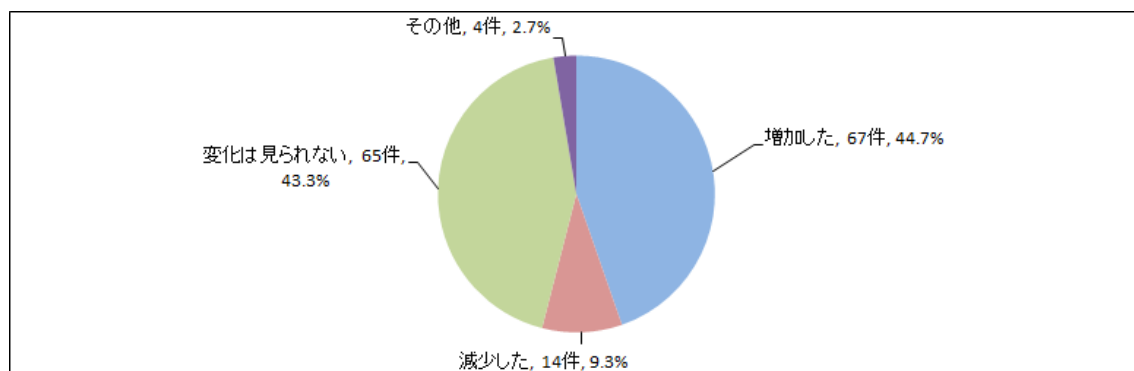


図 4-3. Q2. (1). 1 【収集運搬】 廃プラスチック類の処理量の変化（平成 29 年 12 月までとの比較）

(1-1) 収集運搬：処理量の増加幅

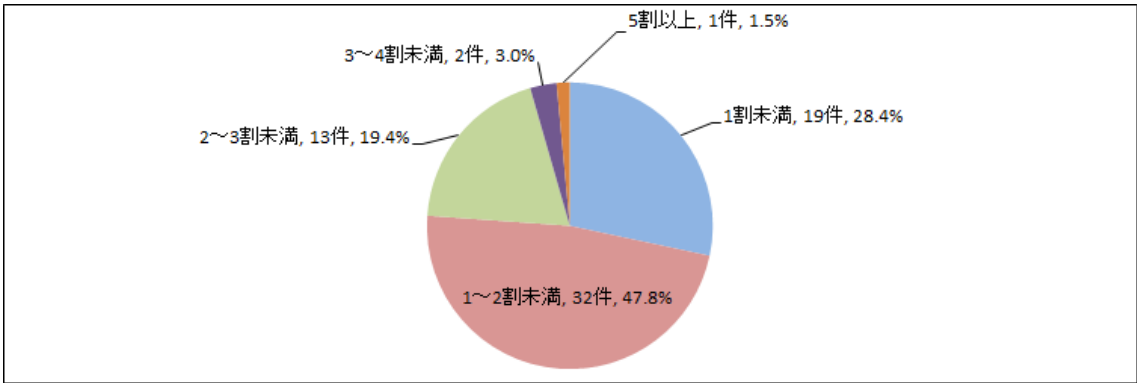


図 4-3. Q2. (1-1). 1 【収集運搬】 廃プラスチック類の処理量の増加幅

(1-1-1) 収集運搬（積替保管有）：処理量の増加幅（平均処理量別）

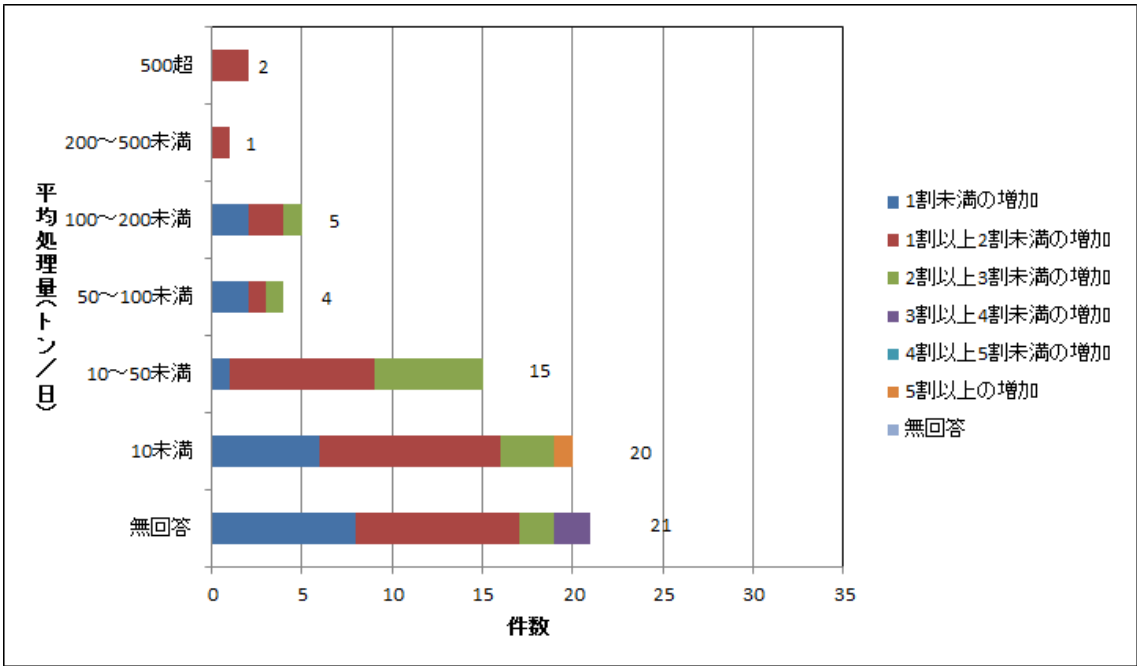


図 4-3. Q2. (1-1-1). 1 【収集運搬（積替保管有）】 廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

(1-1-2) 収集運搬（積替保管無）：処理量の増加幅（平均処理量別）

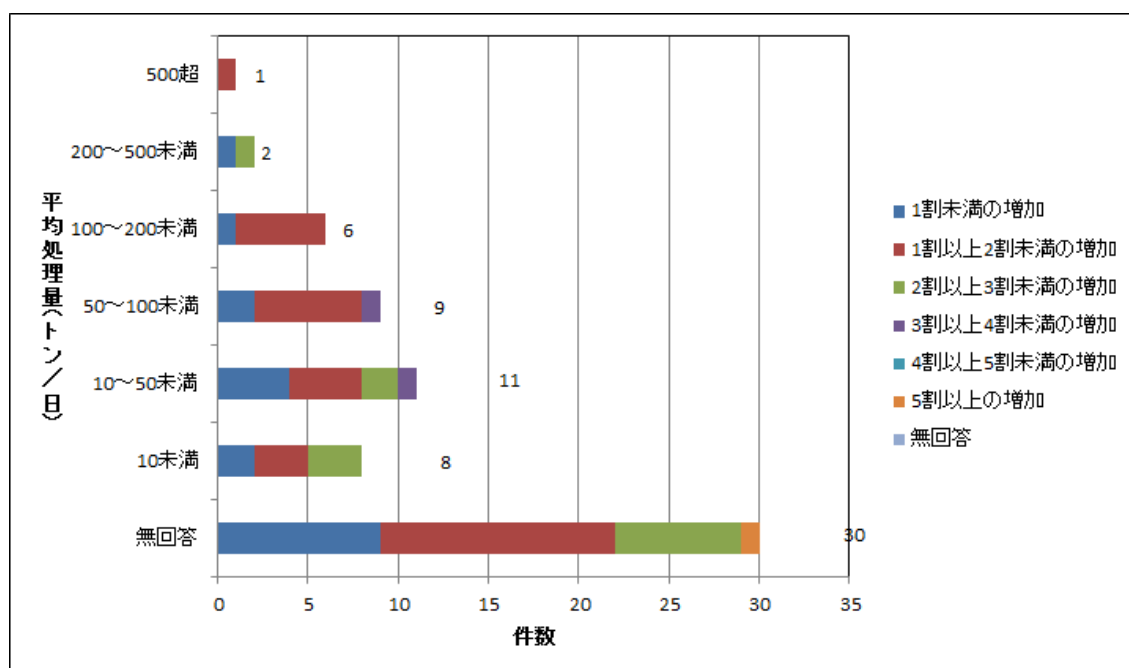


図 4-3. Q2. (1-1-2). 1 【収集運搬（積替保管無）】廃プラスチック類の処理量の増加幅
(平均処理量別)

(1 - 2) 収集運搬：処理量の減少幅

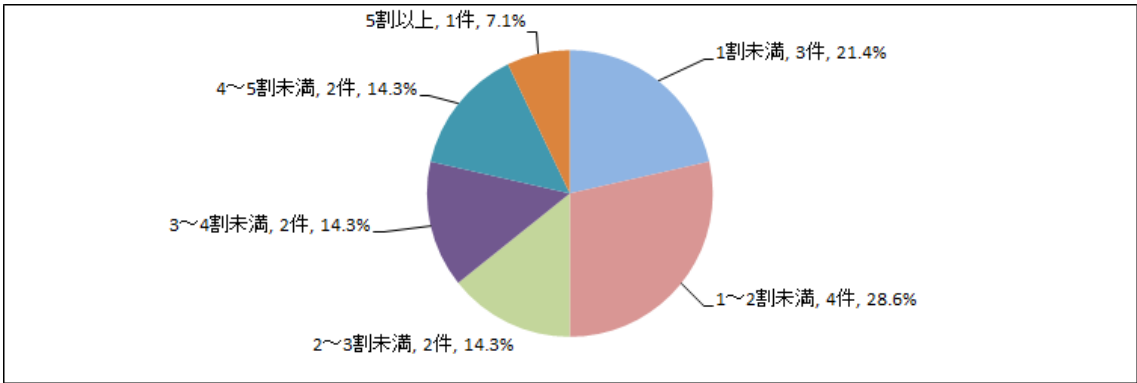


図 4-3. Q2. (1-2). 1 【収集運搬】 廃プラスチック類の処理量の減少幅

(1 - 2 - 1) 収集運搬（積替保管有）：処理量の減少幅（平均処理量別）

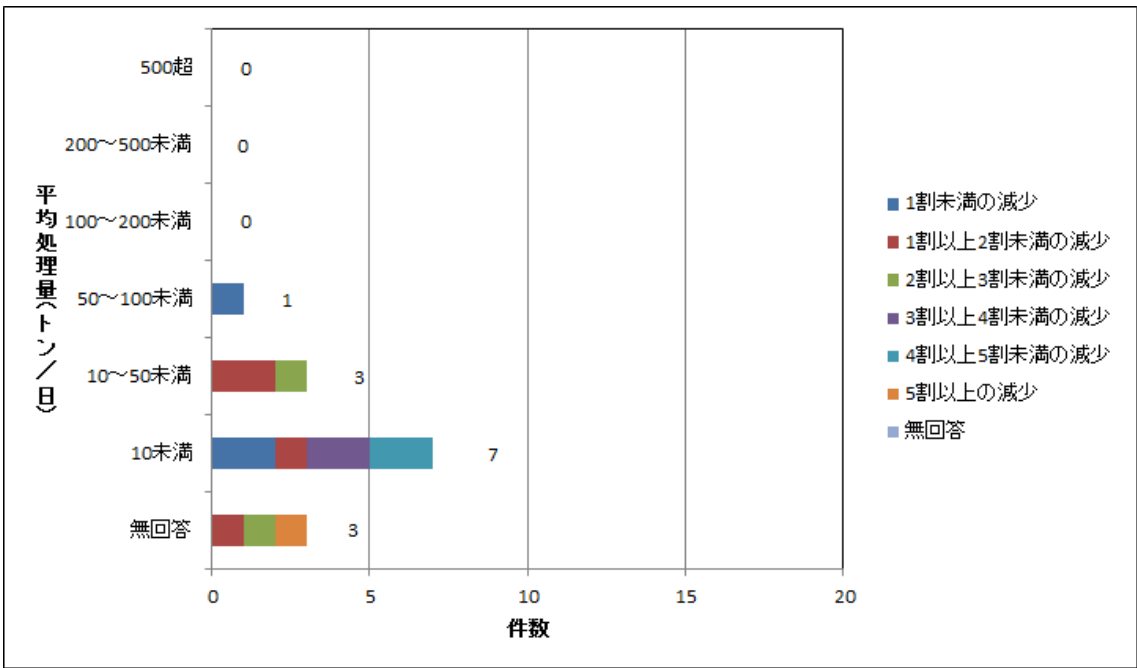


図 4-3. Q2. (1-2-1). 1 【収集運搬（積替保管有）】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

(1-2-2) 収集運搬（積替保管無）：処理量の減少幅（平均処理量別）

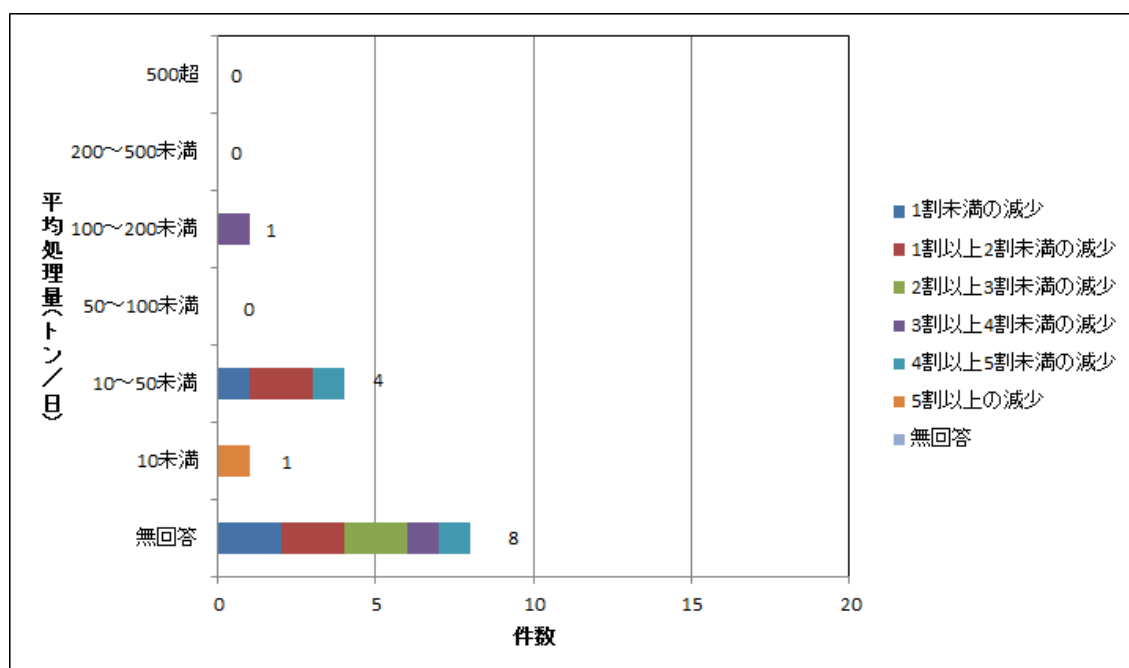


図 4-3. Q2. (1-2-2). 1 【収集運搬（積替保管無）】廃プラスチック類の処理量の減少幅
(平均処理量別)

(1-3) 収集運搬：処理量に変化なし

(1-3-1) 収集運搬（積替保管有）：処理量に変化なし（平均処理量別）

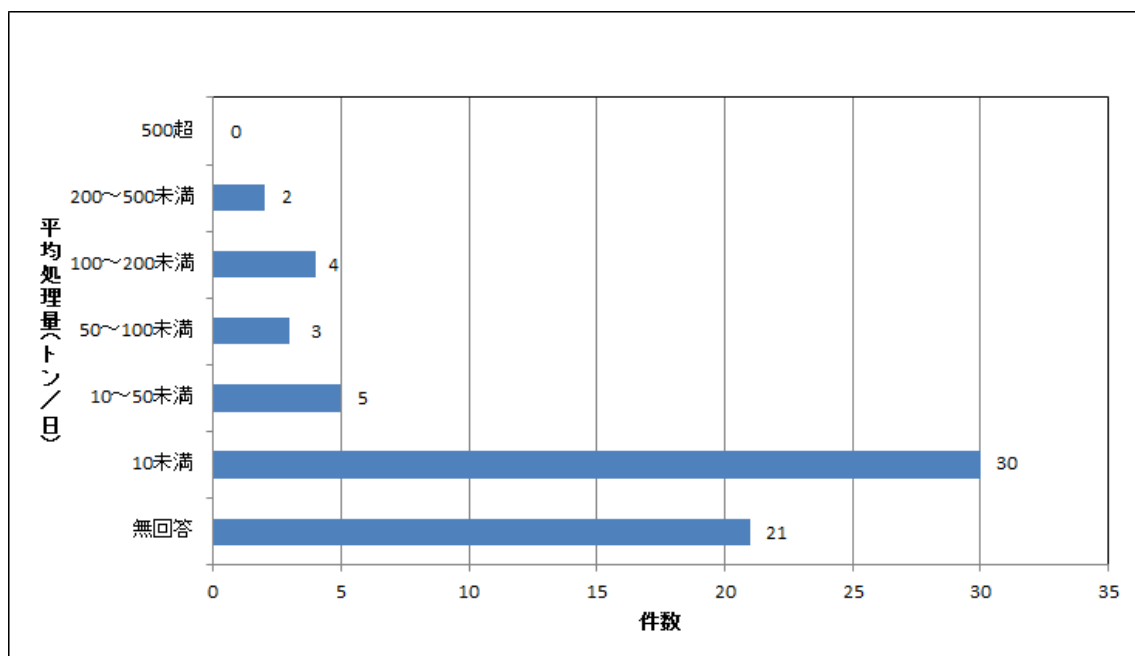


図 4-3. Q2. (1-3-1). 1 【収集運搬（積替保管有）】 廃プラスチック類の処理量に変化なし
（平均処理量別）

(1-3-2) 収集運搬（積替保管無）：処理量に変化なし（平均処理量別）

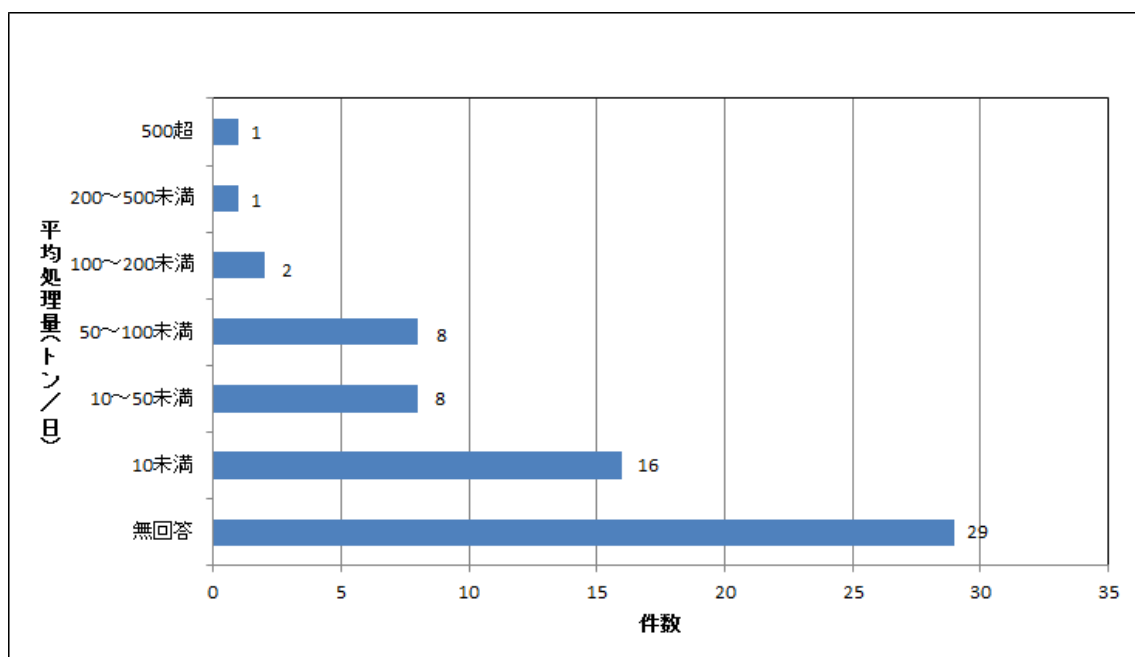


図 4-3. Q2. (1-3-2). 1 【収集運搬（積替保管無）】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

(2) 中間処理

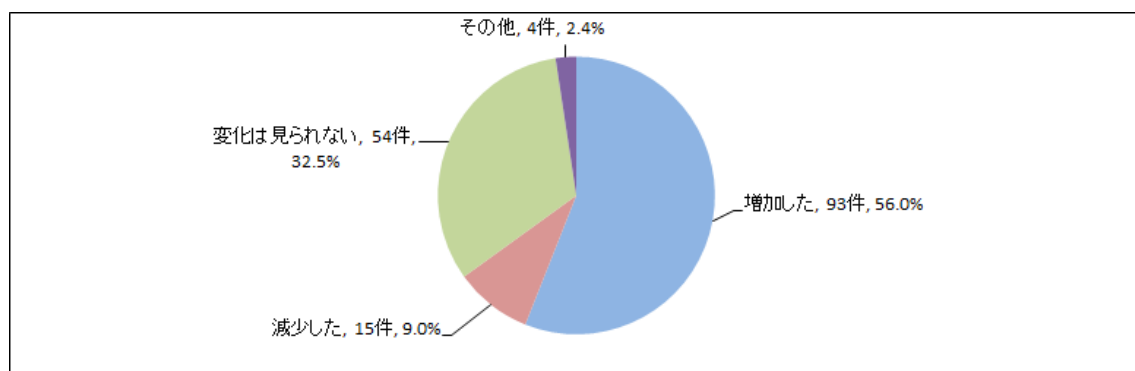


図 4-3. Q2. (2). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の変化
(平成 29 年 12 月までとの比較)

(2-1) 中間処理：処理量の増加幅

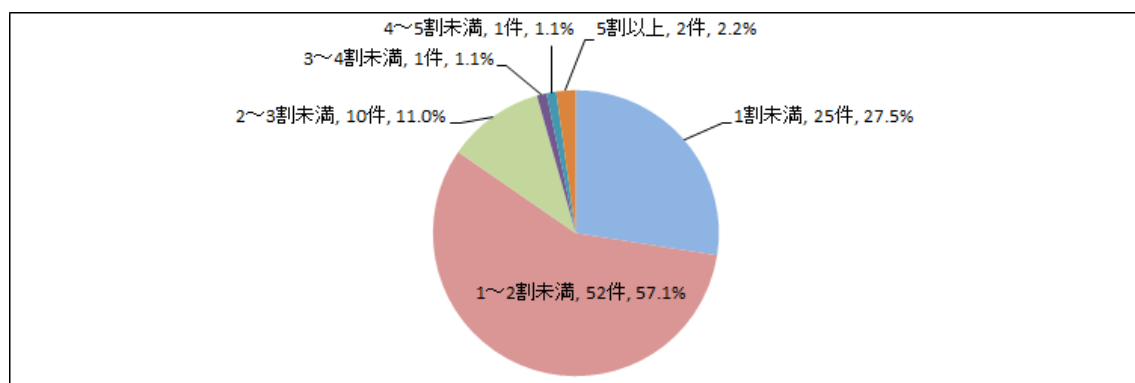


図 4-3. Q2. (2-1). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の増加幅

(2-1-1) 中間処理：処理量の増加幅（平均処理量別）

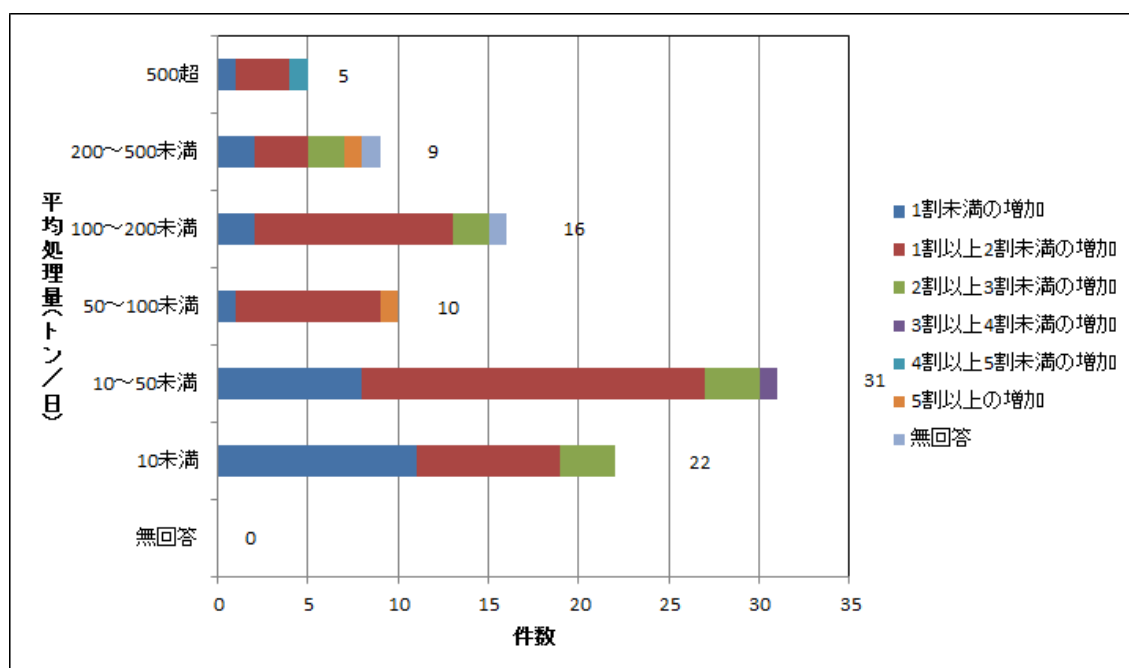


図 4-3. Q2. (2-1-1). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

(2-1-2) 中間処理：処理量の増加幅（中間処理の保有施設種類別）

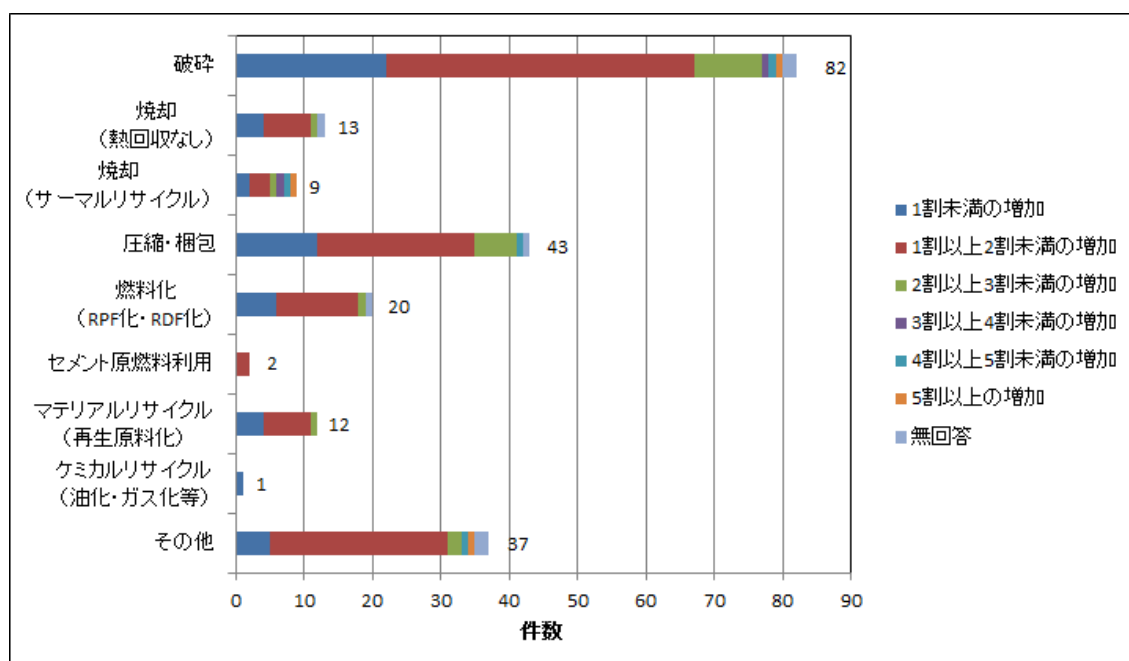


図 4-3. Q2. (2-1-2). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の増加幅（中間処理種類別）

(2-1-3) 中間処理：処理量の増加幅（中間処理の保有施設種類別・平均処理量別）

【破碎】

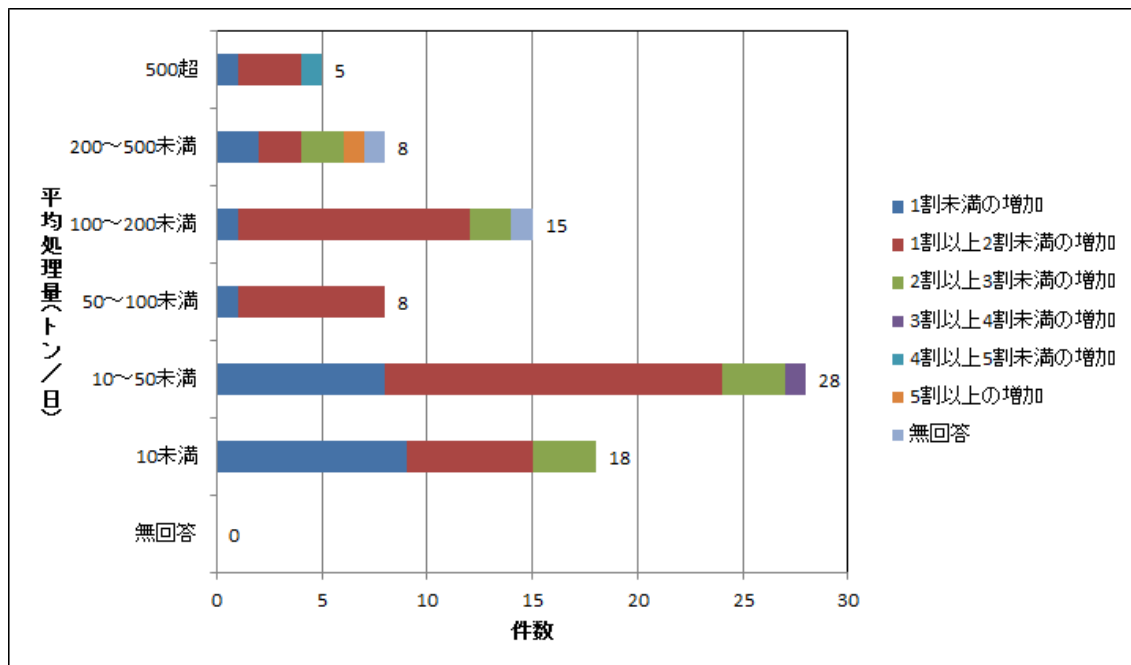


図 4-3. Q2. (2-1-3). 1 【中間処理（破碎）】 廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【焼却（熱回収なし）】

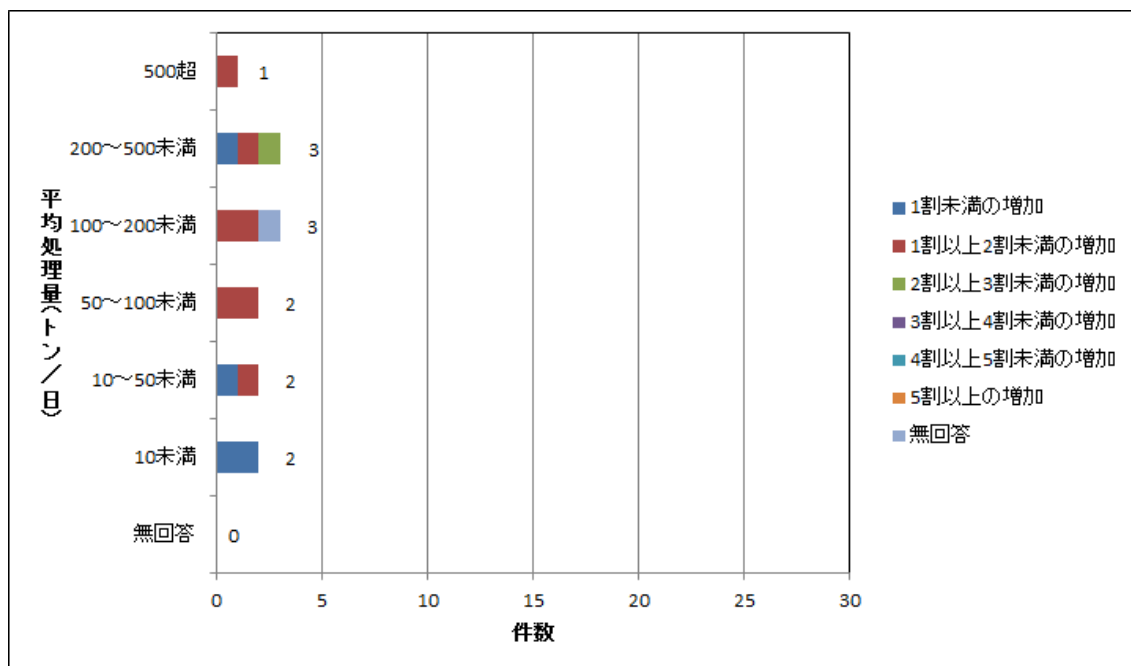


図 4-3. Q2. (2-1-3). 2 【中間処理（焼却（熱回収なし））】 廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【焼却（サーマルリサイクル）】

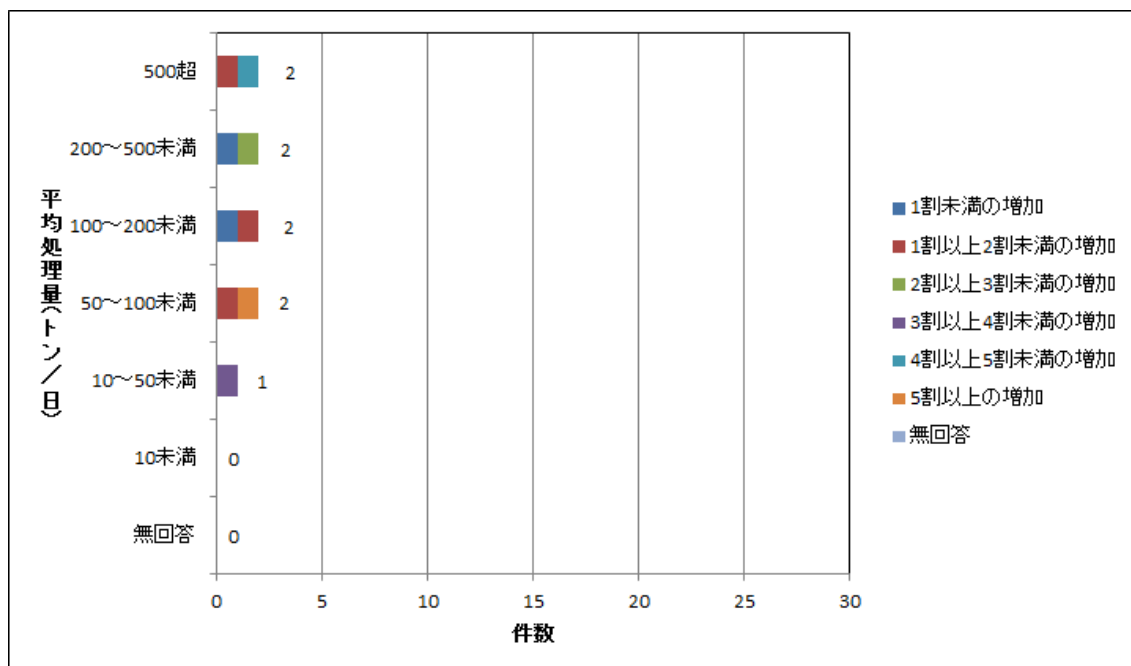


図 4-3. Q2. (2-1-3). 3 【中間処理（焼却（サーマルリサイクル））】 廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【圧縮梱包】

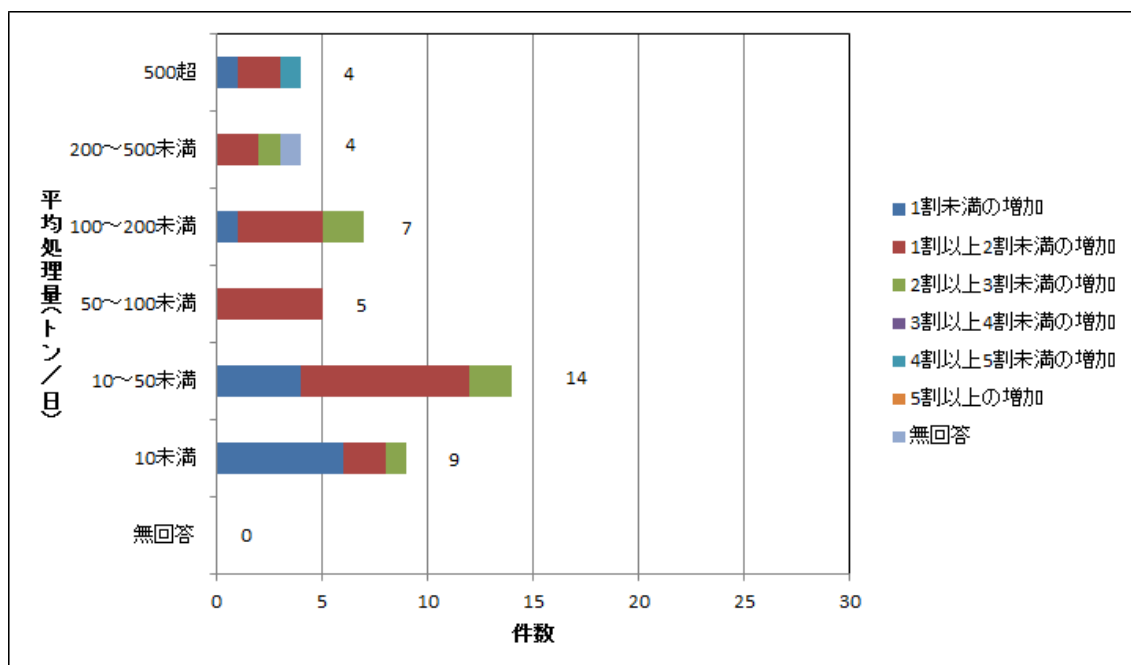


図 4-3. Q2. (2-1-3). 4 【中間処理（圧縮・梱包）】 廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【燃料化(RPF化・RDF化)】

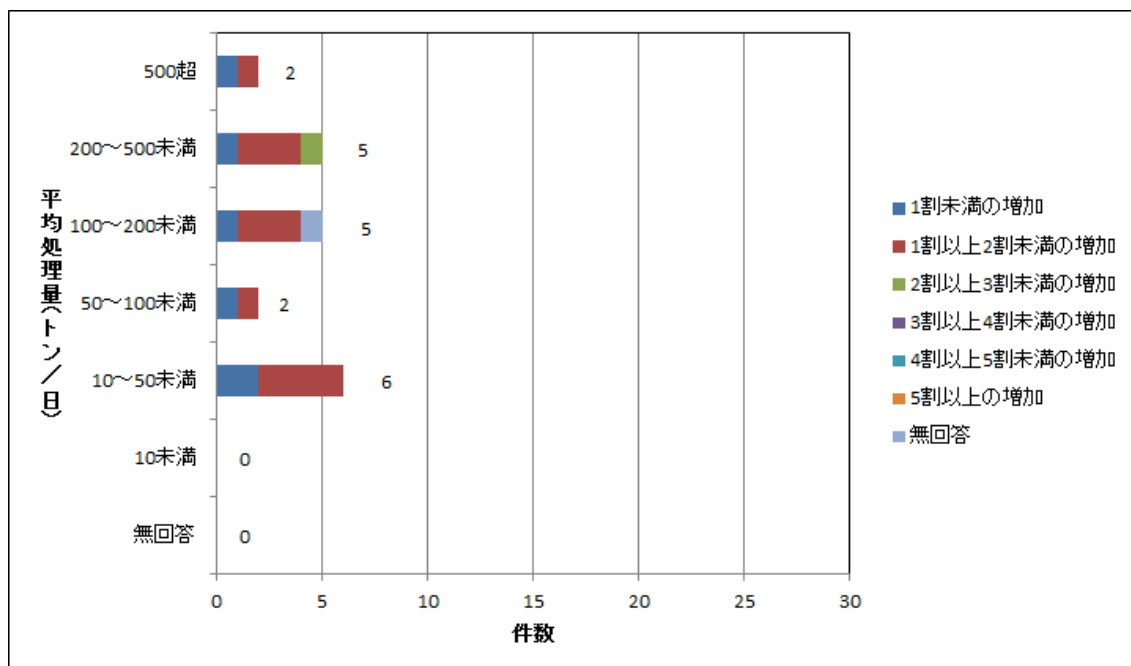


図 4-3. Q2. (2-1-3). 5 【中間処理（燃料化(RPF化・RDF化)）】廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【セメント原燃料利用】

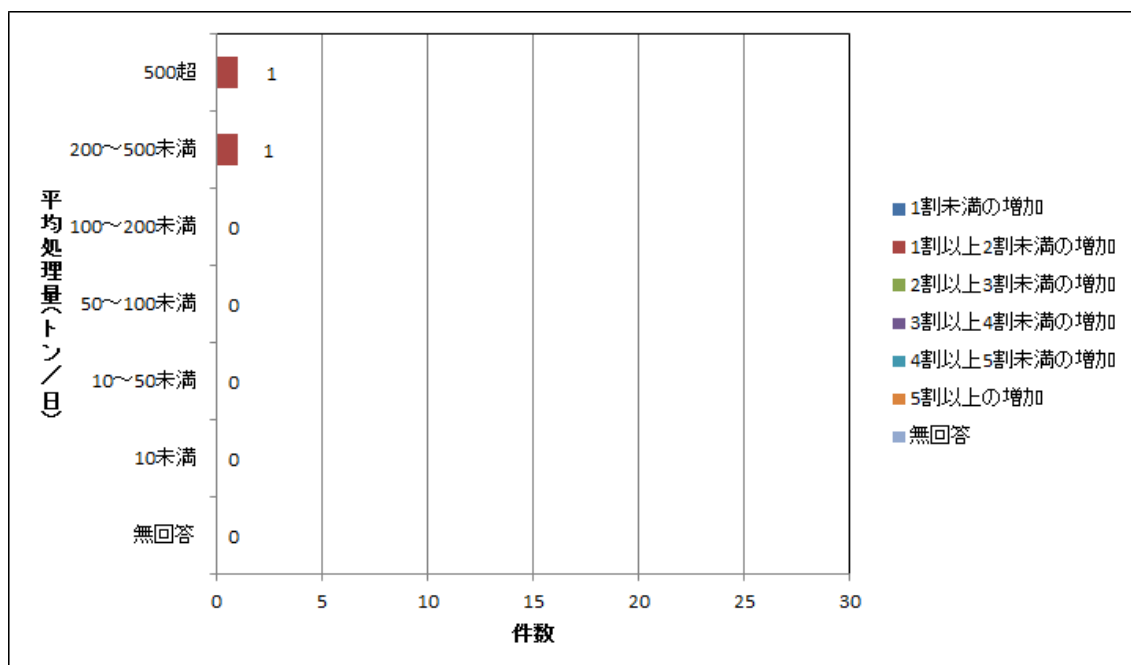


図 4-3. Q2. (2-1-3). 6 【中間処理（セメント原燃料利用）】廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

【マテリアルリサイクル(再生原料化)】

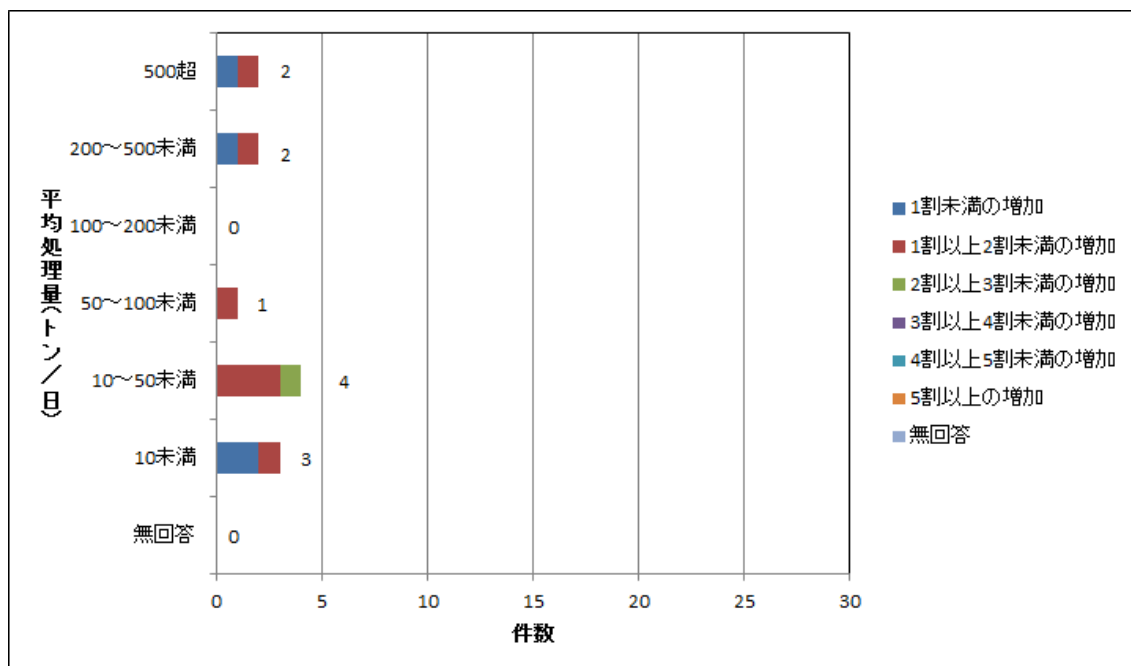


図 4-3. Q2. (2-1-3). 7 【中間処理 (マテリアルリサイクル(再生原料化))】

廃プラスチック類の処理量の増加幅 (平均処理量別)

【ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)】

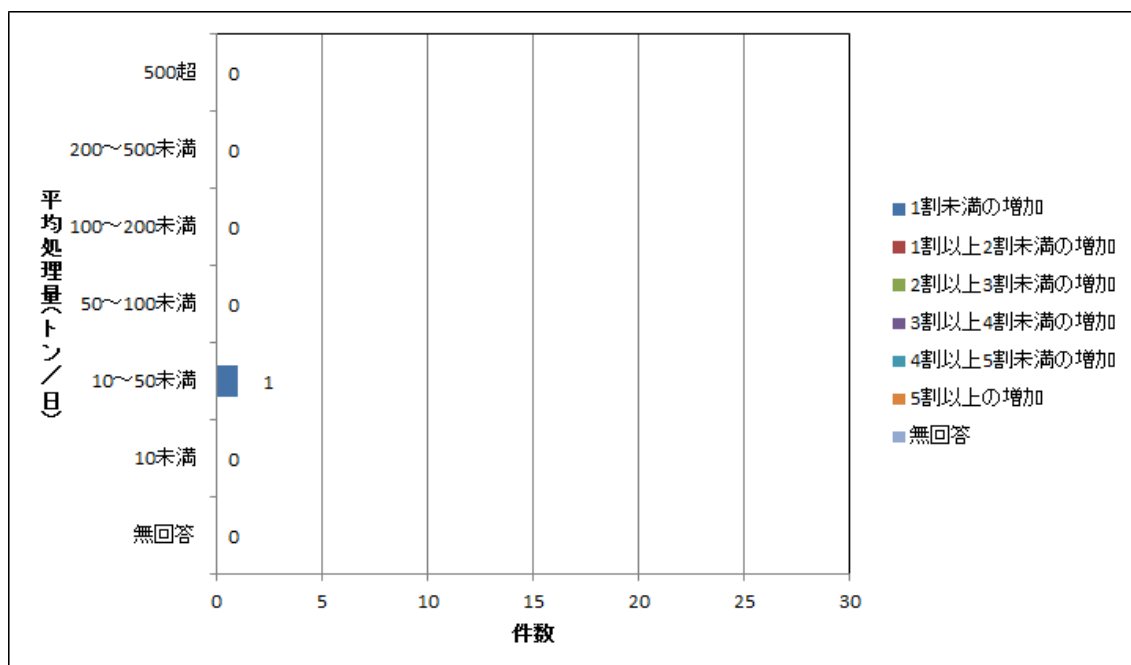


図 4-3. Q2. (2-1-3). 8 【中間処理 (ケミカルリサイクル(油化・ガス化等))】

廃プラスチック類の処理量の増加幅 (平均処理量別)

【その他】

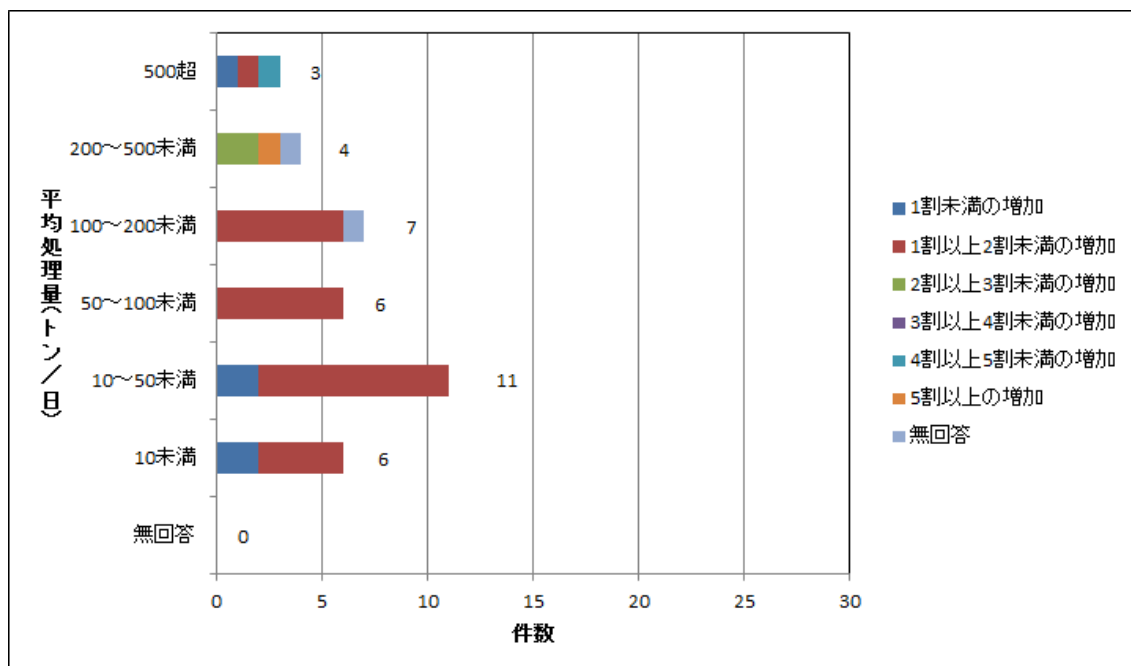


図 4-3. Q2. (2-1-3). 9 【中間処理（その他）】廃プラスチック類の処理量の増加幅
(平均処理量別)

(2-2) 中間処理：処理量の減少幅

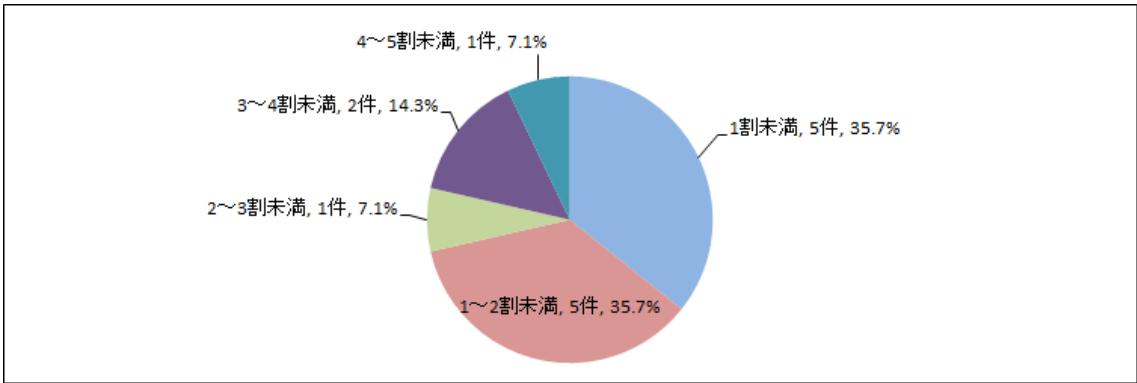


図 4-3. Q2. (2-2). 1 【中間処理】 廃プラスチック類の処理量の減少幅

(2-2-1) 中間処理：処理量の減少幅（平均処理量別）

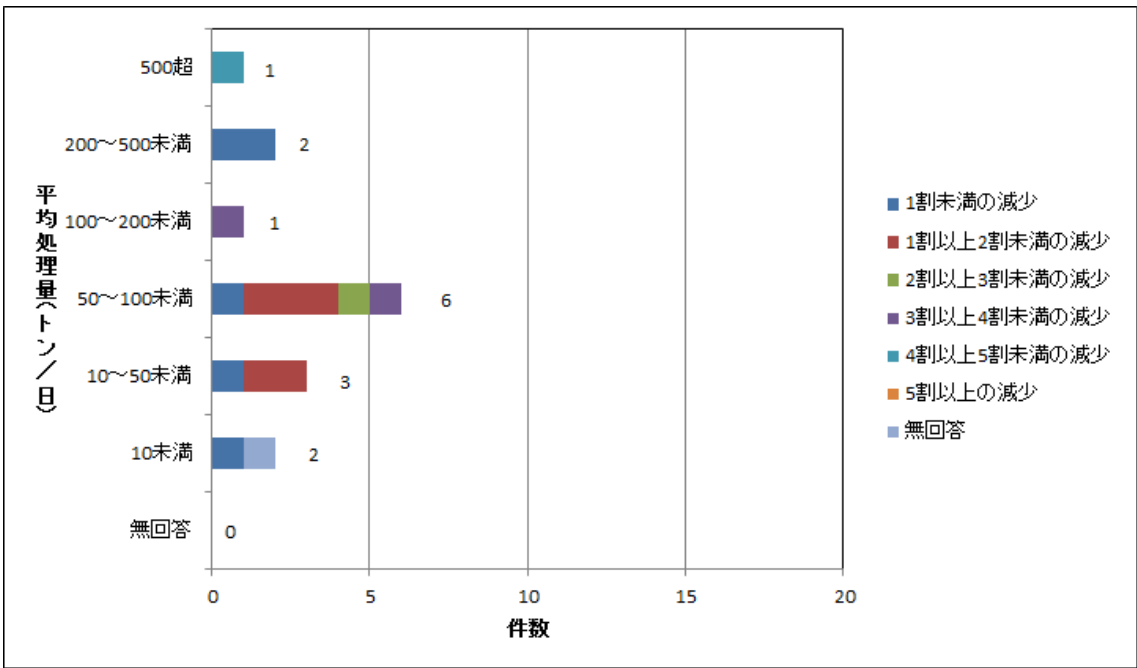


図 4-3. Q2. (2-2-1). 1 【中間処理】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

(2-2-2) 中間処理：処理量の減少幅（中間処理の保有施設種類別）

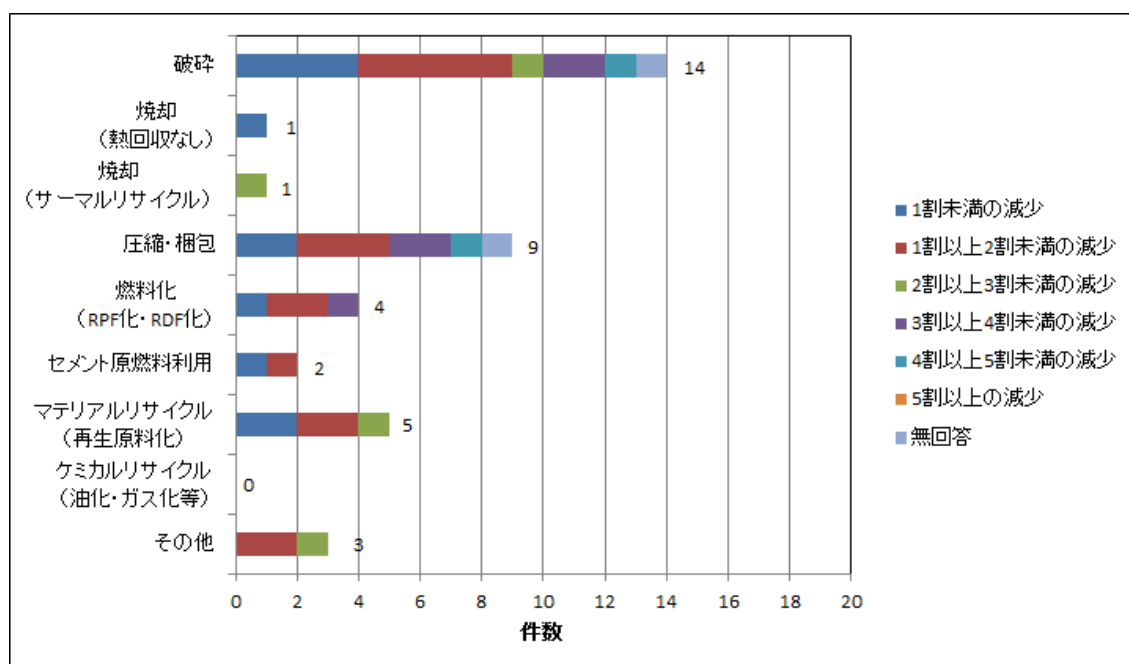


図 4-3. Q2. (2-2-2). 1 【中間処理】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（中間処理種類別）

(2-2-3) 中間処理：処理量の減少幅（中間処理の保有施設種類別・平均処理量別）

【破碎】

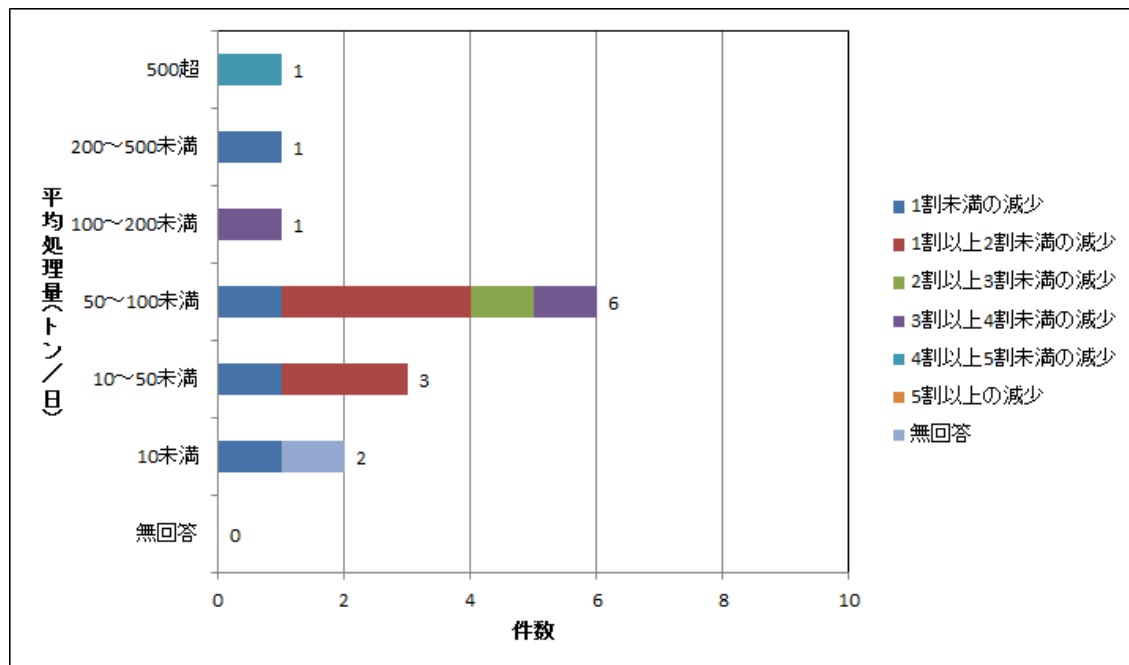


図 4-3. Q2. (2-2-3). 1 【中間処理（破碎）】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【焼却（熱回収なし）】

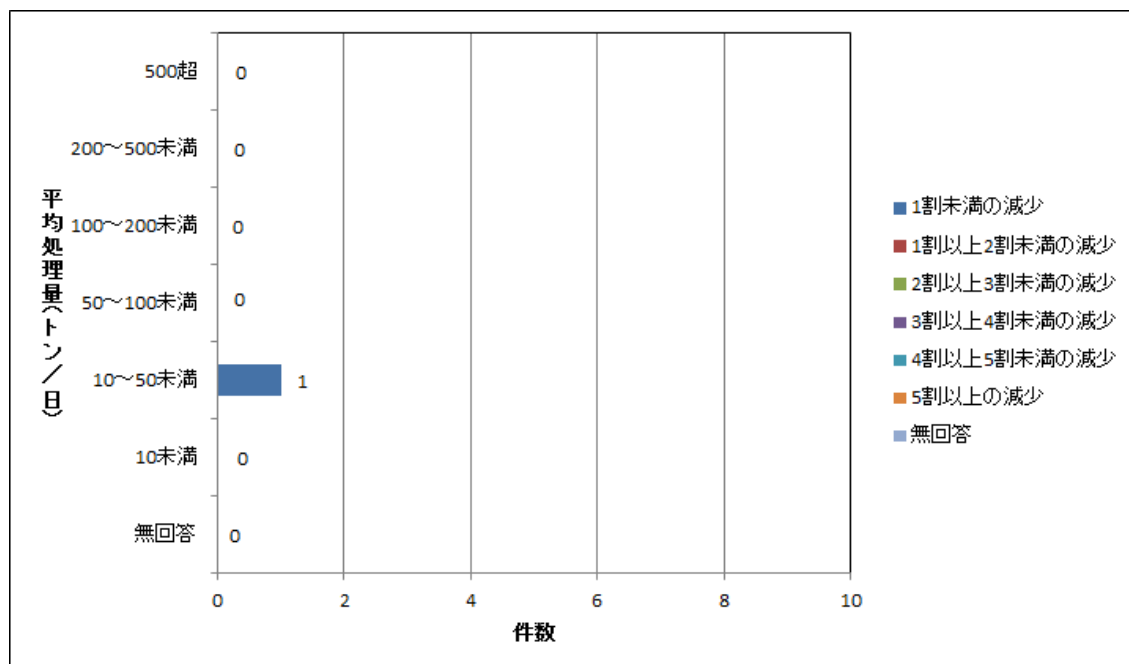


図 4-3. Q2. (2-2-3). 2 【中間処理（焼却（熱回収なし））】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【焼却（サーマルリサイクル）】

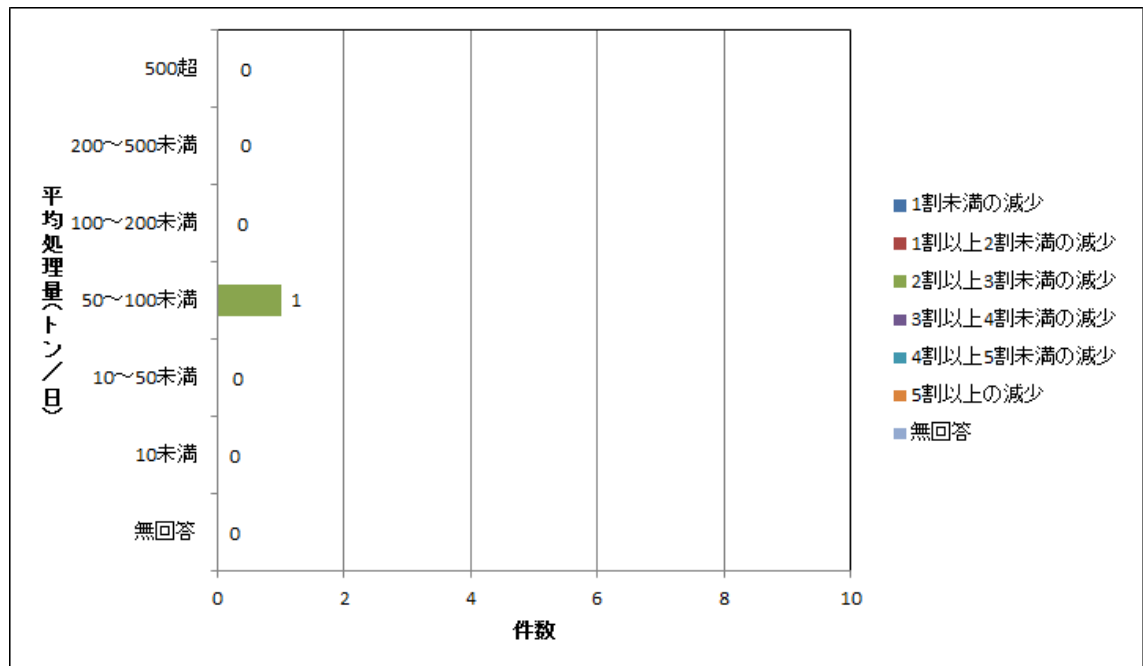


図 4-3. Q2. (2-2-3). 3 【中間処理（焼却（サーマルリサイクル））】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【圧縮・梱包】

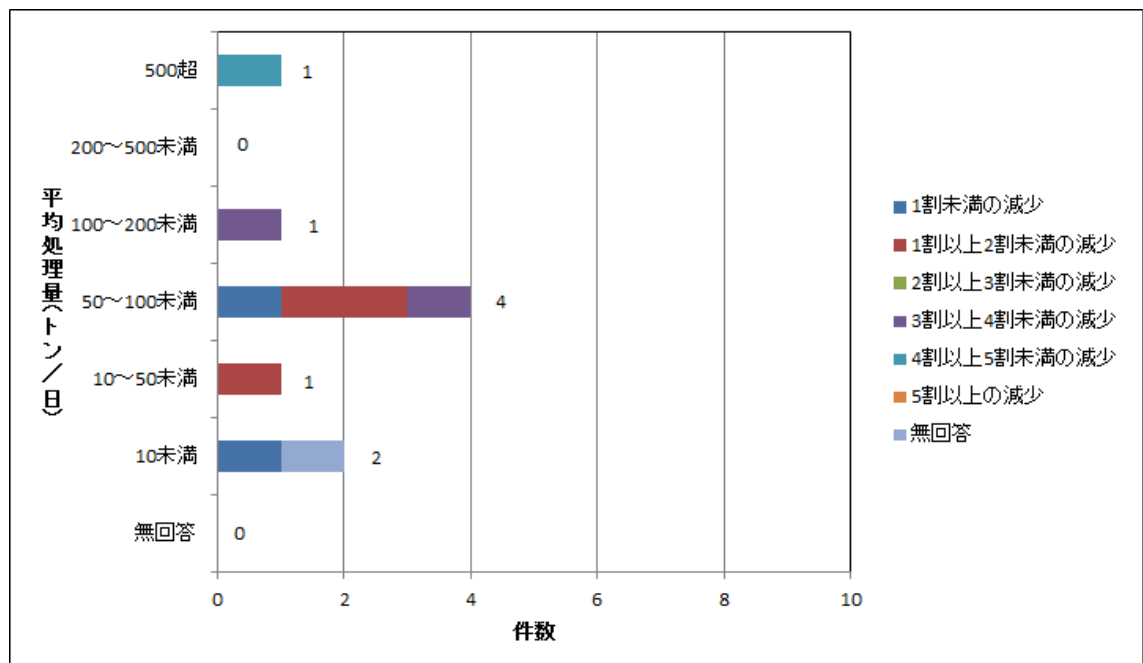


図 4-3. Q2. (2-2-3). 4 【中間処理（圧縮・梱包）】 廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【燃料化(RPF化・RDF化)】

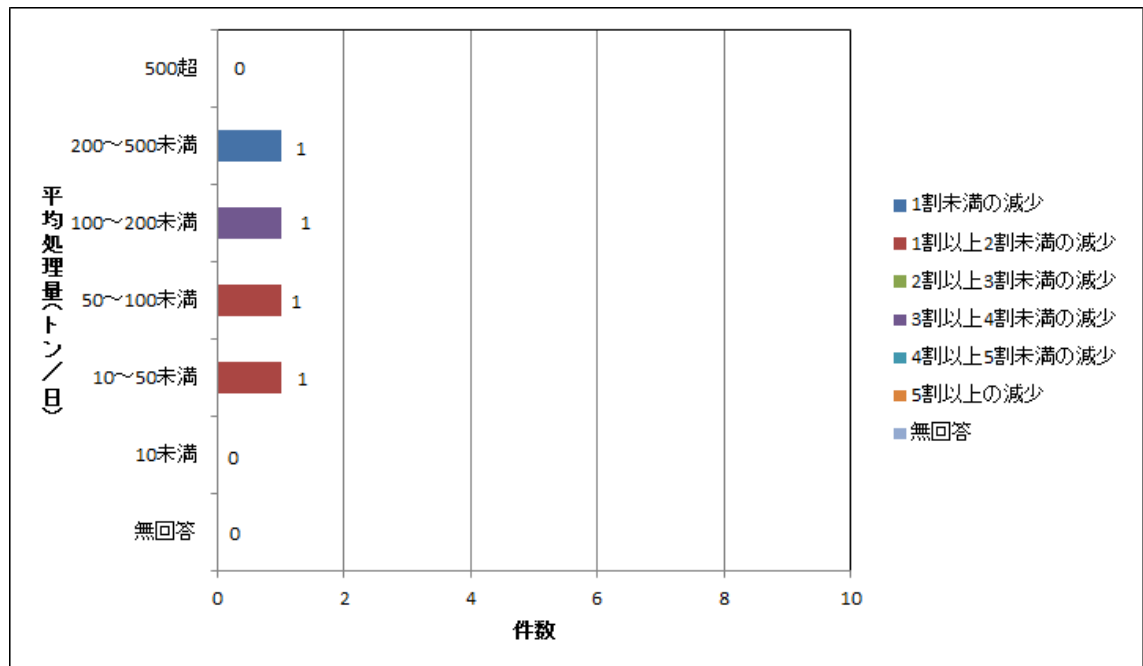


図 4-3. Q2. (2-2-3). 5 【中間処理（燃料化(RPF化・RDF化)）】廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【セメント原燃料利用】

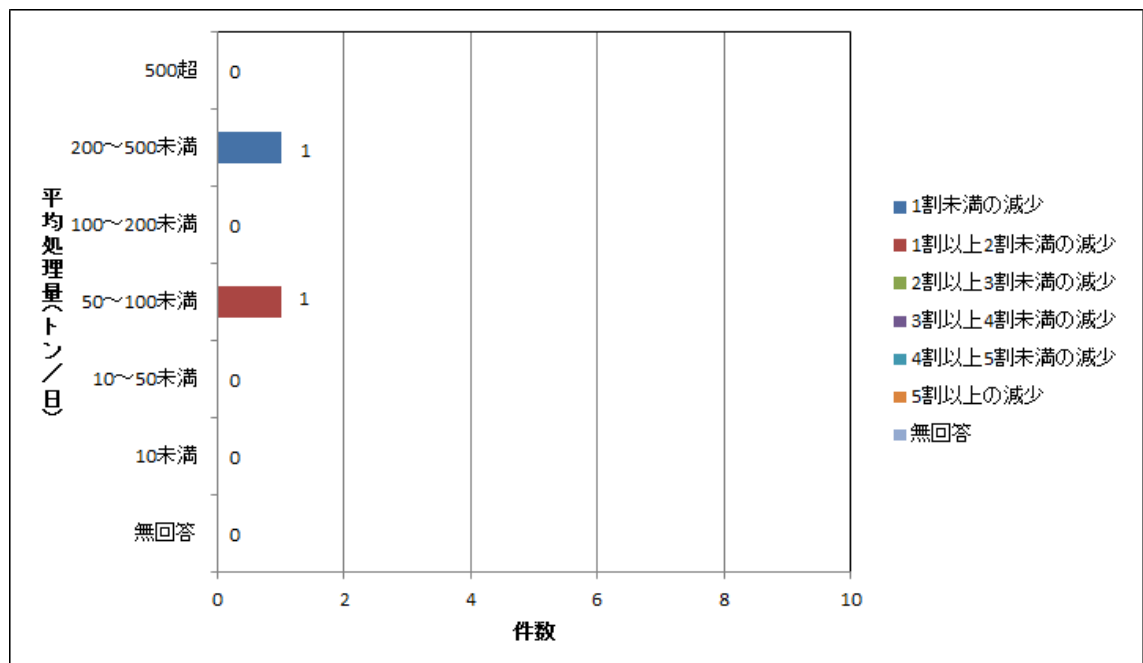


図 4-3. Q2. (2-2-3). 6 【中間処理（セメント原燃料利用）】廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【マテリアルリサイクル（再生原料化）】

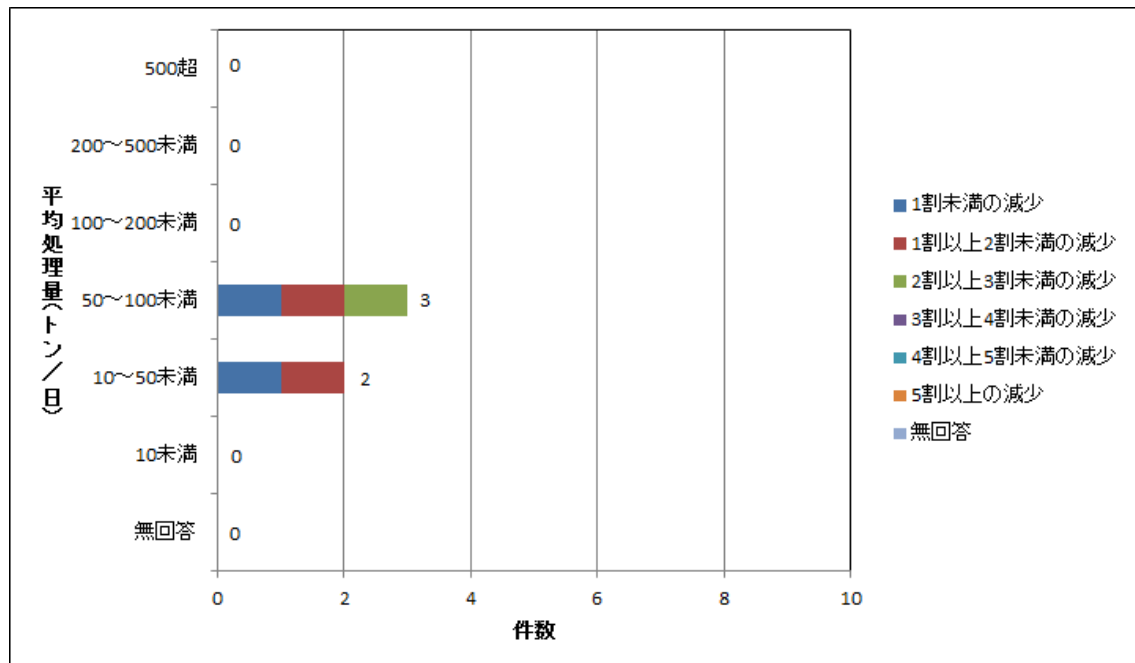


図 4-3. Q2. (2-2-3). 7 【中間処理（マテリアルリサイクル(再生原料化)）】

廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

【ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)】

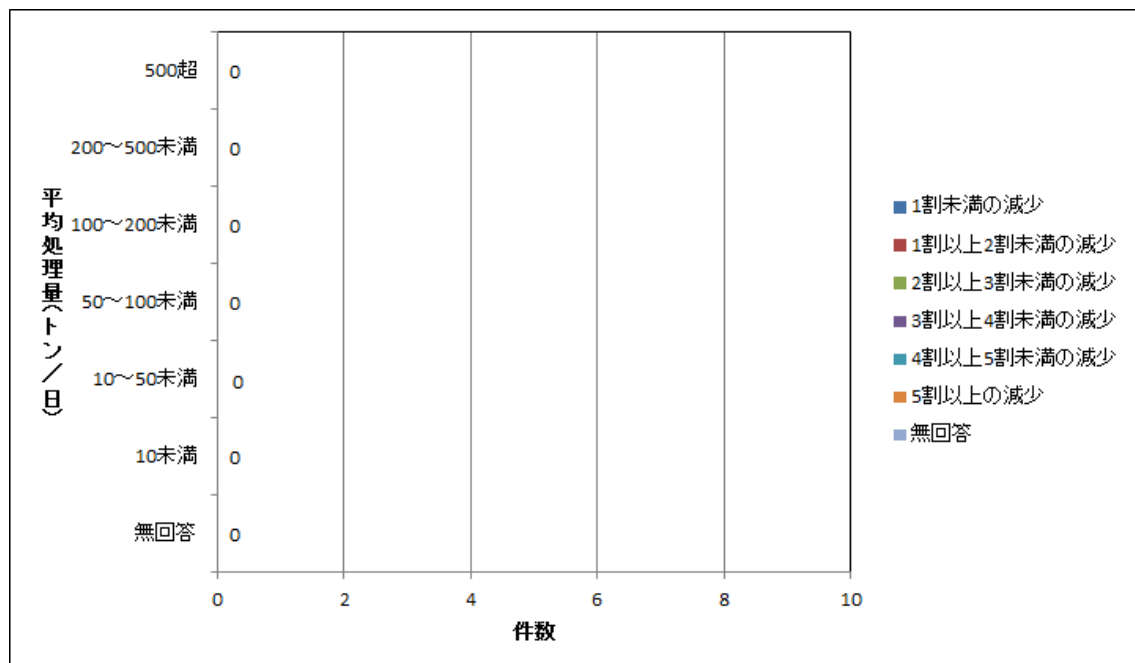


図 4-3. Q2. (2-2-3). 8 【中間処理（ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)）】 廃プラスチック類の

処理量の減少幅（平均処理量別）

【その他】

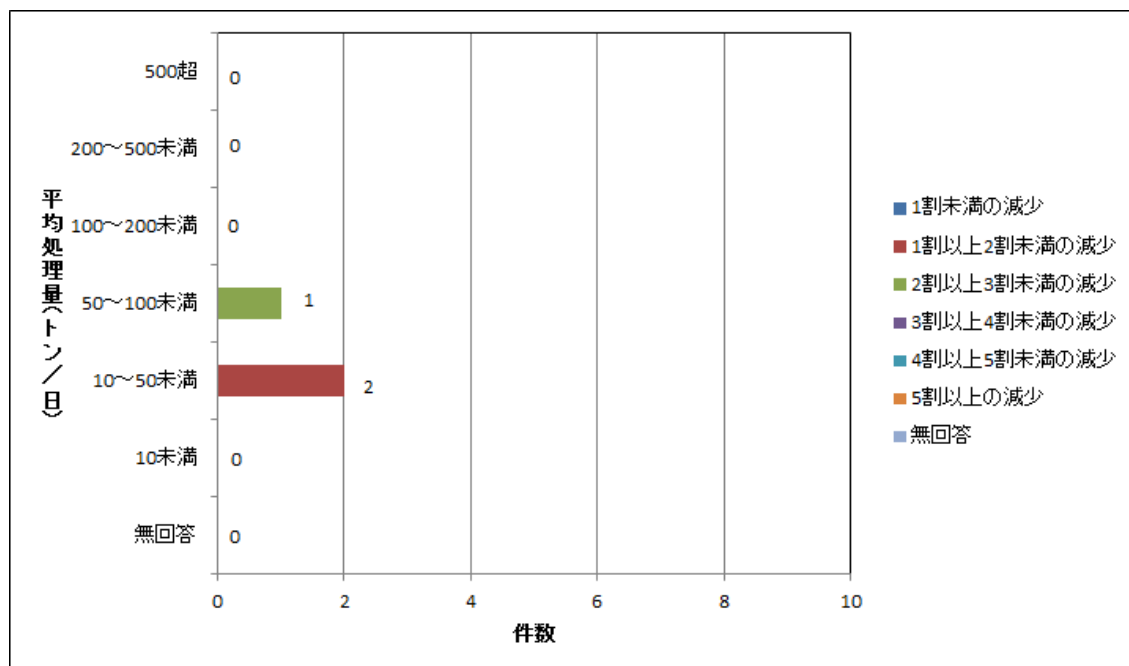


図 4-3. Q2. (2-2-3). 9 【中間処理（その他）】廃プラスチック類の処理量の減少幅
(平均処理量別)

(2-3) 中間処理：処理量に変化なし

(2-3-1) 中間処理：処理量に変化なし（平均処理量別）

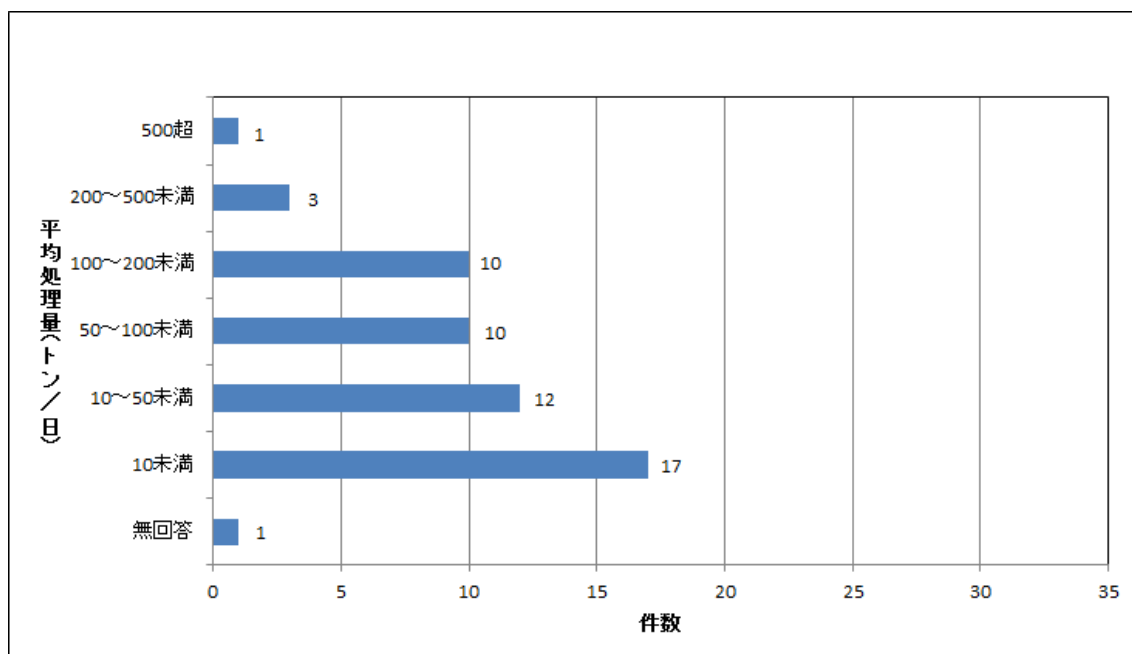


図 4-3. Q2. (2-3-1). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量に変化なし
(平均処理量別)

(2-3-2) 中間処理：処理量に変化なし（中間処理の保有施設種類別）

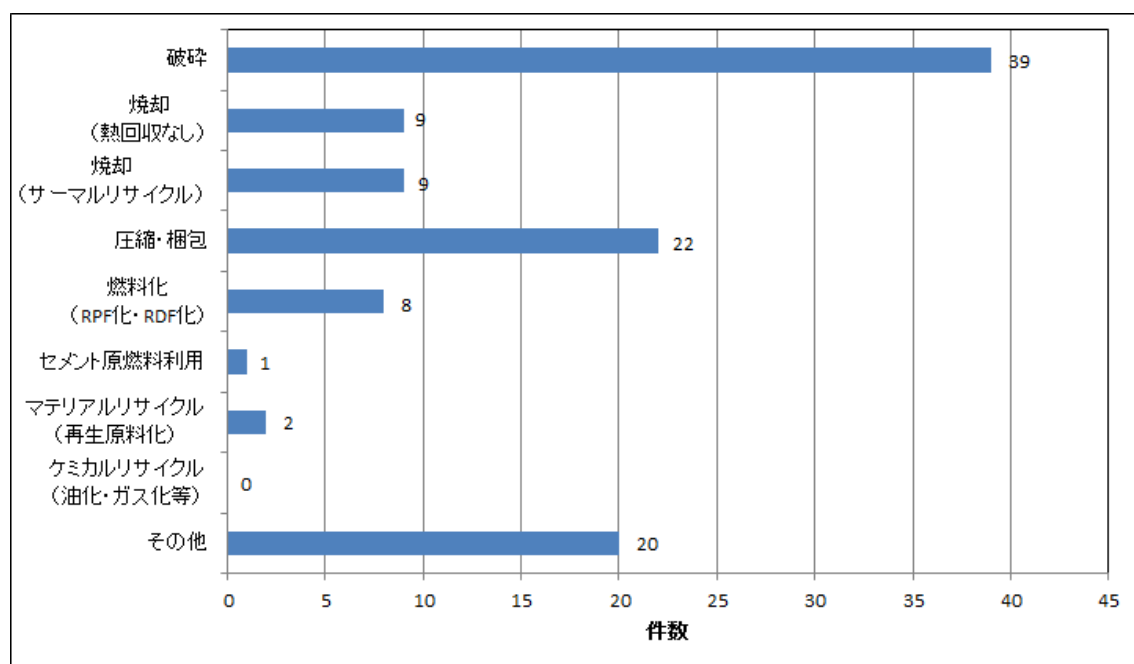


図 4-3. Q2. (2-3-2). 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量に変化なし
(中間処理の保有施設種類別)

(2-3-3) 中間処理：処理量に変化なし（中間処理の保有施設種類別・平均処理量別）

【破碎】

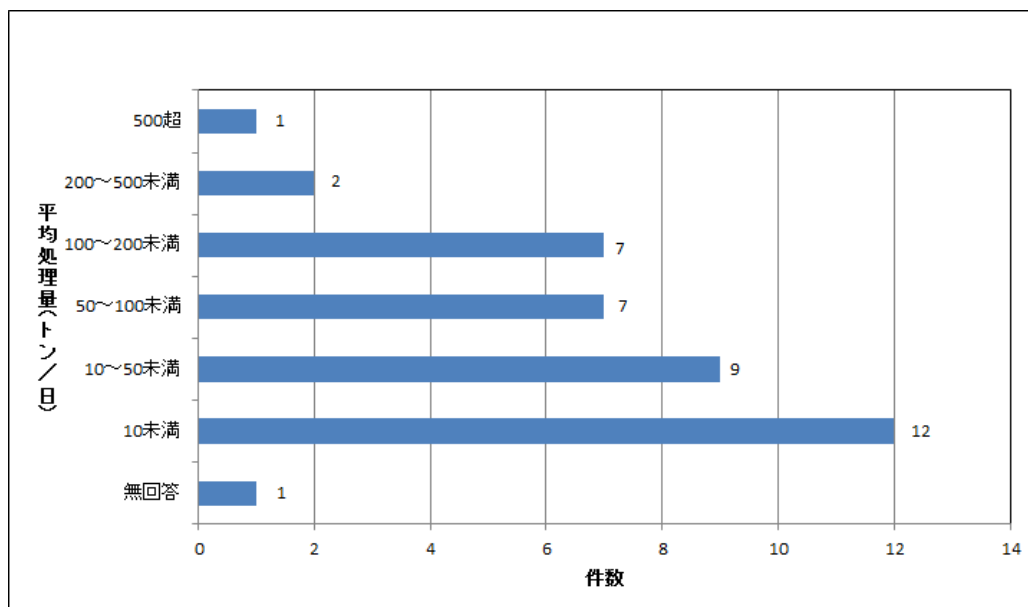


図 4-3. Q2. (2-3-3). 1 【中間処理（破碎）】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【焼却（熱回収なし）】

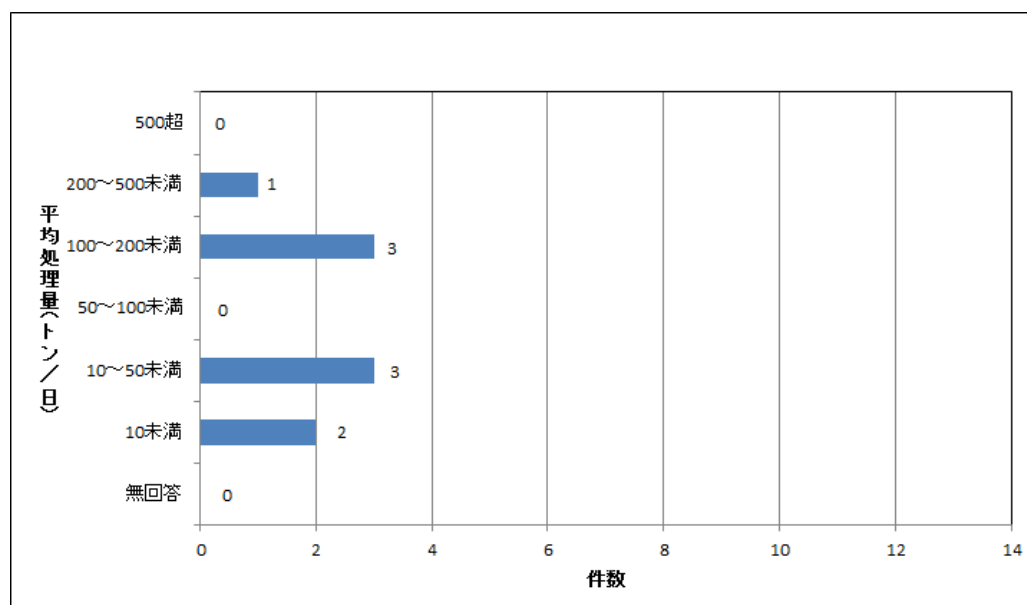


図 4-3. Q2. (2-3-3). 2 【中間処理（焼却(熱回収なし)）】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【焼却（サーマルリサイクル）】

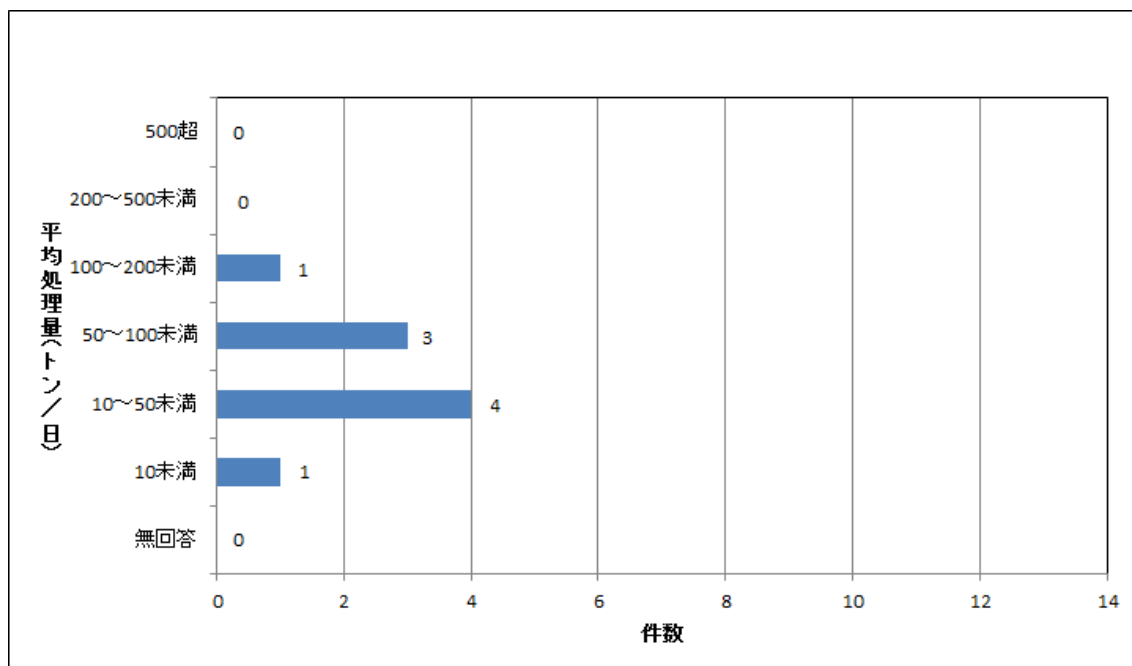


図 4-3. Q2. (2-3-3). 3 【中間処理（焼却(サーマルリサイクル)）】 廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【圧縮・梱包】

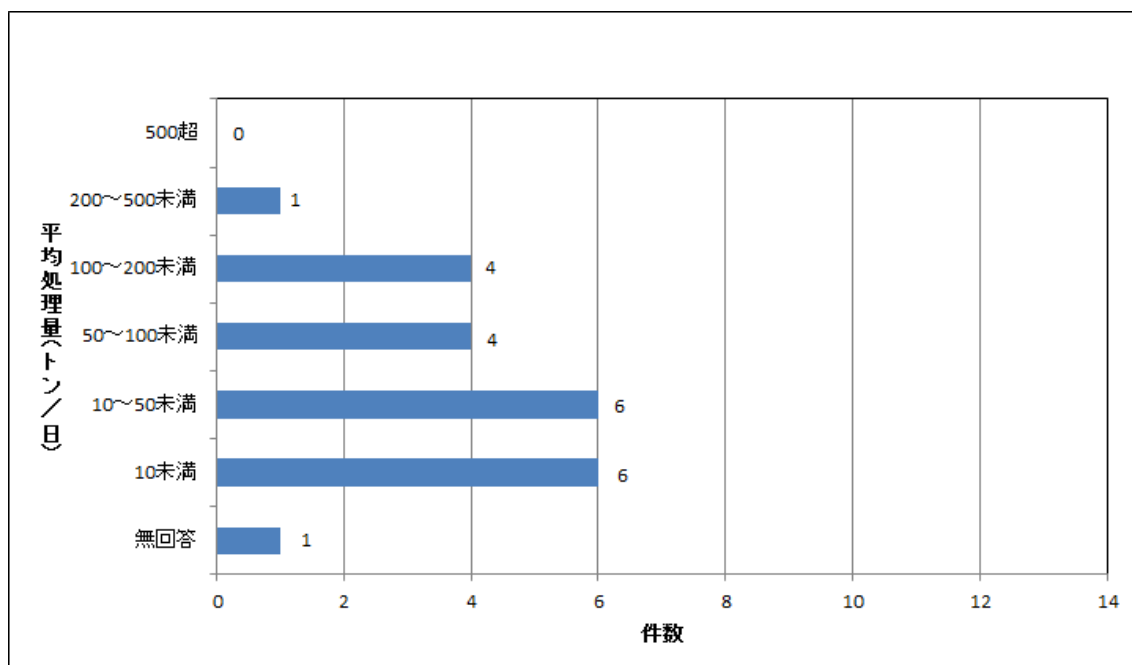


図 4-3. Q2. (2-3-3). 4 【中間処理（圧縮・梱包）】 廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【燃料化（RPF 化・RDF 化）】

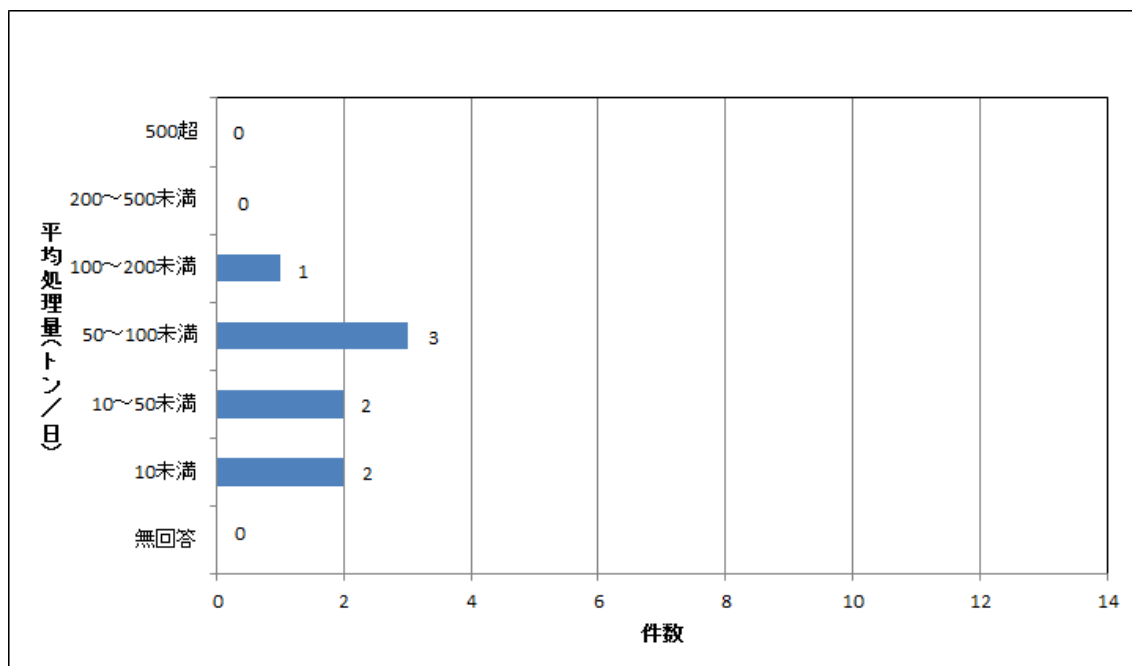


図 4-3. Q2. (2-3-3). 5 【中間処理（燃料化(RPF 化・RDF 化)）】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【セメント原燃料利用】

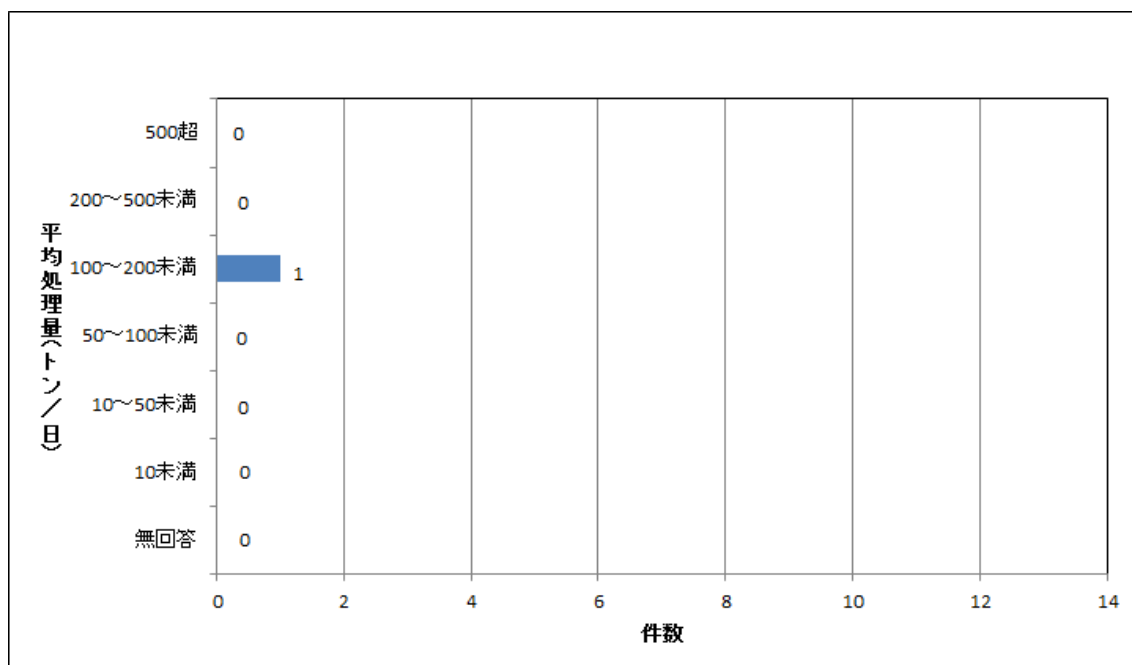


図 4-3. Q2. (2-3-3). 6 【中間処理（セメント原燃料利用）】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【マテリアルリサイクル（再生原料化）】

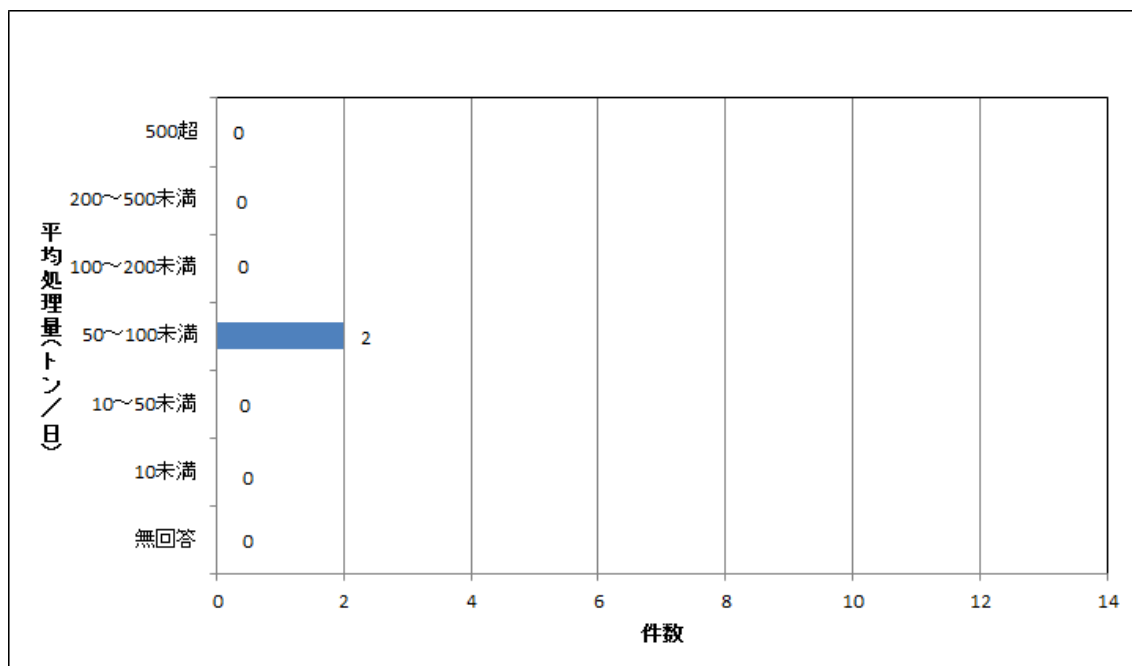


図 4-3. Q2. (2-3-3). 7 【中間処理（マテリアルリサイクル(再生原料化)）】

廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

【ケミカルリサイクル（油化・ガス化等）】

該当なし

【その他】

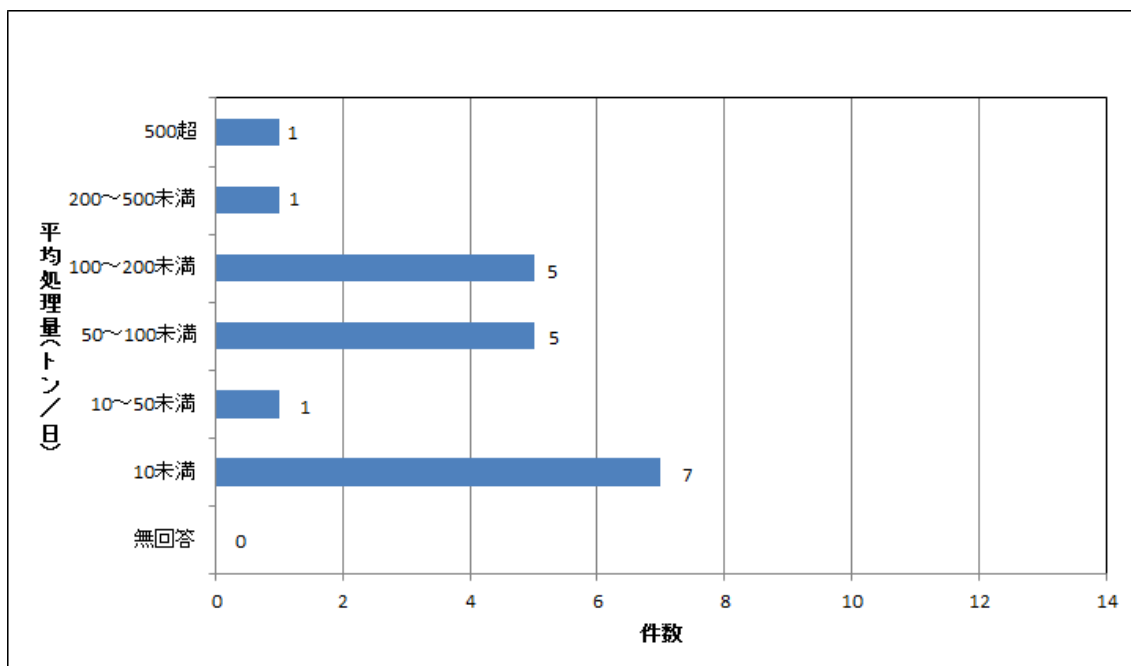


図 4-3. Q2. (2-3-3). 8 【中間処理（その他）】

廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

(3) 最終処分

【Q2：最終処分】

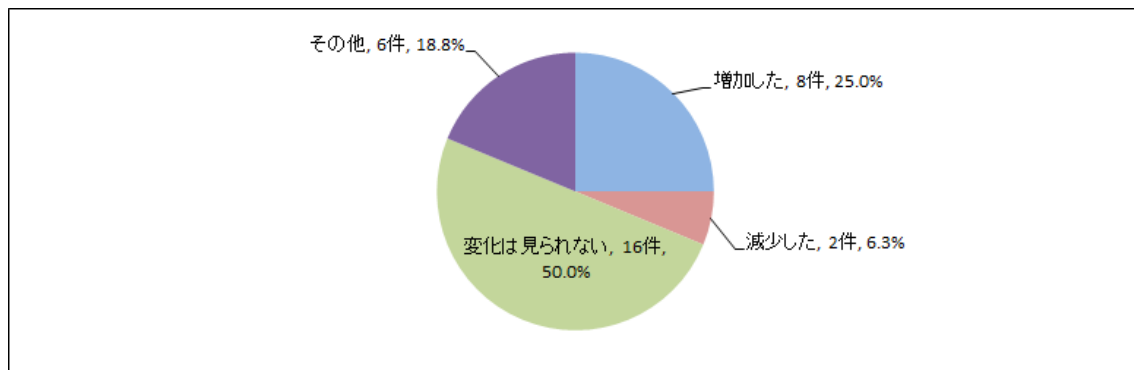


図 4-3. Q2. (3). 1 【最終処分】廃プラスチック類の処理量の変化（平成 29 年 12 月までとの比較）

(3-1) 最終処分：処理量の増加幅

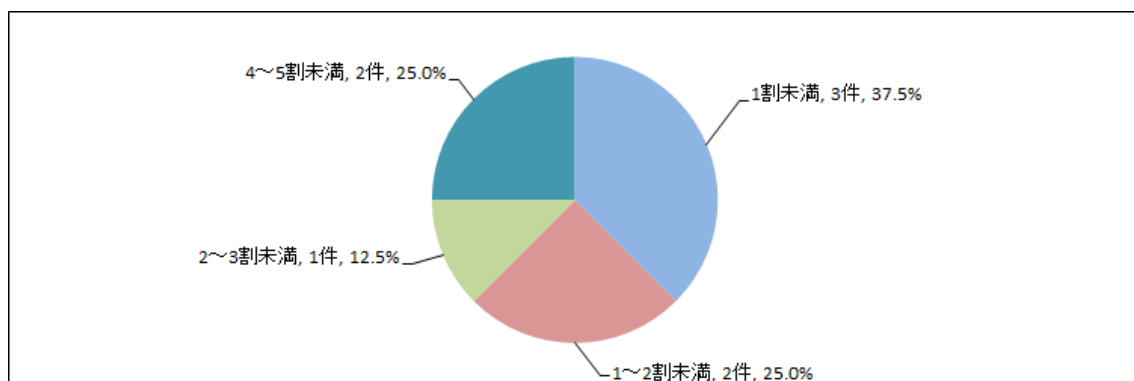


図 4-3. Q2. (3-1). 1 【最終処分】廃プラスチック類の処理量の増加幅

(3-1-1) 最終処分：処理量の増加幅（平均処理量別）

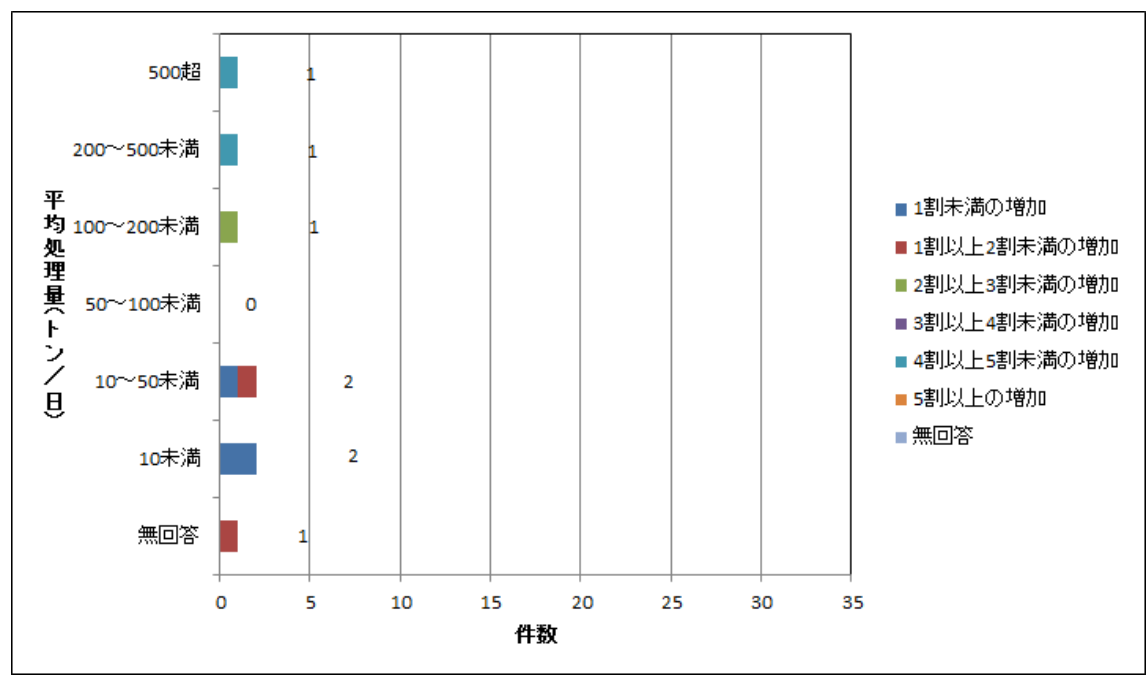


図 4-3. Q2. (3-1-1). 1 【最終処分】廃プラスチック類の処理量の増加幅（平均処理量別）

(3-2) 最終処分：処理量の減少幅

「減少した」と回答したケースにおける減少幅としては、「1割未満」、「5割以上」の回答がそれぞれ1件ずつであった。

(3-2-1) 最終処分：処理量の減少幅（平均処理量別）

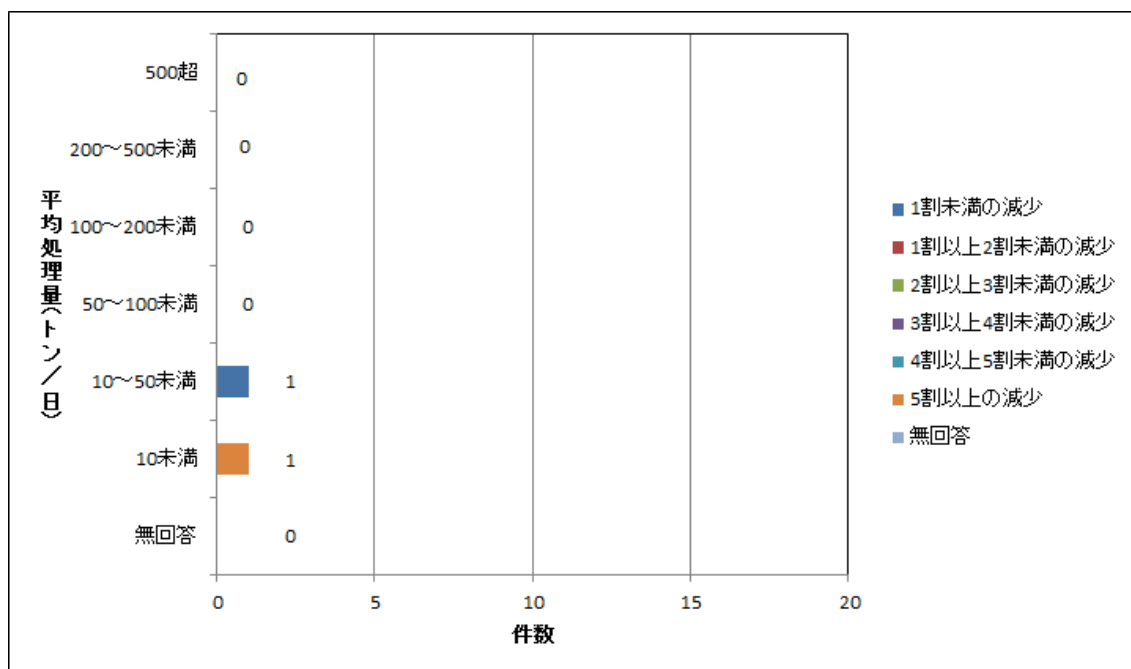


図 4-3. Q2. (3-2-1). 1 【最終処分】廃プラスチック類の処理量の減少幅（平均処理量別）

収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれについて、「処分量が増加した」と回答したケースを当該業者の業種（収集運搬（積替保管有）、収集運搬（積替保管無）、中間処理、最終処分）ごとの平均処理量（Q1(5)）別に集計した結果（（1-1-1）、（1-1-2）、（2-1-1）、（3-1-1）参照）、各業種共通して、「4割未満」、「5割未満」、「5割以上」といった高い割合で処分量が増加したと回答したケースが散見されるものの、総じて「1割未満」、「2割未満」、「3割未満」と回答したケースが大半である。

中間処理について、「処分量が増加した」と回答したケースを当該業者の保有施設の種類の種類（Q1(4)【中間処理】）及び平均処理量（Q1(5)【中間処理】）別に集計した結果（（2-1-2）、（2-1-3）参照）、保有施設の各種類・平均処理量に共通して、「4割未満」、「5割未満」、「5割以上」といった高い割合で処分量が増加したと回答したケースが散見されるものの、総じて「1割未満」、「2割未満」、「3割未満」と回答したケースが大半である。

収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれについて、「処分量が減少した」と回答したケースを当該業者の業種（収集運搬（積替保管有）、収集運搬（積

替保管無)、中間処理、最終処分) ごとの平均処理量 (Q1(5)) 別に集計した結果 ((1-2-1)、(1-2-2)、(2-2-1)、(3-2-1))、各業種共通して、「4割未満」、「5割未満」、「5割以上」といった高い割合で処分量が増加したと回答したケースが散見される(特に収集運搬)ものの、総じて「1割未満」、「2割未満」、「3割未満」と回答したケースが大半である。

中間処理について、「処分量が減少した」と回答したケースを当該業者の保有施設の種類 (Q1(4)【中間処理】) 及び平均処理量 (Q1(5)【中間処理】) 別に集計した結果 ((2-2-2)、(2-2-3) 参照)、保有施設の各種類・平均処理量に共通して、「4割未満」、「5割未満」、「5割以上」といった高い割合で処分量が増加したと回答したケースが散見される(破砕、圧縮・梱包)ものの、総じて「1割未満」、「2割未満」、「3割未満」と回答したケースが大半である。

(3-3) 最終処分：処理量に変化なし

(3-3-1) 最終処分：処理量に変化なし（平均処理量別）

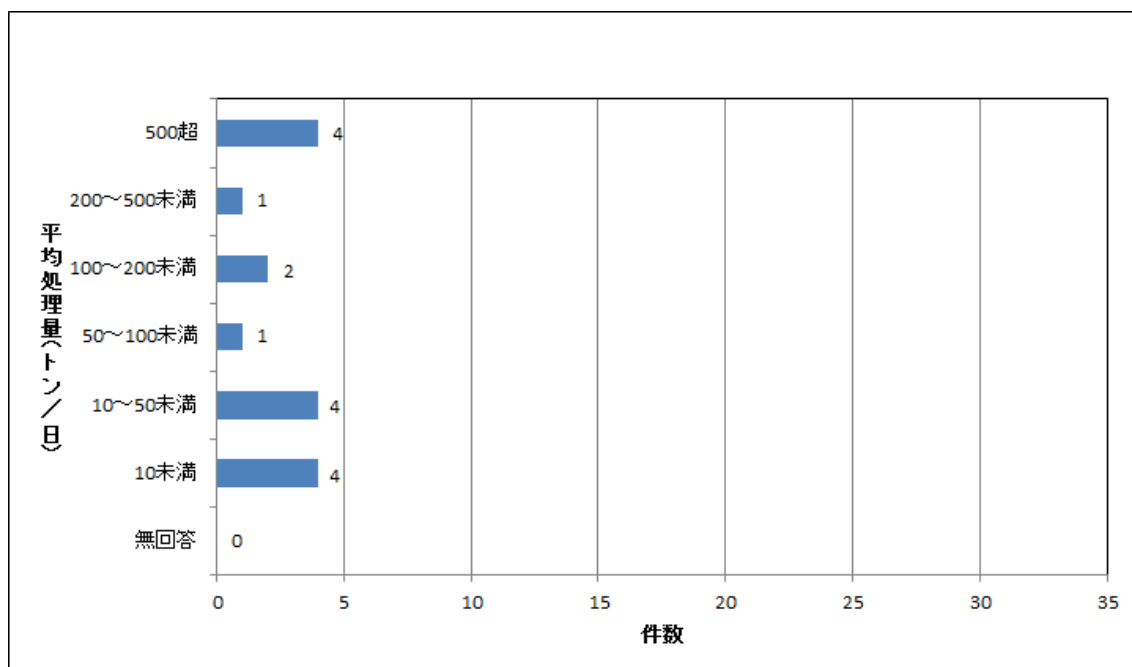


図 4-3. Q2. (3-3-1). 1 【最終処分】廃プラスチック類の処理量に変化なし（平均処理量別）

(参考)

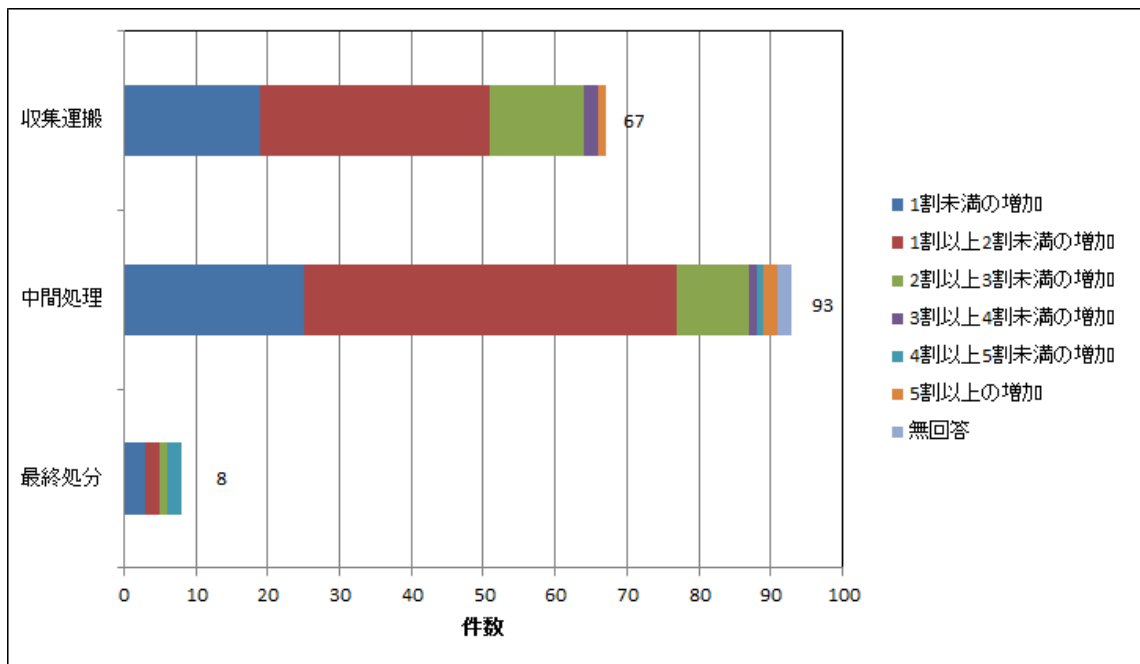


図 4-3. Q2. 参考 1 廃プラスチック類の処理量の増加幅（業種別）

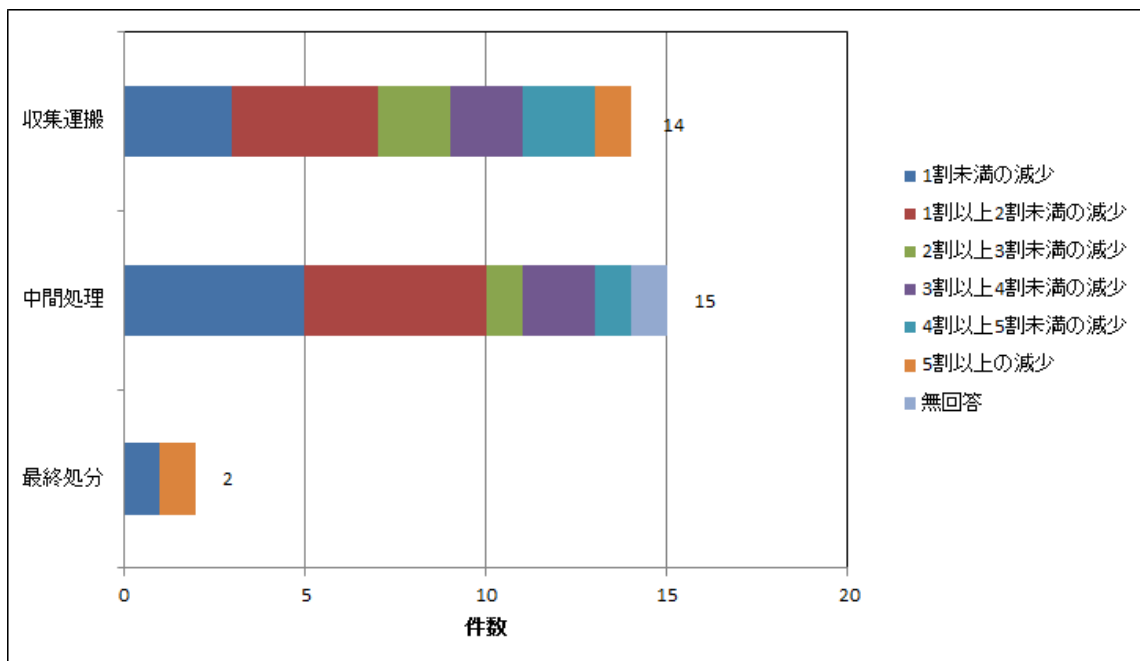


図 4-3. Q2. 参考 2 廃プラスチック類の処理量の減少幅（業種別）

Q3：昨年12月までと比較して、貴社において廃プラスチック類に係る産業廃棄物の処理料金に変化はありましたか。処理料金に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【Q3：収集運搬】

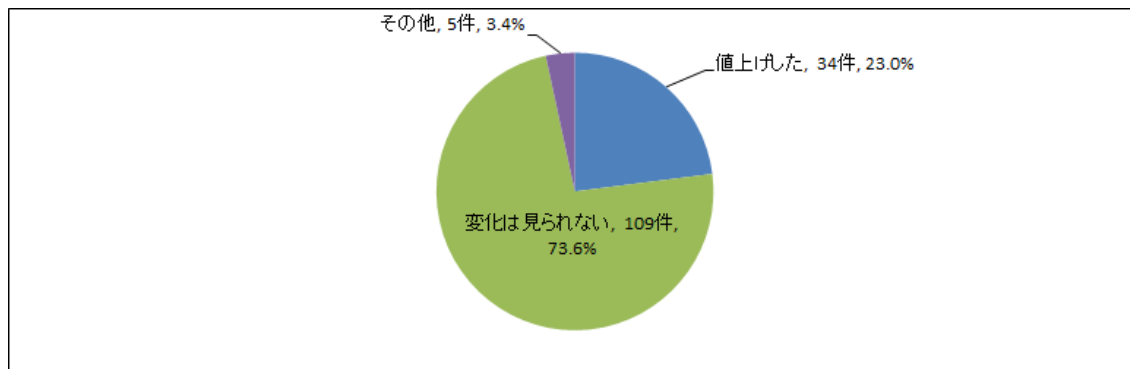


図 4-3. Q3. 1 【収集運搬】廃プラスチック類の処理料金の変化
(平成29年12月までとの比較)

【Q3-収集運搬：「値上げした」と回答したケースにおける値上げ幅】

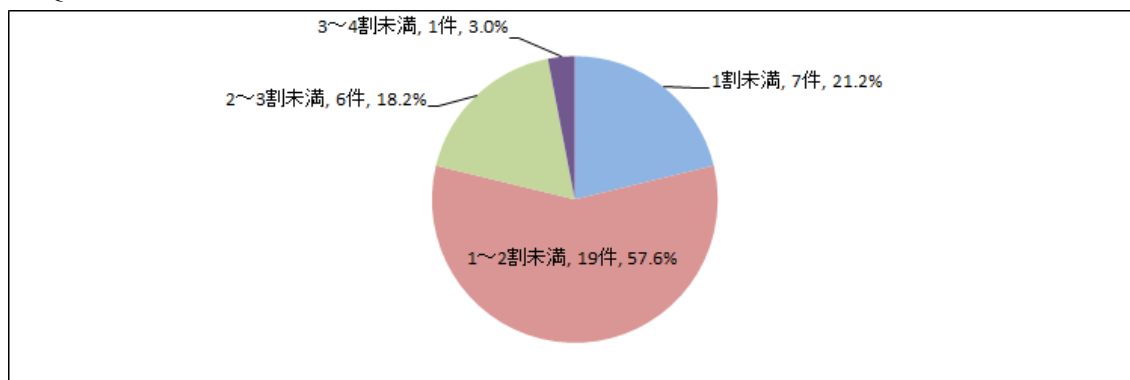


図 4-3. Q3. 2 【収集運搬】廃プラスチック類の処理料金の値上げ幅

【Q3：中間処理】

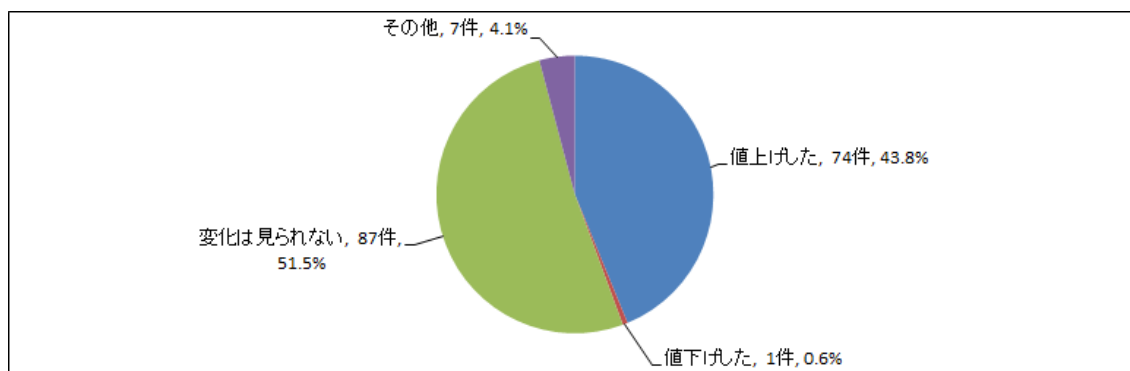


図 4-3. Q3. 3 【中間処理】廃プラスチック類の処理料金の変化
(平成 29 年 12 月までとの比較)

【Q3-中間処理：「値上げした」と回答したケースにおける値上げ幅】

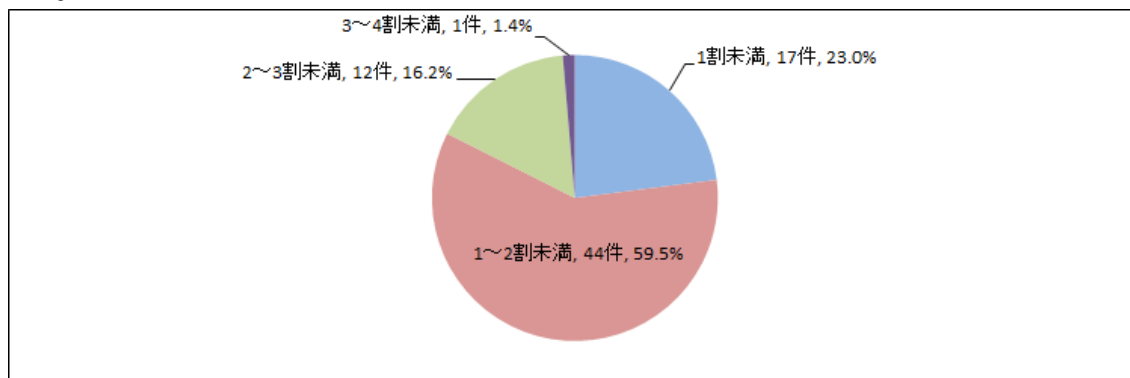


図 4-3. Q3. 4 【中間処理】廃プラスチック類の処理料金の値上げ幅

「値下げした」と回答した 1 件について、値下げ幅についての回答はなかった。

【Q3：最終処分】

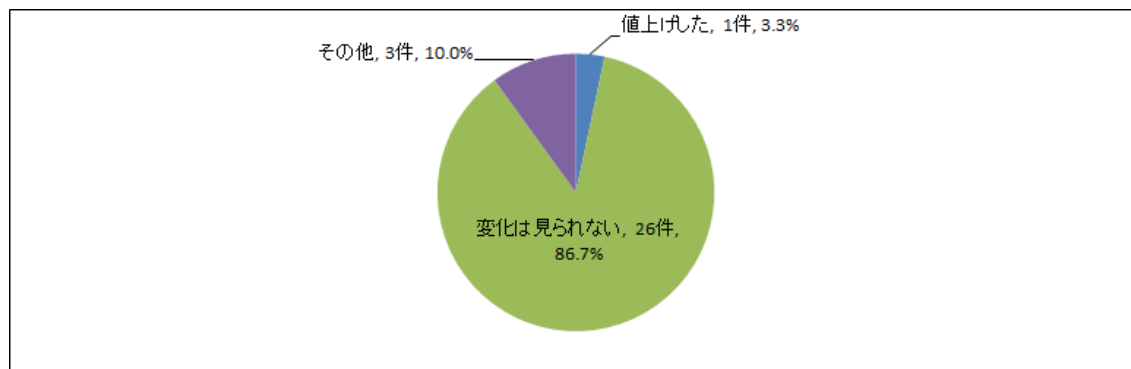


図 4-3. Q3. 5 【最終処分】廃プラスチック類の処理料金の変化
(平成 29 年 12 月までとの比較)

「値上げした」と回答したケースにおいて、値上げ幅は 1～2 割未満との回答であった。

Q4：Q3で収集運搬、中間処理、最終処分のいずれかで「値上げした」と回答した方にお尋ねします。
処理料金の値上げは何が主な要因となっていますか。

【Q4：回答状況】

(複数回答)

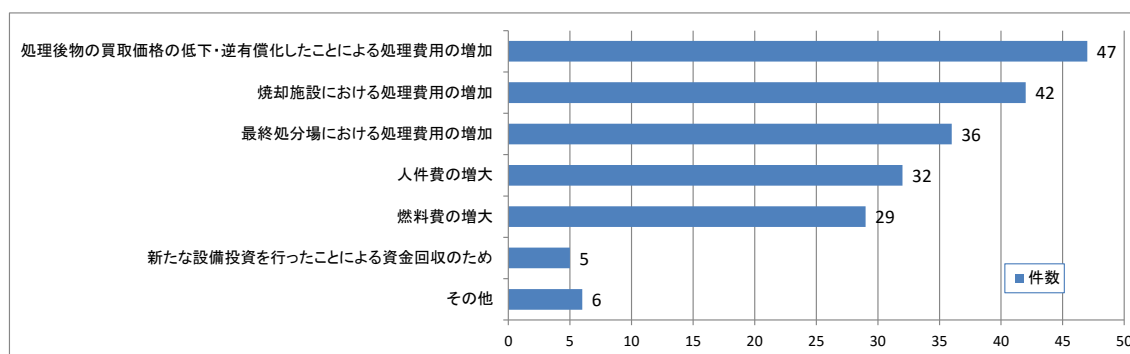


図 4-3. Q4.1 廃プラスチック類の処理料金値上げの主な要因

処理料金の値上げに至った主な要因を複数回答で聞いたところ、「処理後物の買取価格の低下・逆有償化したことによる処理費用の増加」が 47 件と最も多く、次いで、「焼却施設における処理費用の増加」42 件、「最終処分場における処理費用の増加」36 件、「人件費の増大」32 件、「燃料費の増大」29 件等であった。

Q5：昨年12月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の保管状況に変化はありましたか。保管量に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【Q5：収集運搬(積替保管有)】

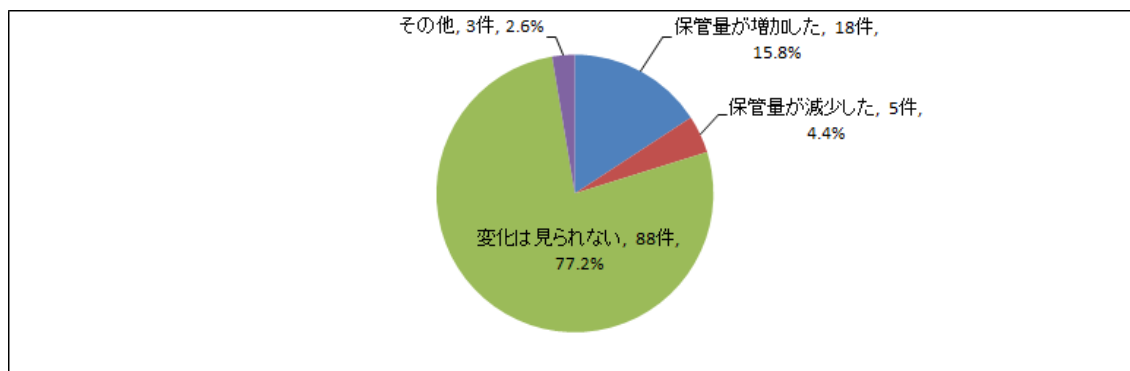


図 4-3. Q5.1 【収集運搬（積替保管有）】廃プラスチック類の保管量の変化
(平成29年12月までとの比較)

【Q5-収集運搬(積替保管有)：「増加した」と回答したケースにおける増加幅】

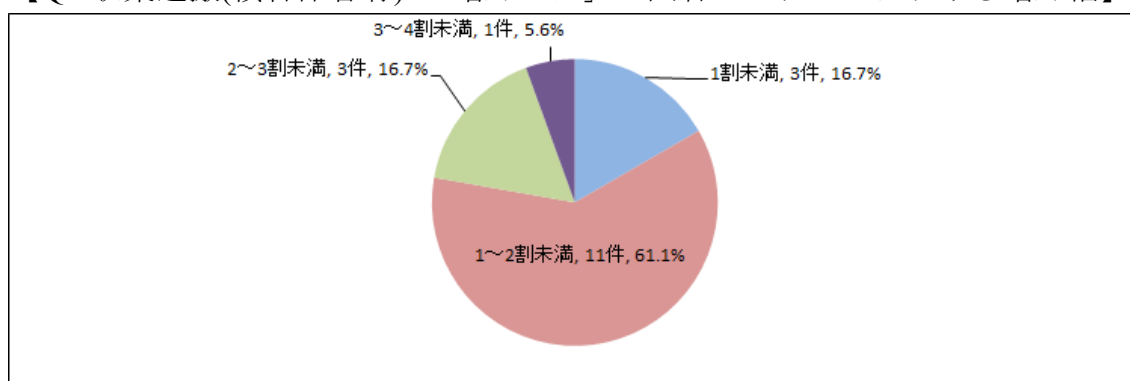


図 4-3. Q5.2 【収集運搬（積替保管有）】廃プラスチック類の保管量の増加幅

「減少した」と回答したケースにおける減少幅としては、「1~2割未満」の回答が3件、「2~3割未満」の回答が1件、「3~4割未満」の回答が1件であった。

【Q5：中間処理(処理前)】

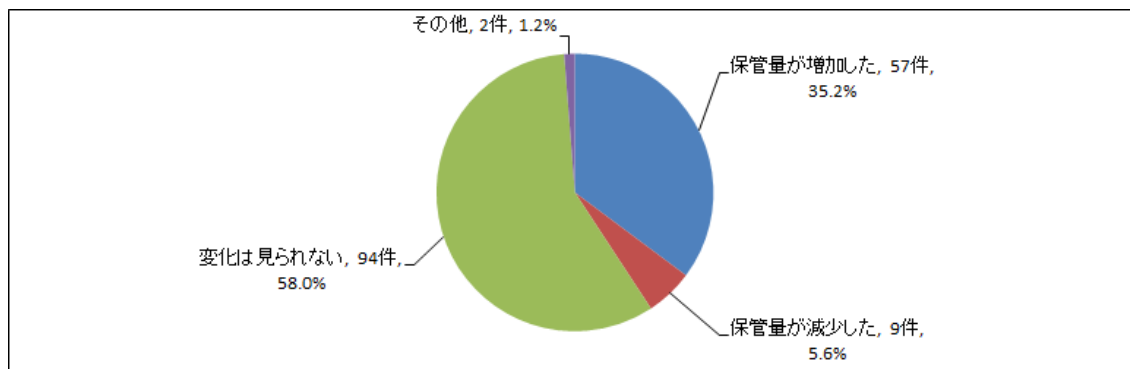


図 4-3. Q5. 3 【中間処理（処理前）】廃プラスチック類の保管量の変化
(平成 29 年 12 月までとの比較)

【Q5-中間処理(処理前)：「増加した」と回答したケースにおける増加幅】

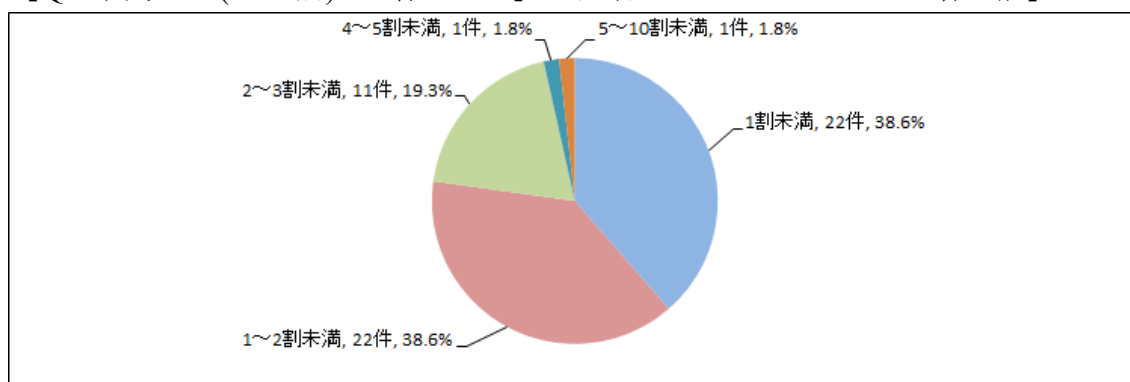


図 4-3. Q5. 4 【中間処理（処理前）】廃プラスチック類の保管量の増加幅

「減少した」と回答したケースにおける減少幅としては、「1〜2割未満」の回答が 7 件、「2〜3割未満」の回答が 1 件、「3〜4割未満」の回答が 1 件であった。

【Q5：中間処理(処理後物)】

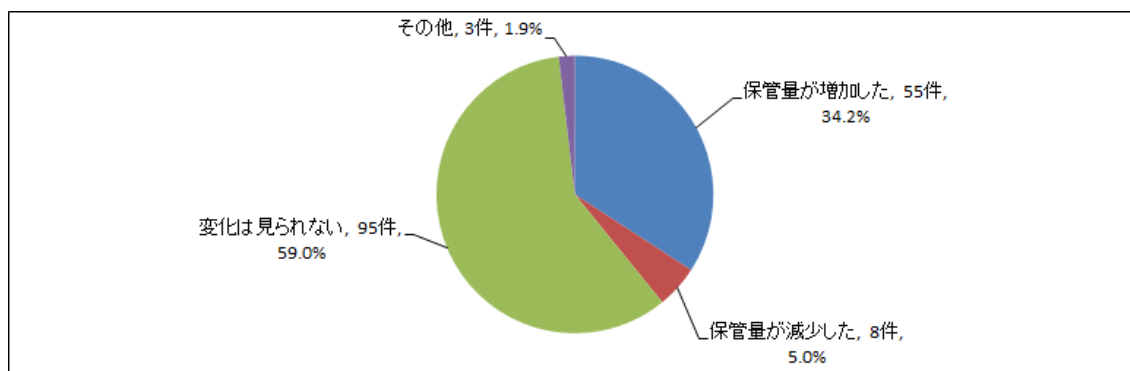


図 4-3. Q5. 5 【中間処理（処理後物）】廃プラスチック類の保管量の変化
(平成 29 年 12 月までとの比較)

【Q5-中間処理(処理後物)：「増加した」と回答したケースにおける増加幅】

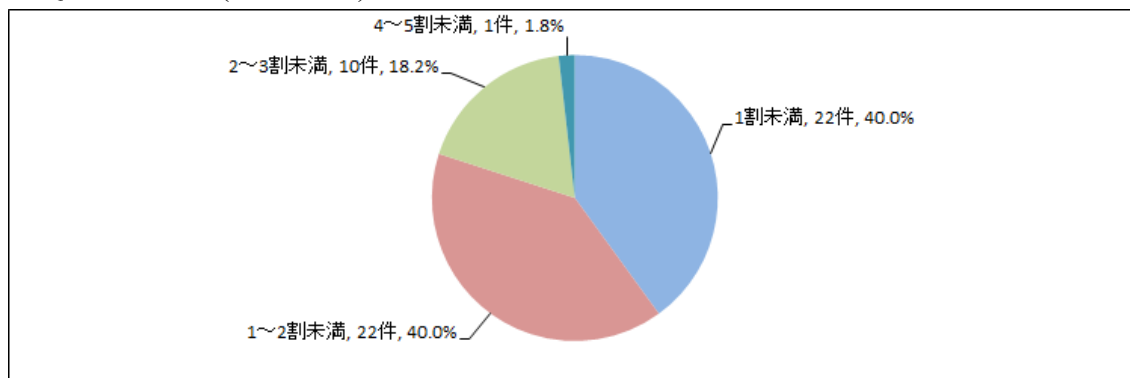


図 4-3. Q5. 6 【中間処理（処理後物）】廃プラスチック類の保管量の増加幅

「減少した」と回答したケースにおける減少幅としては、「1～2割未満」の回答が4件と最も多く、「1割未満」、「2～3割未満」、「3～4割未満」、「5割以上」の回答がそれぞれ1件ずつであった。

Q6：Q5で収集運搬（積替保管有・無）、中間処理（処理前・処理後物）のいずれかで「保管量が増加した」と回答した方にお尋ねします。
特に保管量が増加した廃プラスチック類の種類はどのような物ですか。

【Q6：回答状況】

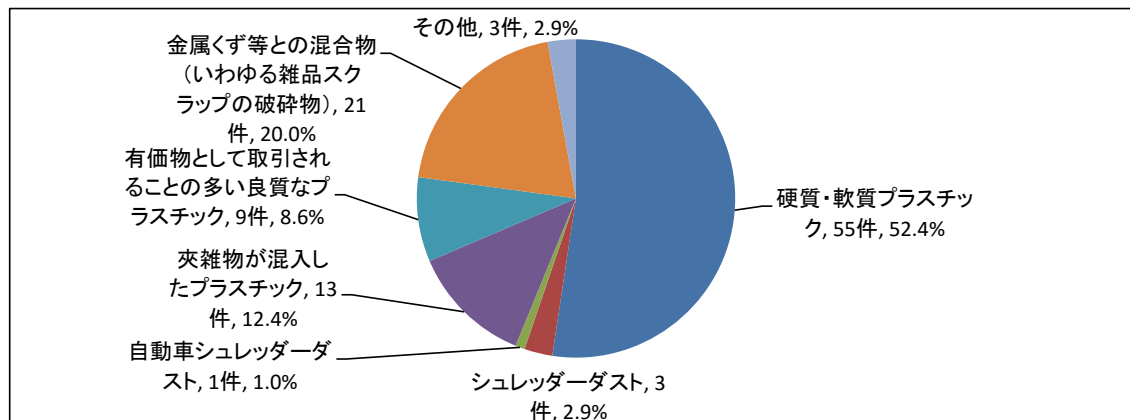


図 4-3. Q6. 1 保管量が増加した廃プラスチック類の種類

【Q6：「硬質・軟質プラスチック」と回答したケースでの具体的内容】

具体的な物の例（物質名等）の回答のうち、素材名が分かるものについて、素材毎に分類すると下図のようになる。

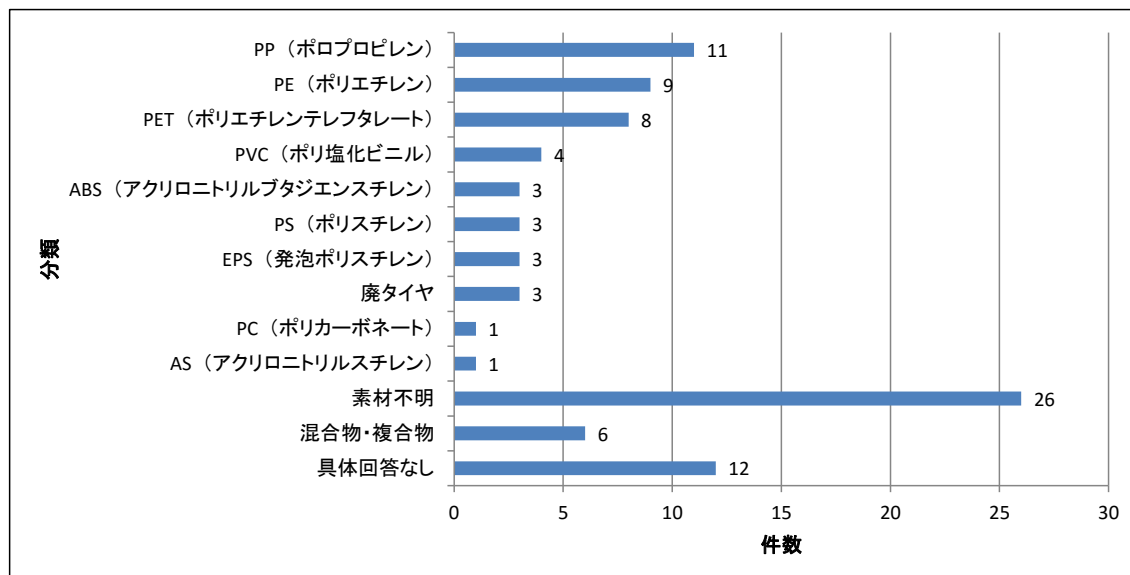


図 4-3. Q6. 2 保管量が増加した廃プラスチック類の種類（素材名）

汎用樹脂である PP（ポリプロピレン）11 件、PE（ポリエチレン）9 件、PVC（ポリ塩化ビニル）4 件、PS（ポリスチレン）3 件のほか、PET（ポリエチレ

ンテレフタレート) 8 件、ABS (アクリロニトリルブタジエンスチレン) 3 件、EPS (発泡ポリスチレン) 3 件、廃タイヤ 3 件等が挙げられている。

一方、素材が不明のもの 26 件、混合物や複合物 6 件の回答が多く、処理業者において素材名称まで認識しないまま受け入れて処理しており、マテリアルリサイクル (再生原料化) が進みにくいことが伺える。

Q7：昨年12月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の処分状況に変化はありましたか。処理量に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【Q7：中間処理】

(複数回答)

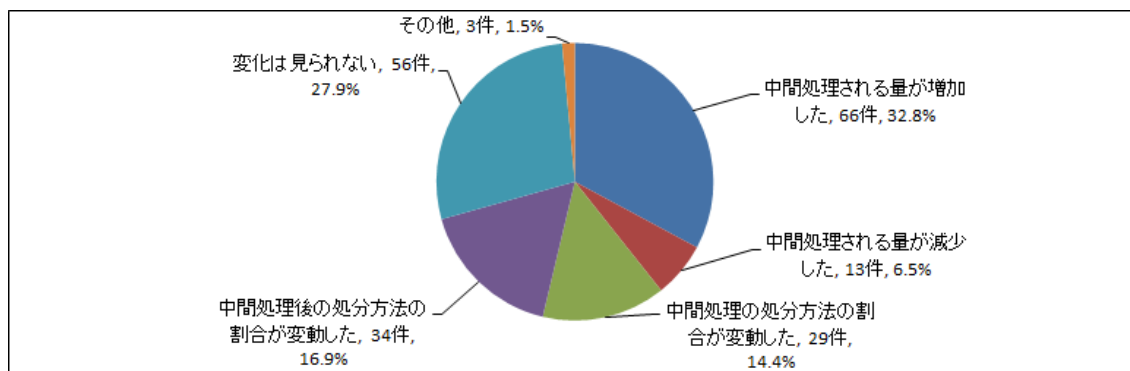


図 4-3. Q7. 1 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の変化（平成29年12月までとの比較）

【Q7-中間処理：「中間処理される量が増加した」と回答したケースにおける増加幅】

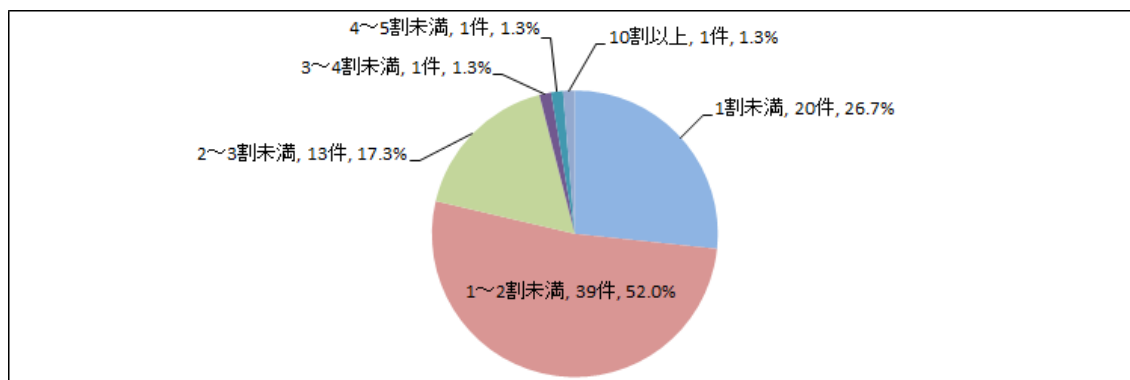


図 4-3. Q7. 2 【中間処理】廃プラスチック類の処理量の増加幅

「中間処理される量が減少した」と回答したケースにおける減少幅としては、「1～2割未満」の回答が6件と最も多く、次いで、「1割未満」が5件、「2～3割未満」が1件、「3～4割未満」が2件であった。

【Q7-中間処理：「中間処理の処分方法の割合が変動した」と回答したケースにおける割合が変動した中間処理方法】（複数回答）

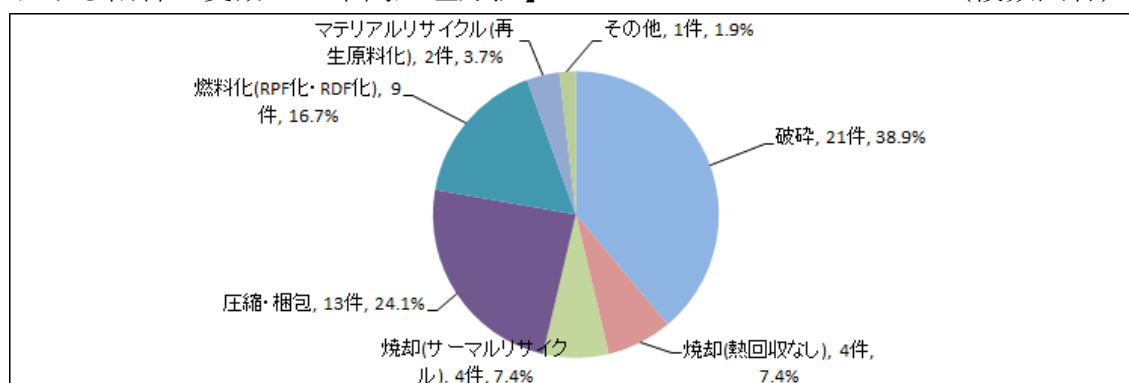


図 4-3. Q7. 3 【中間処理】廃プラスチック類の処理割合に変動があった処理方法

「中間処理の処分方法の割合が変動した」と回答したケースにおける割合が変動した処分方法としては、「破碎」の回答が 21 件（38.9%）と最も多く、次いで、「圧縮・梱包」13 件（24.1%）、「燃料化（RPF 化、RDF 化）」9 件（16.7%）、「焼却（サーマルリサイクル）」と「焼却（熱回収なし）」がともに 4 件（7.4%）、「マテリアルリサイクル（再生原料化）」2 件（3.7%）の順であった。

【Q7-中間処理：「中間処理後の処分方法の割合が変動した」と回答したケースにおける割合が変動した処分方法】（複数回答）

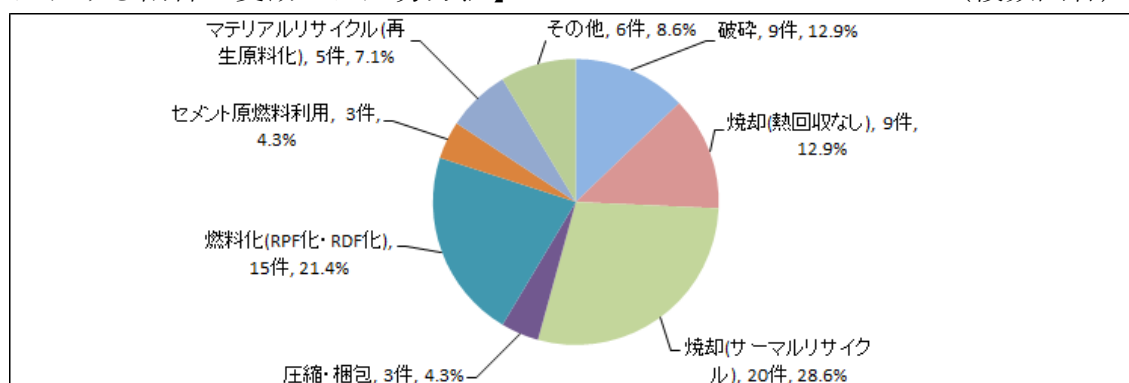


図 4-3. Q7. 4 【中間処理後物】廃プラスチック類の処分割合に変動があった処理方法

「中間処理後の処分方法の割合が変動した」と回答したケースにおける割合が変動した処分方法としては、「焼却（サーマルリサイクル）」の回答が 20 件（28.6%）と最も多く、次いで、「燃料化（RPF 化、RDF 化）」15 件（21.4%）、「焼却（熱回収なし）」9 件（12.9%）、「破碎」9 件（12.9%）、「マテリアルリサイクル（再生原料化）」5 件（7.1%）の順であった。

【Q7：最終処分】

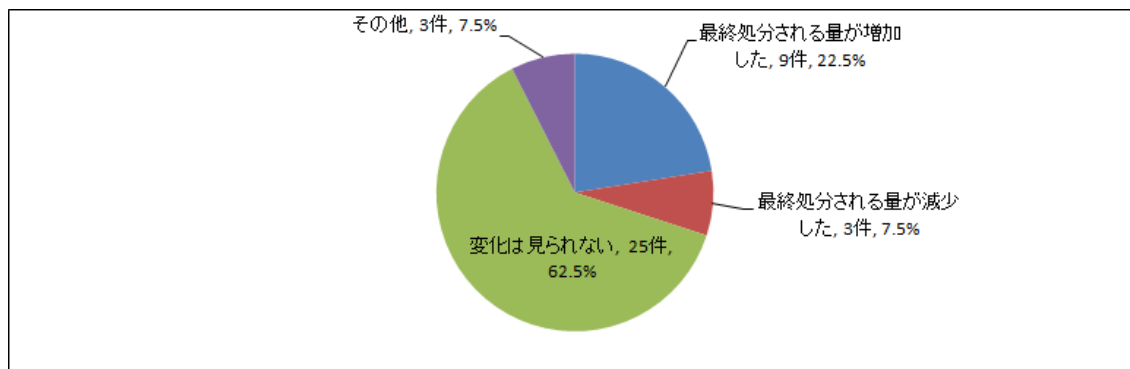


図 4-3. Q7. 5 【最終処分】廃プラスチック類の処分量の変化の状況
(平成 29 年 12 月までとの比較)

「最終処分される量が増加した」と回答したケースでの増加幅としては、「1割未満」の回答が3件、「1～2割未満」4件であり、2割未満が70%を占めた。

このほか、「2～3割未満」、「3～4割未満」、「4～5割未満」の回答がそれぞれ1件ずつであった。

「最終処分される量が減少した」と回答したケースでの減少幅としては、「1割未満」、「2～3割未満」、「5割以上」の回答がそれぞれ1件ずつあった。

Q8：昨年 12 月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の処分の受入れ制限はありましたか。

【Q8：回答状況】

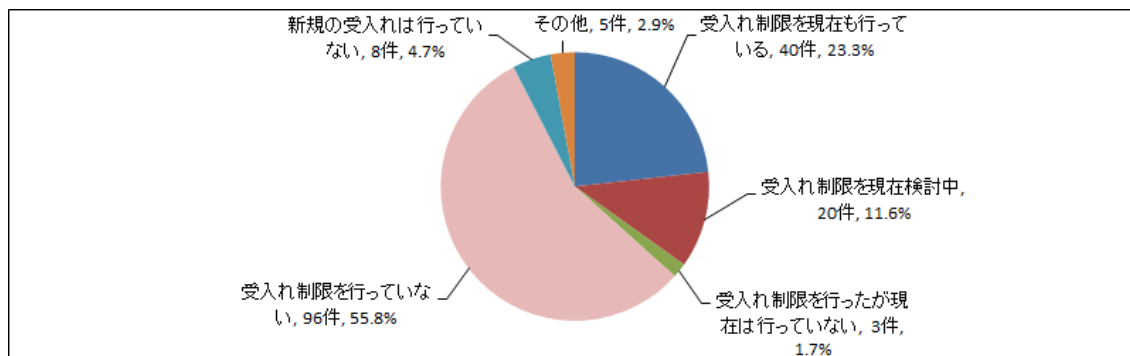


図 4-3. Q8.1 廃プラスチック類の受入れ制限の状況（平成 29 年 12 月までとの比較）

「受入れ制限を現在も行っている」の回答が 40 件（23.3%）、「受入れ制限を現在検討中」の回答が 20 件（11.6%）あった一方、「受入制限を行っていない」の回答が 96 件（55.8%）見られた。

【Q8：「受入れ制限を現在も行っている」と回答したケースでの具体的な受入れ制限の内容】

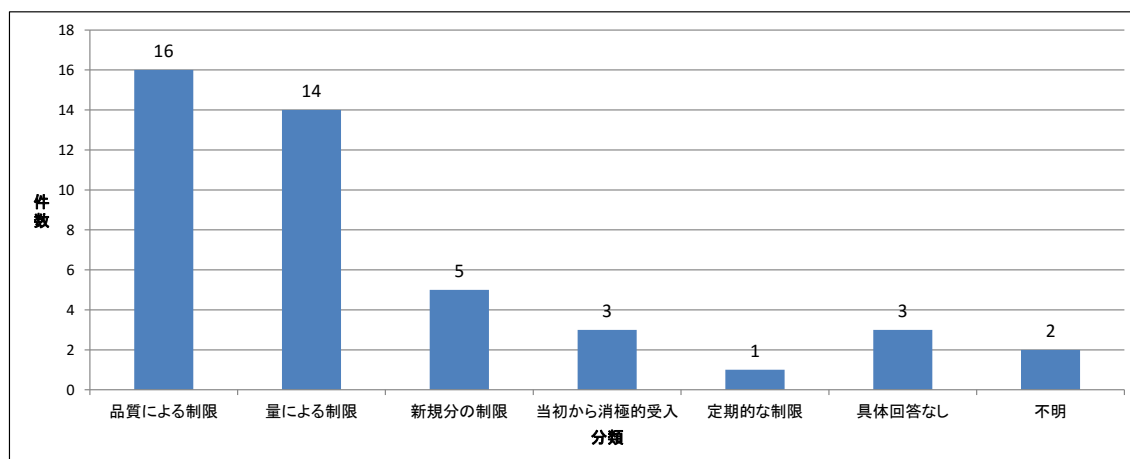


図 4-3. Q8.2 現在行っている廃プラスチック類の受入れ制限の内容

【Q8：「受入れ制限を現在検討中」と回答したケースでの具体的な受入れ制限の内容】

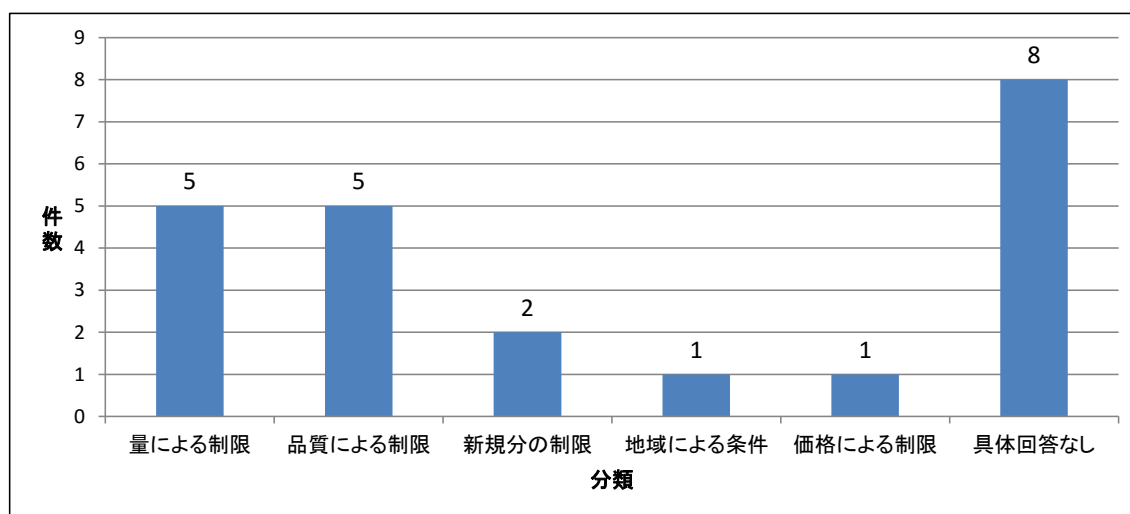


図 4-3. Q8. 3 現在検討中の廃プラスチック類の受入制限の内容

収集運搬、中間処理、最終処分それぞれについて、受入制限の実施状況を当該業者の業種（収集運搬（積替保管有）、収集運搬（積替保管無）、中間処理、最終処分）及び平均処理量（Q1(5)）別に集計した結果を以下に示す。なお、図中の「実施」は設問 Q8 の選択肢「受入れ制限を現在も行っている」を選択したケースを、「未実施」はそれ以外の選択肢を選択したケースを集計している。

このうち、収集運搬（積替保管有・無とも）、中間処理については、受入制限を「実施」していると回答した割合は概ね 20%前後程度であった。これに対し、最終処分については、概ね 30～40%程度であった。

①業種別集計

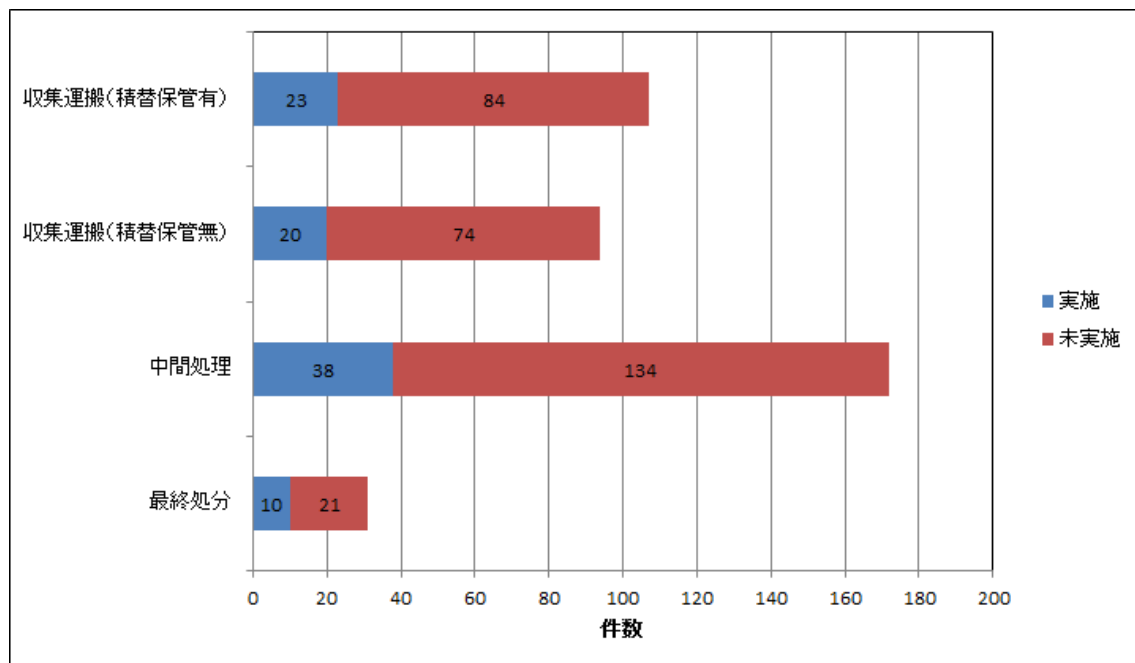


図 4-3. Q8. 4 廃プラスチック類の受入制限の状況（業種別）

②業種別・平均処理量別集計【収集運搬（積替保管有）】

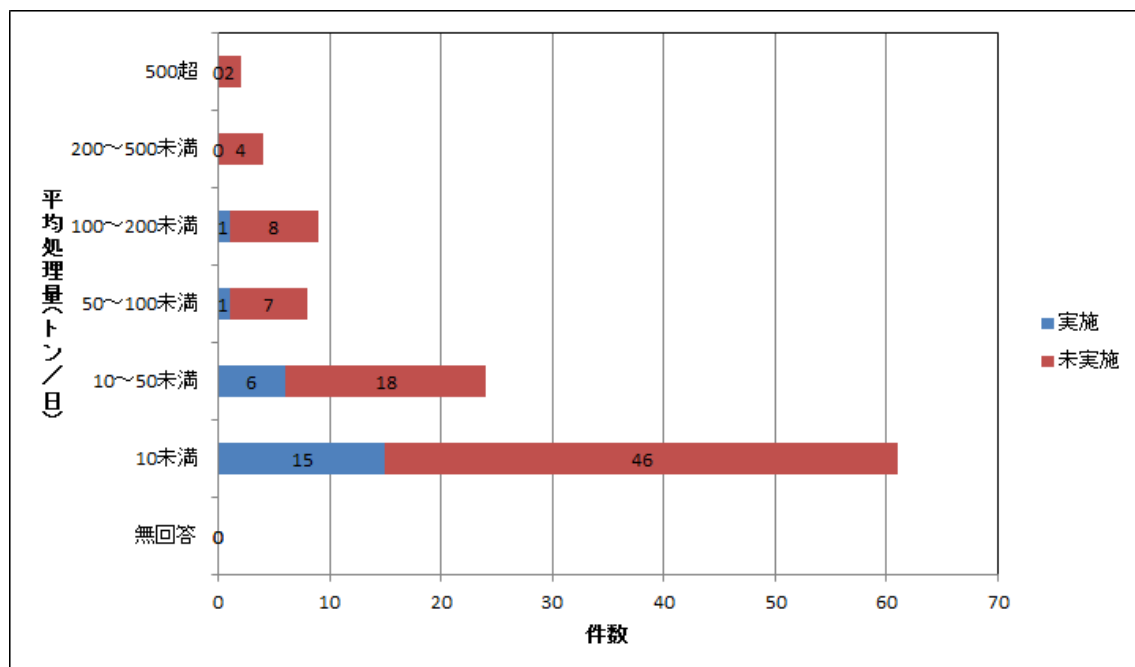


図 4-3. Q8. 5 【収集運搬（積替保管有）】廃プラスチック類の受入制限の状況（平均処理量別）

③業種別・平均処理量別集計【収集運搬（積替保管無）】

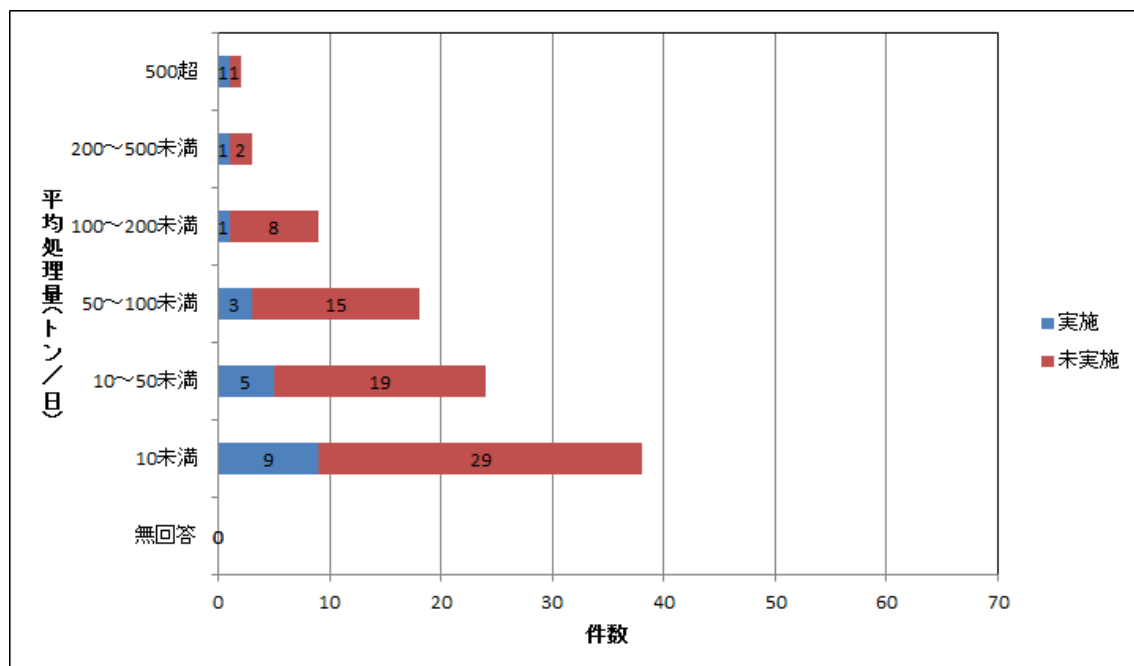


図 4-3. Q8.6 【収集運搬（積替保管無）】廃プラスチック類の受入制限の状況
(平均処理量別)

④業種別・平均処理量別集計【中間処理】

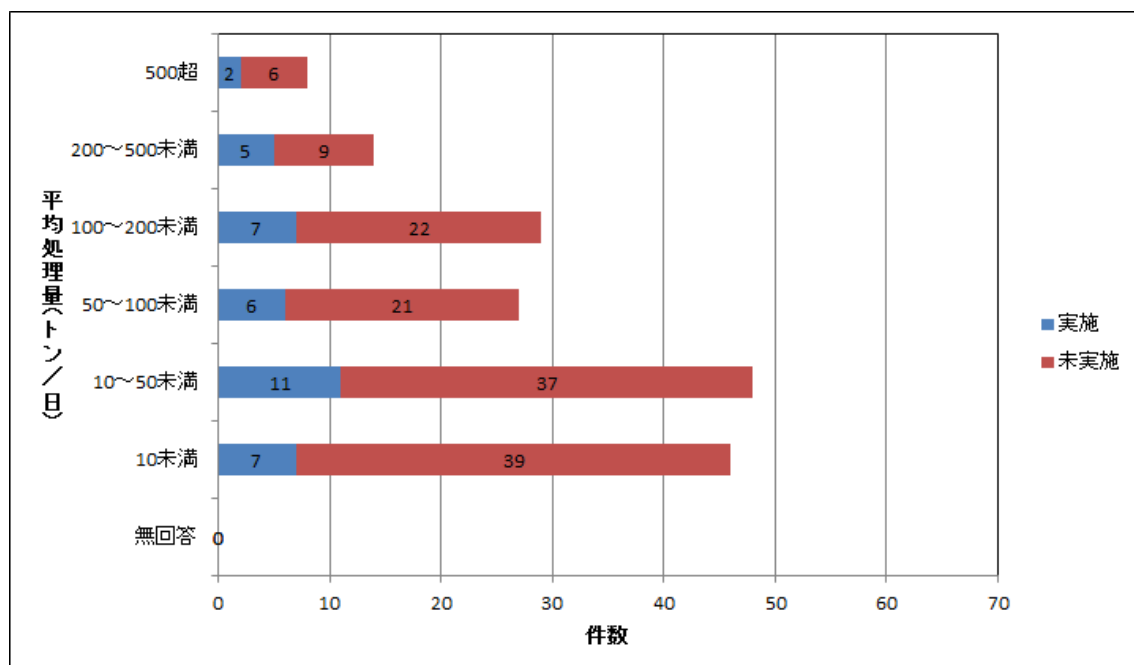


図 4-3. Q8.7 【中間処理】廃プラスチック類の受入制限の状況 (平均処理量別)

⑤業種別・平均処理量別集計【最終処分】

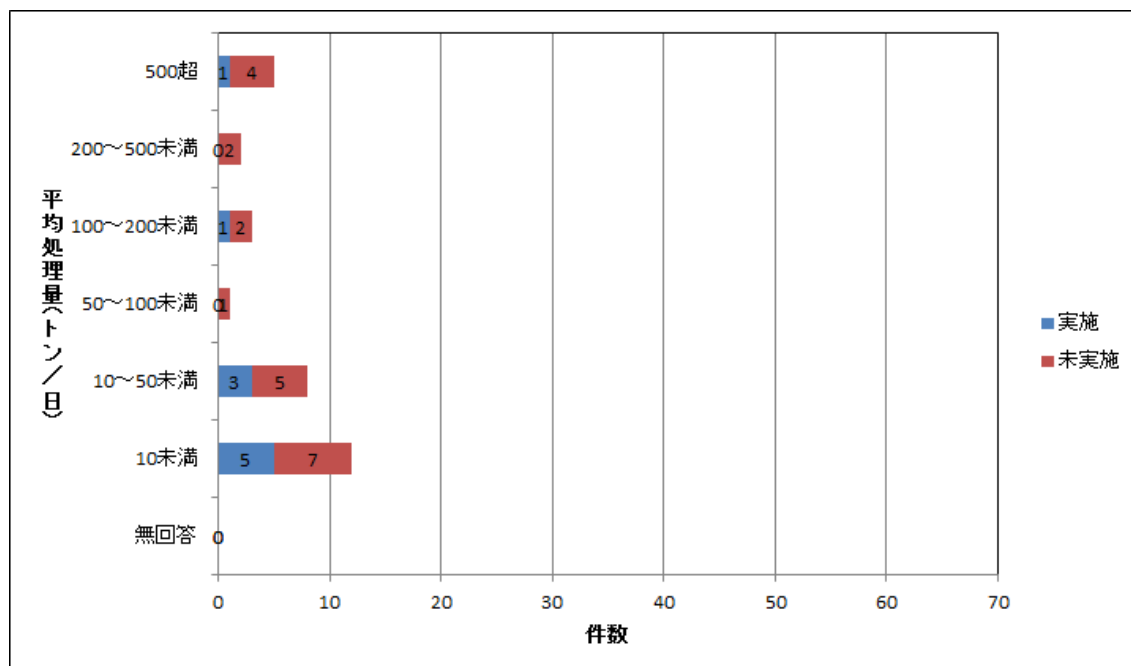


図 4-3. Q8. 8 【最終処分】廃プラスチック類の受入制限の状況（平均処理量別）

中間処理について、受入制限の実施状況を当該業者の保有施設の種類（Q1(4)【中間処理】）及び平均処理量（Q1(5)【中間処理】）別に集計した結果を以下に示す。

このうち、「破碎」、「圧縮・梱包」については、受入制限を「実施」としていると回答した割合は概ね 20～25%以下であった。これに対し、「焼却（サーマルリサイクル）」については、50%以上が受入制限を「実施」としていると回答した。

①中間処理の処理方法別集計

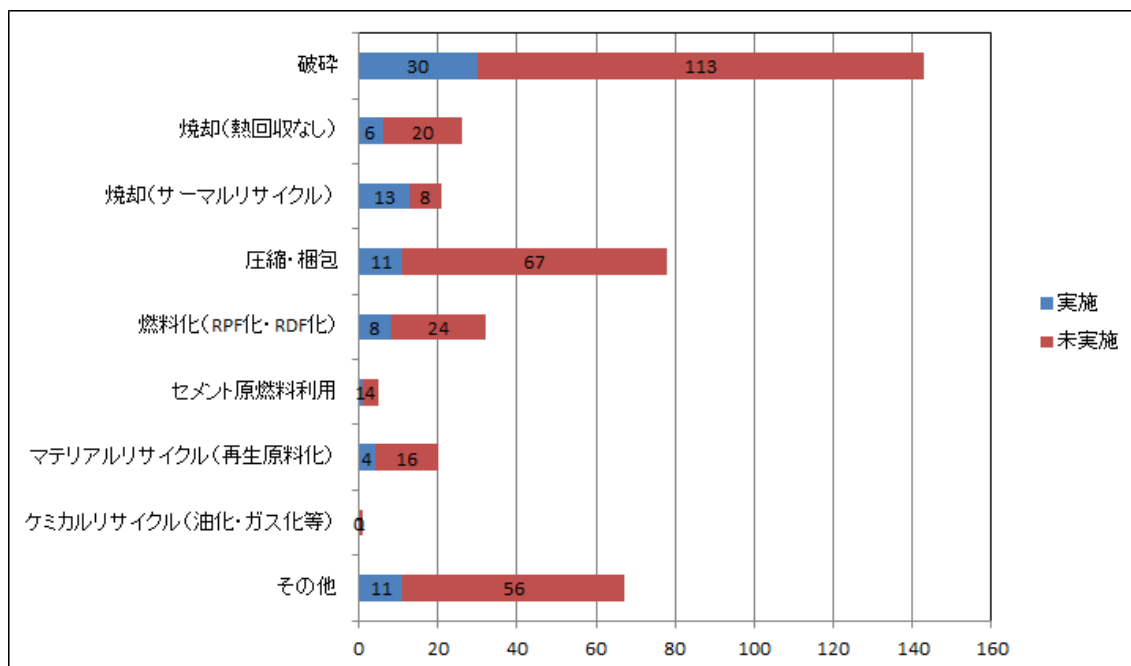


図 4-3. Q8.9 【中間処理】廃プラスチック類の受入制限の状況（中間処理方法別）

②中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【破碎】

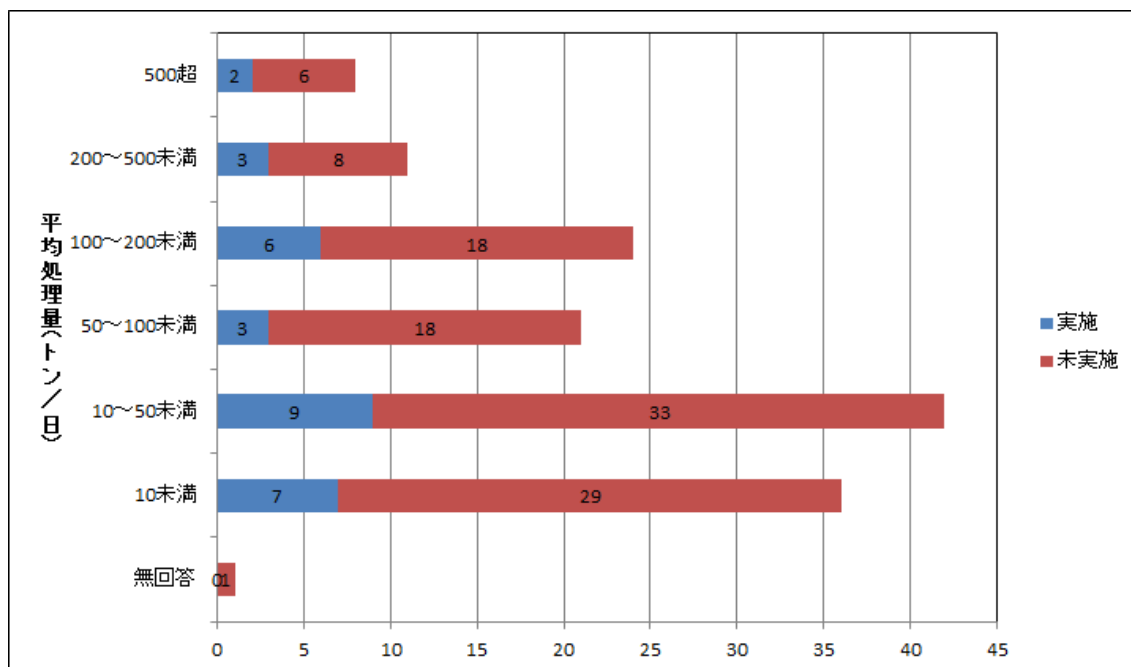


図 4-3. Q8.10 【中間処理（破碎）】廃プラスチック類の受入制限の状況（平均処理量別）

③中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【焼却（熱回収なし）】

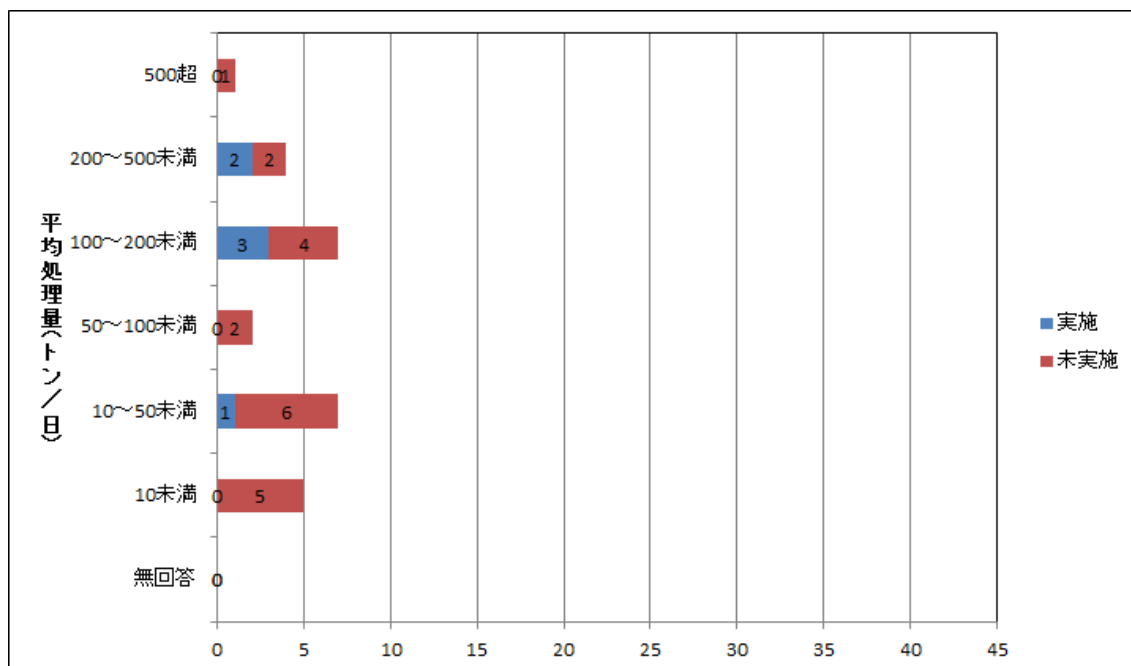


図 4-3. Q8. 11 【中間処理（焼却(熱回収なし)）】 廃プラスチック類の受入制限の状況
(平均処理量別)

④中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【焼却（サーマルリサイクル）】

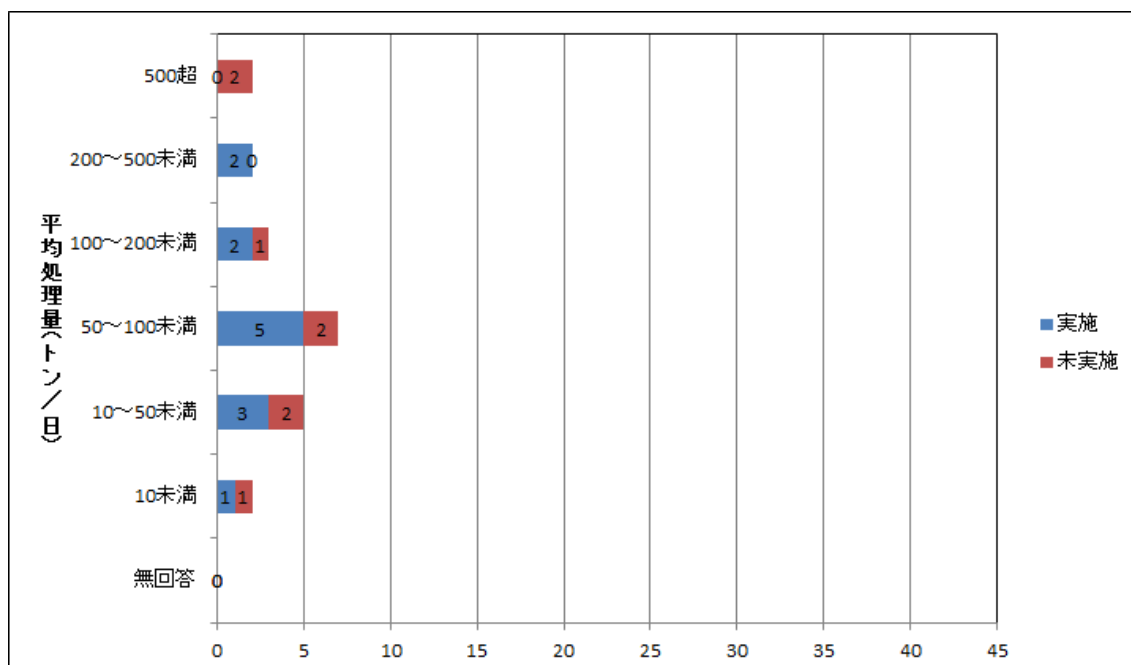


図 4-3. Q8. 12 【中間処理（焼却(サーマルリサイクル)）】 廃プラスチック類の
受入制限の状況（平均処理量別）

⑤中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【圧縮・梱包】

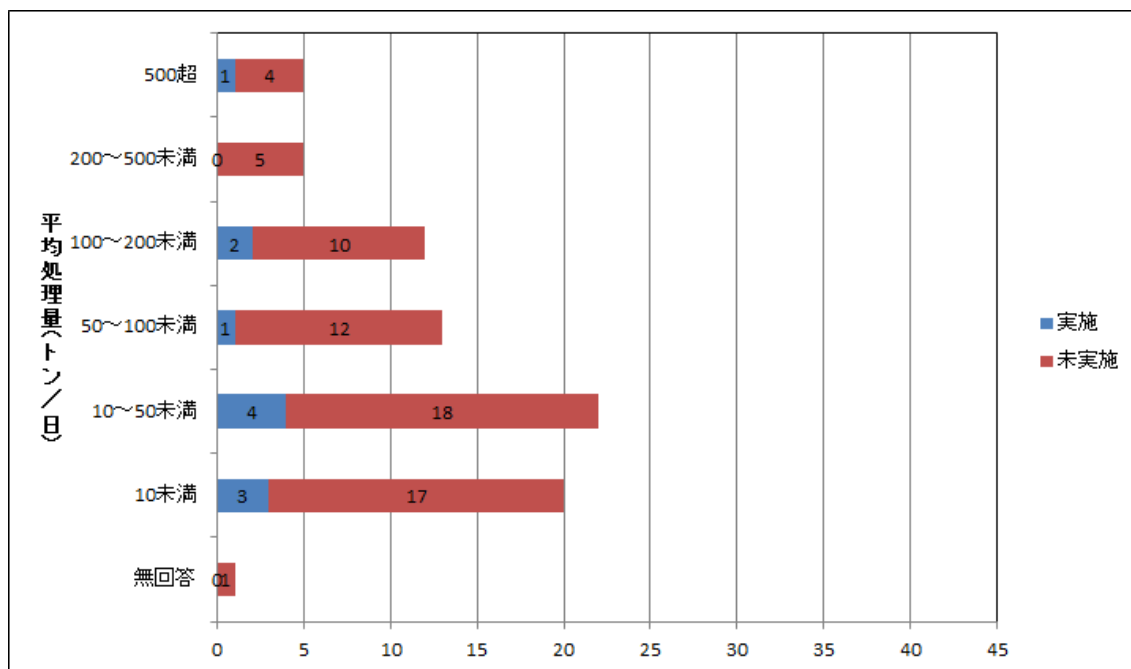


図 4-3. Q8. 13 【中間処理（圧縮・梱包）】廃プラスチック類の受入制限の状況
(平均処理量別)

⑥中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【燃料化（RPF 化・RDF 化）】

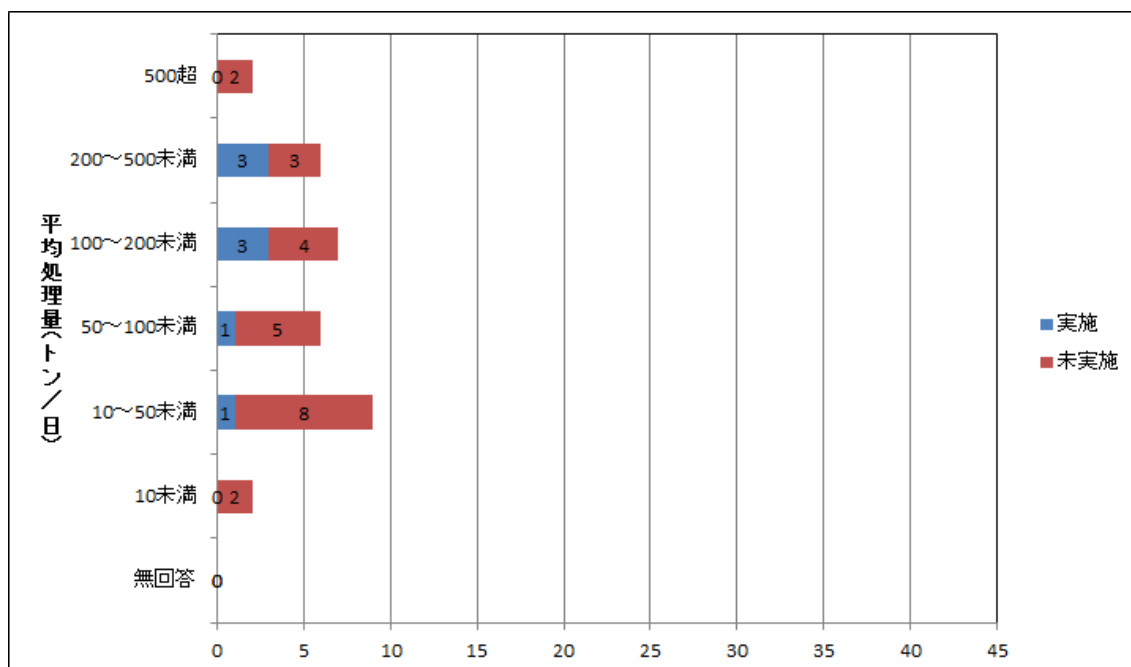


図 4-3. Q8. 14 【中間処理（燃料化(RPF 化・RDF 化)）】廃プラスチック類の受入制限の状況
(平均処理量別)

⑦中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【セメント原燃料化】

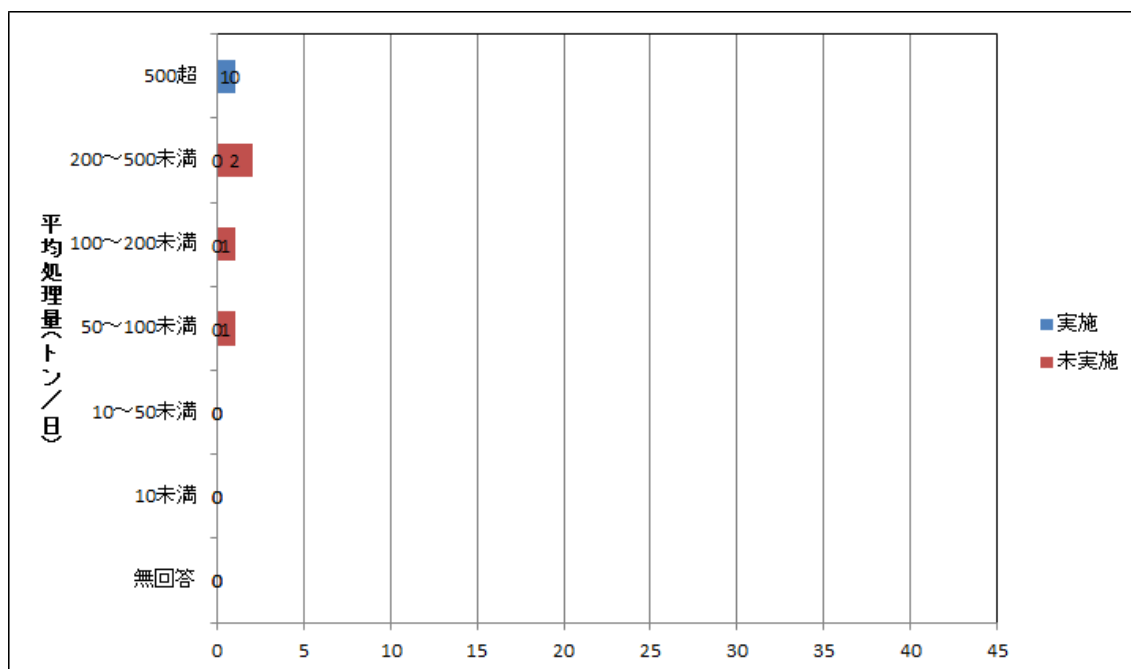


図 4-3. Q8. 15 【中間処理（セメント原燃料化）】廃プラスチック類の受入制限の状況
(平均処理量別)

⑧中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【マテリアルリサイクル(再生原料化)】

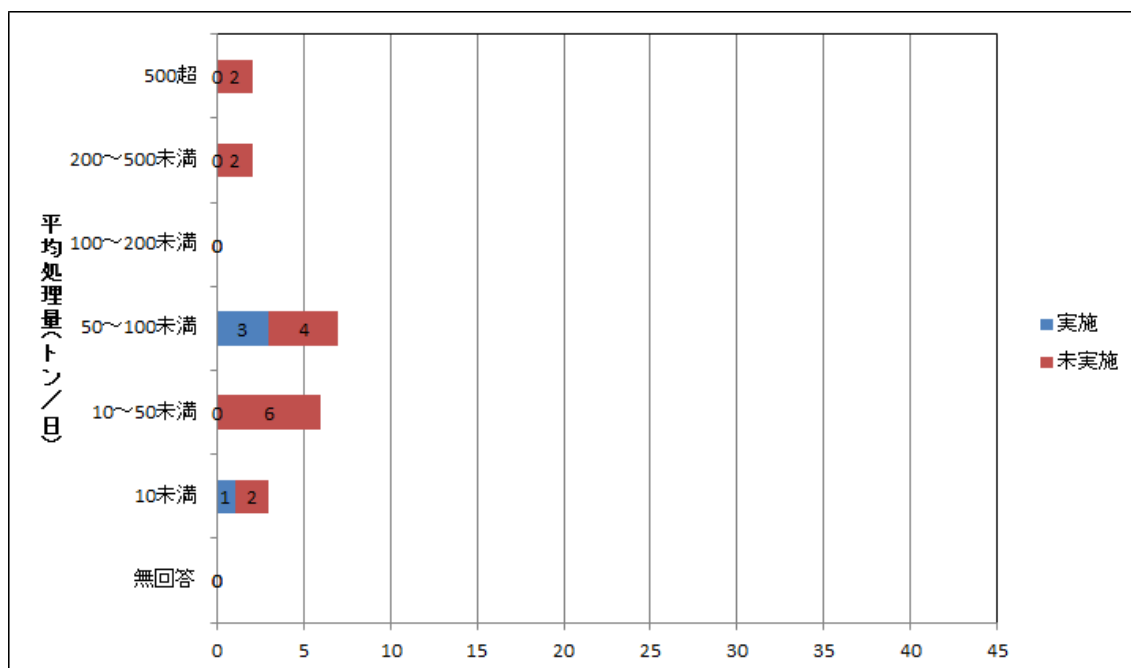


図 4-3. Q8. 16 【中間処理（マテリアルリサイクル(再生原料化)）】廃プラスチック類の

受入制限の状況（平均処理量別）

⑨中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【ケミカルリサイクル（油化・ガス化等）】

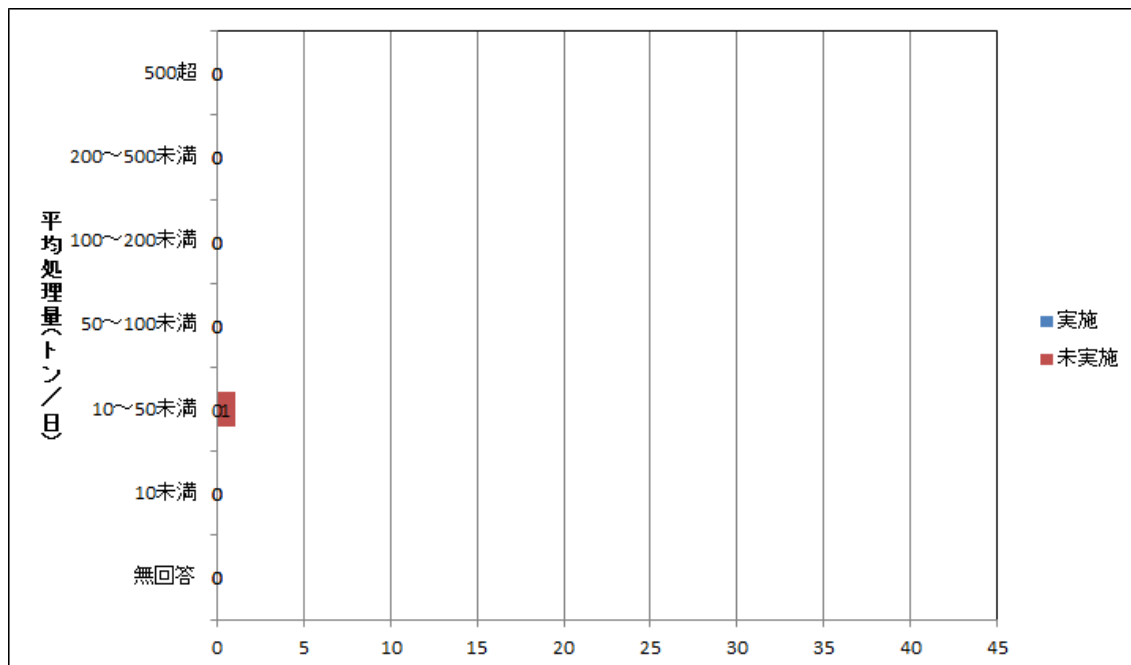


図 4-3. Q8. 17 【中間処理（ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)）】廃プラスチック類の受入制限の状況（平均処理量別）

⑩中間処理の処理方法別・平均処理量別集計【その他】

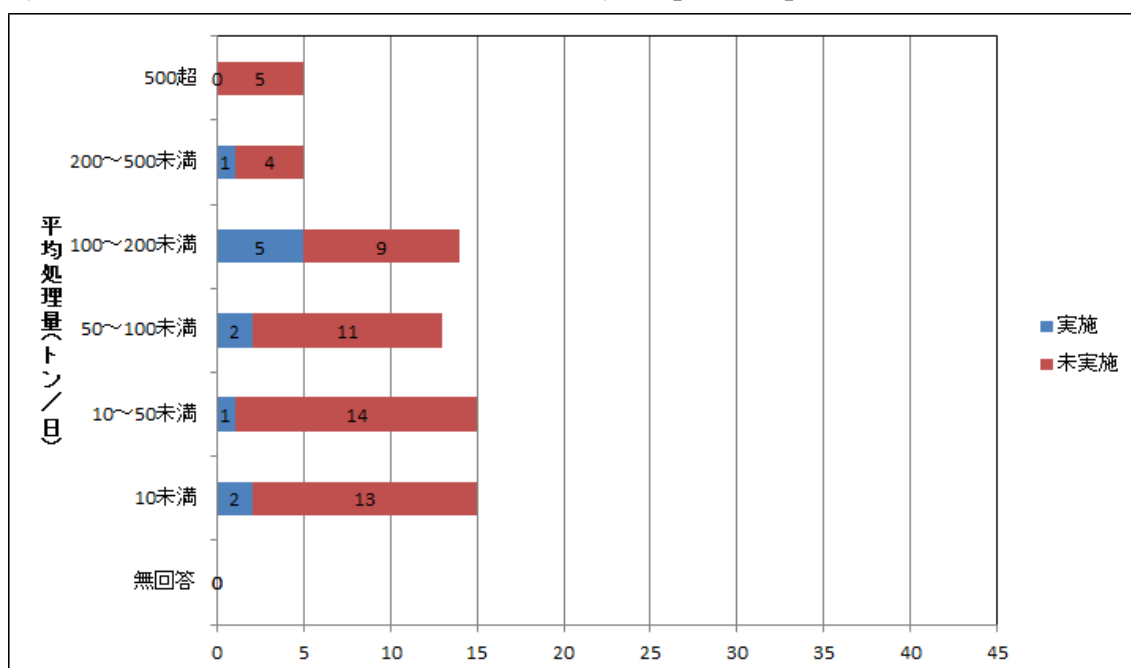


図 4-3. Q8. 18 【中間処理（その他）】廃プラスチック類の受入制限の状況（平均処理量

別)

Q9：貴社において、廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む。）の新設や処理能力の増強の予定はありますか。

【Q9：回答状況】

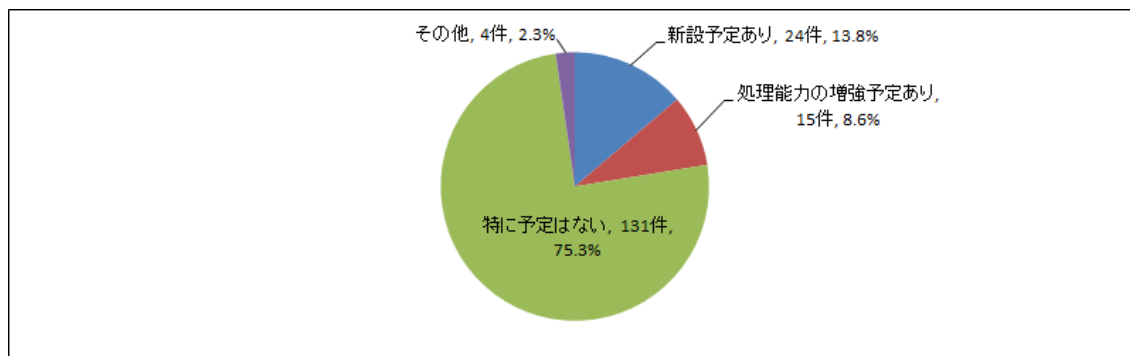


図 4-3. Q9. 1 廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設の新設・処理能力の増強予定

【Q9：「新設予定あり」と回答したケースの具体的な処理方法の内容】

（複数回答）

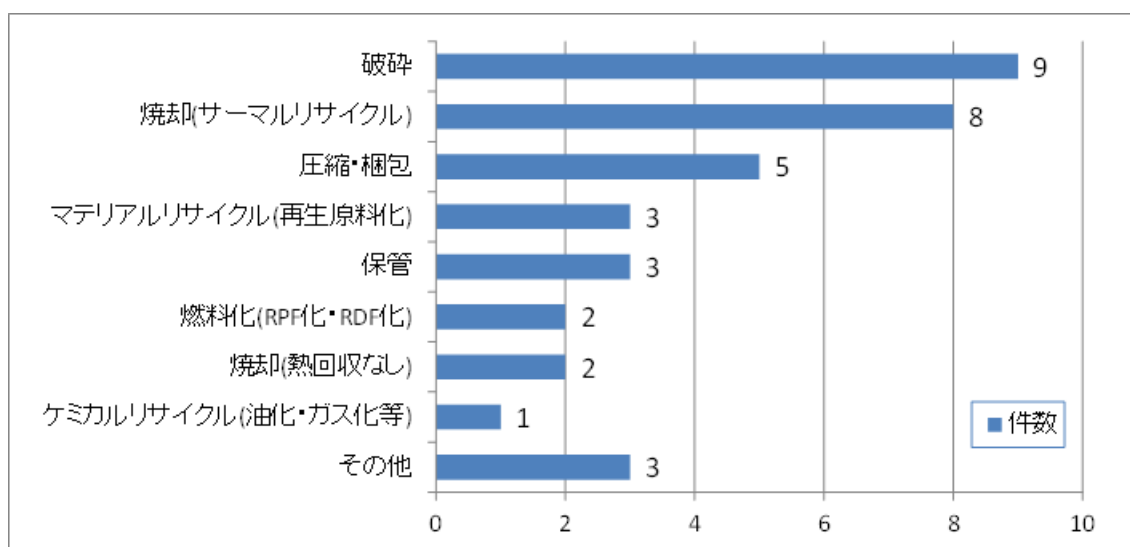


図 4-3. Q9. 2 新設予定がある廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設の処理方法

「新設予定あり」と回答したケースの具体的な処理方法の内容を複数回答で聞いたところ、「破碎」が9件で最も多く、次いで、「焼却（サーマルリサイクル）」8件、「圧縮・梱包」5件、「マテリアルリサイクル（再生原料化）」と「保管」がそれぞれ3件ずつ、「燃料化（RPF化・RDF化）」2件と「焼却（熱回収

なし)」がそれぞれ2件ずつ、「ケミカルリサイクル（油化・ガス化）」1件であった。

【Q9：「処理能力の増強予定あり」と回答したケースの具体的な処理方法の内容】

(複数回答)

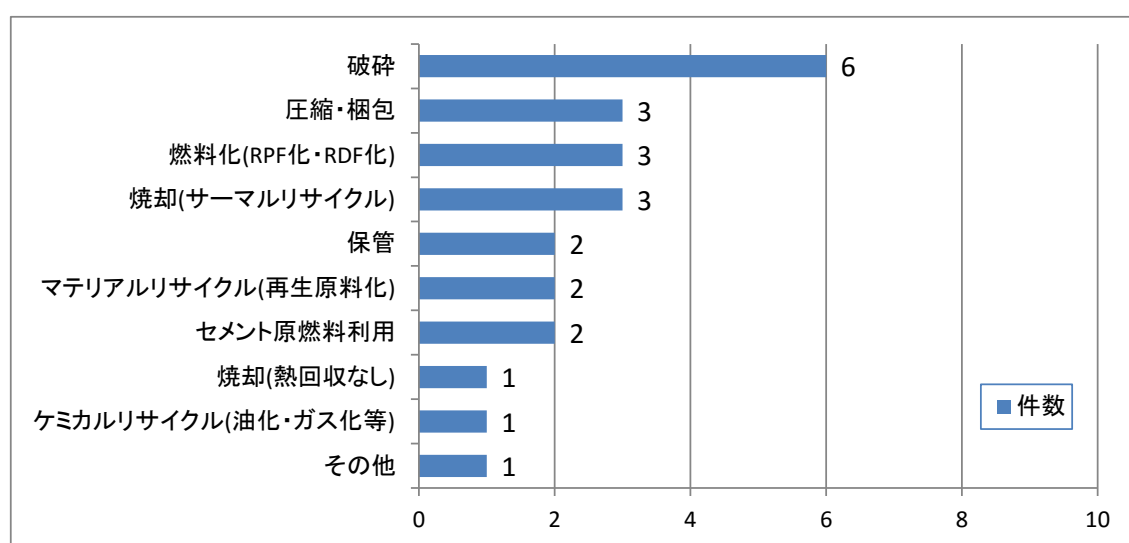


図 4-3. Q9. 3 処理能力の増強予定がある廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設の
処理方法

「処理能力の増強予定あり」と回答したケースの具体的な処理方法の内容を複数回答で聞いたところ、「破碎」が6件で最も多く、次いで、「圧縮・梱包」、「燃料化（RPF化・RDF化）」、「焼却（サーマルリサイクル）」がそれぞれ3件ずつ、「保管」、「マテリアルリサイクル（再生原料化）」、「セメント原燃料利用」がそれぞれ2件ずつであった。

Q10：外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッターダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化の妨げとなっている問題と考えられるものがありましたら御教示下さい。

【Q10：具体的内容】

具体的内容を分類すると多い順に以下の通りであった。

1. 処理先確保の困難化（46 件）
2. 処理費用の増加等（20 件）
3. 排出事業者の理解不足（9 件）
4. 異物混入による品質低下等（5 件）
5. 許可・申請手続の煩雑さ等（5 件）
6. その他（10 件）

上表における分類毎の概要ならびに主な意見を抜粋し、以下に記す。

【1. 処理先確保の困難化】

ペレット、ペットフレークや RPF 等の破碎（中間処理）後物の国内需要が少なく、また、これらの処理を行うことが出来る施設数も少ないことに加え、循環のための市場性確保が難しい。

○処理すべき廃プラスチック量の増加

《意見》

- ・軟質系、硬質系プラの有価処理できた物がほぼ全て処理になり、他中間処理場、最終処分場の処理料金の高騰によりエンドユーザー（排出事業者）まで無理を強いられている。複合物（金属、プラ）の破碎物（鉛等）が含まれ管理型処理場の受入制限が始まっている。
- ・一部の廃プラスチック材料がマテリアルリサイクルから処分となっていることから、業績悪化につながっている。

○受入先・再生品需要の不足

《意見》

- ・国内において排出量に対し、廃プラスチック類の再生化施設の設置が少ないのではないかと。ペットフレーク等中間処理後物の国内の需要家が少なくない。国内でリサイクルする仕組みがない。
- ・円滑処理及び適正処理に伴う市場処理単価の低価格競争があり、適正処

理単価の水準を満たしていない事や国内流通（マテリアルリサイクル）の受入許容量（受入業者）が少ないのではないかと懸念される。

- ・従来有価物として輸出されていた廃プラがRPF等の良質な原料として産廃化された場合、元々主原料であった廃プラがRPF施設等での原料としての優先順位が下がることにより、安価な安定型処理や同等のコストの焼却処理に回り、全体として再資源化率が下がることが懸念される。
- ・資源を循環させるには、循環させる枠組みが必要であり、また一方で「リサイクル品なら高くても買う」という風潮は乏しく企業努力だけでは厳しい。同じ容量のPETボトル飲料で、リサイクルでないPETが150円、リサイクルで作ったPETが300円で売られていたら、150円のPETが好まれるのは明らかである。資源として循環し続けることができるリサイクルであれば、市場性確保を促し保護する国策も必要ではないかと懸念される。

○受入制限

《意見》

- ・国はRPF製造施設の整備支援を行っているが、その先のRPF使用可能ボイラーが増えていないため、良質な廃プラスチックであってもRPF化できなかつたり、受入を制限せざるを得ないようになりつつある。
- ・搬入廃棄物は建設系が多く、廃プラスチック類の割合が多いなか、塩ビ製品は特に焼却施設及びRPF製造施設では受入拒否されている。また、一般廃棄物の廃プラスチック類は汚れもなく売却できる場合が多かったが、今回の外国の輸入規制により、焼却による発電施設やRPF製造施設に流れ込んできているため、建設廃棄物として発生した廃プラスチック類の締め出し（受入制限）が始まっている。

【2. 処理費用の増加等】

海外へ有価で輸出されていたプラスチックが廃棄物となり、新たな処理先として焼却処理や埋立処分場へ向かうが、発熱量の高い廃プラが増えることで焼却効率が下がり、埋立処分場も低比重のために受入費用が上がり、処理費用が増加している。

《意見》

- ・海外輸出が止まることにより焼却設備への廃プラ類投入比率が上がるが、廃プラの焼却熱量が高い為、焼却の効率が悪くなっている。加えて、埋立処分場の受入費用が上がり、焼却設備での処理費用が上がっている。結果として中間処理後廃棄物の処理費の値上がりが経営に影響を与えている。

始めている。

- ・大幅値上げによりリサイクルよりも埋立処分の方が大幅コスト安の状況となり、少々コストをかけてでもリサイクルを推進するというような領域を逸脱している。

【3. 排出事業者の理解不足】

海外への輸出禁止に伴う国内での処理価格高騰の状況について、排出者の理解が得られない。また、故意のケースも含めた分別の不徹底・異物混入も発生している。

《意見》

- ・排出者による分別が徹底していない。処理困難物の混入は処理施設への影響が甚大である。
- ・海外への輸出禁止に伴い、国内で処理を行うにあたり処理費用が上がっている。しかし、排出事業者側がこのような状況を知らない、または理解することが難しく、値上げ交渉が非常に厳しい状況。また、このような状況でも安価で受けている業者もあり、適正処理の妨げとなっている。
- ・昨年よりナショナルソードによってプラスチックの輸出規制がかけられている状況にも関わらず、排出事業者（特に資源有効利用促進法がかかっている業種等）からマテリアルリサイクル必須という圧力を受ける。輸出規制の現状や資料等を用いながらサーマルリサイクル（RPF 等）を提案しても、国が推奨しているリサイクル基準が低い位置にあるということを経由に、中国以外の他国へでもマテリアル化するところを探そうと要求される。これらは十数年前のリサイクル基準が「マテリアルリサイクル優位」というのがいまだに根付き、排出側の企業方針にもなっている。

【4. 異物混入による品質低下等】

排出されたプラスチックについて、分別が困難、あるいは塩素分や金属等の異物の混入等による低品質により、リサイクルが難しい。

《意見》

- ・排出されたプラスチックの種類の分別が困難の為にリサイクルが不可。
- ・弊社の廃プラ処理に関しては、以下 2 点が影響を及ぼしている。
 - ①塩素分：廃プラ処理により設備内の塩素濃度が上昇することで、設備閉塞を引き起こす。セメント製造にあたっては塩素管理基準がある為、塩素分見合いで処理量が制限される。
 - ②金属等の異物混入：破碎機固定刃・回転刃の欠損、故障に繋がる。

- ・単一組成の廃プラであれば国内外のマテリアルリサイクルも可能ではあるが、複合品や組成ごとに分解することが困難なものが多すぎる。これを分解・選別をすることは手間が掛かりすぎるために、リサイクルが進まず安定型最終処分や RPF 原料化しか選択肢がない。

【5. 許可・申請手続の煩雑さ等】

海外の輸入規制に伴う、処理施設や再生原料化施設の不足への対応として、施設の新設、または増設による処理能力の増強を行う場合の新規設置許可や処理能力変更許可等を得ることが難しい。また、広域処理に伴う域外廃棄物搬入時の事前審査手続きが煩雑のため、時間的な制約から広域処理が行えない。

《意見》

- ・新設や増設による処理能力の増強をはかるにおいて、処理能力変更許可などを得ることが難しい。
- ・産廃は広域処理が必要であるにもかかわらず、搬入に伴う事前審査手続きが煩雑すぎる。書式や添付書類が異なるのをはじめ、種類の考え方にも差があるため時間を要し、結局受入を増やせない。
- ・ヤードが満杯なため、荷卸しまでの滞留時間が延びている。同じ処理工程を経るにもかかわらず一廃と産廃の処理とを分けるよう指導があるため、施設の効率的運転に支障をきたしている。併せて処理し、二次委託等に必要なら按分する等の柔軟さが必要である。

Q11：外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッターダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化に当たって、環境省に対する要望がありましたら御教示下さい。

【Q11：具体的内容】

具体的内容を分類すると多い順に以下の通りであった。

1. 3R促進のための環境整備（28件） ・国内循環の推進、指針等の策定（12件） ・広域的な処理体制・制度の検討（11件） ・再生プラスチック利用促進等（5件）
2. 施設整備の促進・支援（24件） ・対策全般（手続・規制緩和等）（13件） ・一般廃棄物処理施設等の活用（3件） ・財政的・金融的支援（8件）
3. 排出事業者への普及・啓発（7件）
4. 不法投棄防止対策の強化（4件）
6. その他（熱利用促進、RPF 需要先拡大、輸出先掘り起し、製造者責任、等）（13件）

上表における分類毎の概要ならびに主な意見を抜粋し、以下に記す。

【1. 3R促進のための環境整備】

一企業だけの取組には限界があるため、国による廃プラスチック類に関する計画・戦略・指針等の策定や、広域的に処理が可能な制度の検討が必要である。

○国内循環の推進、指針等の策定

《意見》

- ・プラ処理の方向性について、早急に指針を出して頂きたい。このままサーマルメインでいいのか、マテリアルリサイクルに向けた法整備を整えるなど。拡大生産者責任については、今後強化していただくよう要請して頂きたい。
- ・単一素材を使用した製品を増やし海外に頼らない国内循環リサイクルの強化推進
- ・外国政府の都合に影響されるのではなく、日本で率先してリサイクルを

進めればこのような問題がなくなるのでは。特に日本は基準が厳しすぎるので、リサイクル材の利用も進まない。緩和して、プラスチックだけでなく、廃棄物を循環資源として扱うように、日本全体で考えていかないと難しいのではないかと。法律も含め、変えていく必要あり。欧州が動いてから行うのでは遅いと思う。

- ・製造ロス品以外のプラスチックはどこの国に対しても完全輸出禁止等、基準や罰則強化を明言していただきたい。（特に容リ法絡むプラ、食品や飲料が触れているプラスチック類は厳しく取り締まりを強化するべき。）

○広域的な処理体制・制度の検討

《意見》

- ・再利用が困難な廃プラスチック類および ASR をサーマルリサイクルできる焼却処理施設（災害廃棄物の広域処理の拠点としても機能させることも視野に含む）の設置を促す、国主導の支援政策が必要ではないか。
- ・高カロリー物(廃プラ)を効率良く焼却処理する為には、低カロリー物との混焼が有効である。このことから、比較的カロリーが低い一般廃棄物(可燃ごみ、し尿汚泥等)と混焼することで、廃プラの処理効率が上がると思われる。ついては、一廃の許可施設や熱回収施設等を条件に、広域的に受入する事が出来るような特例措置について、検討の価値があると思う。

○再生プラスチック利用促進等

《意見》

- ・ペットフレックなどを利用する事業者への補助、廃プラ再生材の使用(割合)を後押しや義務化するような制度。
- ・全体的に言える事であるが、環境省と経産省と協力体制が今後のカギになり、廃棄物由来燃料の利用先の確保が急務である。F I T法にタイヤチップ追加・市町村のごみ焼却炉にタイヤチップ使用。地消地産出来るシステムの確立。
- ・廃プラスチック類の再生利用製品の需要拡大策やR P F等の燃料の需要拡大策（発電における固定買取価格への反映等）を講じられたい。

【2. 施設整備の促進・支援】

処理施設の新設に伴う土地取得、再資源化物の受入先確保等に際しての規制緩和や補助金等による支援策、高度選別機等の開発に対する支援のほか、

処理能力向上のため一般廃棄物処理施設の活用も検討すべきである。

○対策全般（手続・規制緩和等）

《意見》

- ・廃棄物処理施設の新規設置許可は近隣同意や土地確保及び資金面でかなり厳しくなっている。また、RPF を製造、或いはフラフ（廃プラを細かく 30 mm以下での破砕物）を製造したとしても売却先が充分とはいえない。このままだと民間レベルでは処理が困難になると感じる。産業廃棄物であっても、行政が処理施設を準備するか補助金を考えるか、施設設置に対する緩和処置などなんらかの必要性を感じる。
- ・廃プラ同様シュレッダーダストについても同様の問題が生じており、早急な対応を望む。また、企業として、柔軟な対応が図れるよう、行政手続きの簡素化、迅速化が急務と考える。

○一般廃棄物処理施設等の活用

《意見》

- ・きれいなプラスチック類はリサイクルし易い。逆に食残などで汚れたプラはリサイクルが難しく、受け入れ処分場も限られている。事業系一般廃棄物として行政の焼却施設での受け入れを検討していただきたい。
- ・緊急避難的に一般廃棄物の清掃工場での受入や県外廃棄物の事前協議制の撤廃。廃プラ由来燃料による火力発電及び発電設備を有する焼却処分施設開設の政策の促進。

○技術開発、補助制度等

《意見》

- ・廃プラの高度選別機を官民一体で開発する。高度選別機は、初期投資に莫大な金額がかかるため、特例の補助金制度が必要。
- ・国内リサイクルを活性化させる為、新規・変更に関する各手続きの簡素化、補助金等によるリサイクル業者支援。
- ・今後更に増量するであろうプラスチック処理量に対応するべく、処理業者が導入する設備に対しての助成や補助金の申請に対する手続きや申請、施工完了締め切りの猶予等、特に優良事業者に対する緩和措置など検討していただきたい。

【3. 排出事業者への普及・啓発】

排出事業者に対して、内外の環境変化、廃棄物の発生抑制になる取組、分

別の徹底・処理料金等の現状等について普及・啓発してほしい。

《意見》

- ・セメント工場やR P F 製造工場、溶融炉などの二次処理先から大幅な値上げ要請が来ているが、排出事業者に理解が無く中間処理費の値上げを受け入れて頂けないので、排出事業者へ適正料金を負担すべしとの啓蒙活動を行ってほしい。
- ・国内にペットボトルのリサイクル工場が少ないため、国内では容器包装リサイクル法対象の一般廃棄物しか循環できていない。しかし、産業廃棄物としてのペットボトルも多量に発生しており、また、産業廃棄物は発生時点で洗浄もできてない為、国内循環の足かせになっている。こうした現状を踏まえ、循環できないのであれば、資源ではないと考える。飲料メーカーに対し脱ペットボトルとしてアルミ缶、スチール缶に移行する事を推奨していても良いのではないかな。

【4. 不法投棄防止対策の強化】

保管量の増大、不適正処理の指導・監視、罰則強化など取締を強化してほしい。不適正処理防止のため、更なる実態把握・情報収集に努めてほしい。

《意見》

- ・今足元で起こっていることへの対処。（受入されずに堆積している廃棄物の適正化。キャパ以上の処理を請け負っている業者への指導。中間処理業者が排出事業者に向けて受入拒否出来る仕組みづくり）
- ・罰則強化など不適正処理業者の取り締まり強化
- ・当社では輸入規制による受入制限、処理価格の変更等を行っていないが、外国政府による廃棄物輸入規制により、国内における廃棄物処理量は確実に増加し、受入制限及び処理価格値上げを行う業者の噂を聞いている。このような状況下で、不適正処理が発生しないよう監督省庁におかれては、今後の廃棄物処理業界の更なる状況把握に努めていただきたい。

参考資料

参考資料(1) 環境省依頼文書（事務連絡）～都道府県・政令市向け～

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 6 日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主幹部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

『外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関するアンケート調査』
について（依頼）

平素は、産業廃棄物行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年末より、中華人民共和国において廃プラスチック類等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られる等、従前輸出されていた廃プラスチック類等について、国外による処理が困難となりつつあるところです。

これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の処理施設の処理能力が逼迫し、国内において、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が寄せられています。

ついては、環境省では、国内の状況を把握し廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県及び政令市に対し、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等について、アンケート調査を行うこととしました。

なお、このアンケート調査の事務手続等については、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が実施します。御多忙中とは存じますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 平成 30 年 7 月豪雨により被災された自治体及びこれらの支援を行っている自治体におかれましては、本アンケートはあくまで参考であり、回答の必要はありません。

【担当】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 三浦、白鳥、加茂

【調査に関する問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
企画部 森川、改田
電話 03-4355-0155
メール works@sanpainet.or.jp

ご回答方法

1. 回答フォームのダウンロード

以下の URL から回答フォームをダウンロードし、ご記入・ご回答ください。

【URL】 http://www.sanpainet.or.jp/event/haipla_jichitai.xlsx

2. 回答フォームの返送

ご記入・ご回答した回答フォームは、メールに添付の上、以下のメールアドレスまでご返送ください。

なお、メールの「件名」には、「廃棄物輸入規制の影響に関するアンケート回答」と記してご送信ください。

【返送先メールアドレス】 works@sanpainet.or.jp

3. 回答期限

平成 30 年 8 月 24 日 (金)

業務ご多忙のなか誠に恐縮ですが、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

4. 個人情報の取扱

この調査は、統計的に集計された結果のみが公表され、個人や事業者の名称等の情報が外部に出ることは一切なく、また調査目的以外には使用しないことを申し添えます。

参考資料(2) 環境省依頼文書（事務連絡）～処理業者向け～

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 13 日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

『外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関するアンケート調査』
について（依頼）

平素は、産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年末より、中華人民共和国において廃プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られる等、従前輸出されていた廃プラスチック類等について、国外による処理が困難となりつつあるところです。

これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の処理施設の処理能力が逼迫し、国内において、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が寄せられています。

ついては、環境省では、国内の状況を把握し廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者に対し、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等について、アンケート調査を行うこととしました。

なお、このアンケート調査の事務手続等については、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が実施します。御多忙中とは存じますが、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ 平成 30 年 7 月豪雨により被災された産業廃棄物処理業者及びこれらの支援を行っている産業廃棄物処理業者におかれましては、本アンケートはあくまで参考であり、回答の必要はございません。

【担当】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 服部、白鳥、加茂

【調査に関する問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
企画部 森川、改田
電話 03-4355-0155
メール works@sanpainet.or.jp

ご回答方法

1. 回答フォームのダウンロード

以下の URL から回答フォームをダウンロードし、ご記入・ご回答ください。

【URL】 http://www.sanpainet.or.jp/event/haipla_jigyosya.xlsx

2. 回答フォームの返送

ご記入・ご回答した回答フォームは、メールに添付の上、以下のメールアドレスまでご返送ください。

なお、メールの「件名」には、「廃棄物輸入規制の影響に関するアンケート回答」と記してご送信ください。

【返送先メールアドレス】 works@sanpainet.or.jp

3. 回答期限

平成 30 年 8 月 31 日（金）

業務ご多忙のなか誠に恐縮ですが、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

4. 個人情報の取扱

この調査は、統計的に集計された結果のみが公表され、個人や事業者の名称等の情報が外部に出ることは一切なく、また調査目的以外には使用しないことを申し添えます。

参考資料(3) 回答フォーム～都道府県・政令市向け～

外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響等に関するアンケート

本アンケートは、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響等について調査を行い、これらの廃棄物等の国内の処理状況の実態を全国的に把握することを目的として実施するものです。

回答に当たっては、平成30年7月末時点の状況についてご記入願います。

※平成30年7月豪雨により被災された自治体及びこれらの支援を行っている自治体におかれましては、本アンケートはあくまで参考であり、回答の必要はありません。

＜ご回答された方について＞

↓ご回答された方について記入

自治体名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

＜Ⅰ 廃プラスチック類について＞

Q1

本年1月以降、所管区域内において、廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案が発生しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」を選択

☐	発生している
☐	発生していない
☐	現在調査中（発生のおそれがあることを確認）
☐	把握していない

→【「発生している」に「○」を選択した場合】

発生している事案について、以下をご記入ください。

回答例	発覚時期	平成30年12月		
	廃棄物種類	その他		
	【「その他」を選択した場合、具体的にご記入ください。】	家電製品部品		
	投棄量(概算)・単位	50	単位：	トン
発生事案 1-1	発覚時期			
	廃棄物種類			
	【「その他」を選択した場合、具体的にご記入ください。】			
	投棄量(概算)・単位		単位：	
発生事案 1-2	発覚時期			
	廃棄物種類			
	【「その他」を選択した場合、具体的にご記入ください。】			
	投棄量(概算)・単位		単位：	
発生事案 1-3	発覚時期			
	廃棄物種類			
	【「その他」を選択した場合、具体的にご記入ください。】			
	投棄量(概算)・単位		単位：	

97

Q 2

昨年12月までと比較して、所管区域内の産業廃棄物処理業者等において、廃プラスチック類の保管状況に変化は見られますか。

- ↓当てはまるものに「○」を選択
- 複数回答可
- ☐ 保管量が増加した
 - ☐ 保管上限の超過等、保管基準違反が発生した
 - ☐ その他
 - ☐ 変化は見られない
 - ☐ 把握していない

→【「その他」に「○」を選択した場合】

具体的な保管状況についてご記入ください。

Q 3

所管区域内の廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む）を新設したり、処理能力を増強する動きは見られますか。

- ↓当てはまるものひとつに「○」を選択
- ☐ 新設案件あり
 - ☐ 処理能力の増強案件あり
 - ☐ 変化は見られない

→【「新設案件あり」に「○」を選択した場合】

新設案件について、以下をご記入ください。

回答例	施設の種類	破碎	
	数	1	ヶ所
	処理能力・単位	50	単位： トン／日
新設案件 3-1	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力・単位		単位：
新設案件 3-2	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力・単位		単位：
新設案件 3-3	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力・単位		単位：

→【「処理能力の増強案件あり」に「○」を選択した場合】

処理能力の増強案件について、以下をご記入ください。

回答例	施設の種類	破碎	
	数	1	ヶ所
	処理能力	50	単位： トン／日
増強案件 3-1	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力		単位：
増強案件 3-2	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力		単位：
増強案件 3-3	施設の種類		
	数		ヶ所
	処理能力		単位：

<Ⅱ Iのうち、特にシュレッターダスト（SR）について>

Q 4

昨年12月までと比較して、所管区域内の産業廃棄物処理業者等において、SRの保管状況に変化は見られますか。

- ↓当てはまるものに「○」を選択
- 複数選択可
- ☐ 保管量が増加した
 - ☐ 保管上限の超過等、保管基準違反が発生した
 - ☐ その他
 - ☐ 変化は見られない
 - ☐ 把握していない

→【「その他」に「○」を選択した場合】
具体的な保管状況についてご記入ください。

Q 5

所管区域内のSRに係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む）を新設したり、処理能力を増強する動きは見られますか。

- ↓当てはまるものひとつに「○」を選択
- ☐ 新設案件あり
 - ☐ 処理能力の増強案件あり
 - ☐ 変化は見られない

→【「新設案件あり」に「○」を選択した場合】
新設案件について、以下をご記入ください。

回答例	施設の種類	破碎		
	数	1	ヶ所	
	処理能力・単位	50	単位：	トン／日
新設案件 5-1	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力・単位		単位：	
新設案件 5-2	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力・単位		単位：	
新設案件 5-3	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力・単位		単位：	

→【「処理能力の増強案件あり」に「○」を選択した場合】
処理能力の増強案件について、以下をご記入ください。

回答例	施設の種類	破碎		
	数	1	ヶ所	
	処理能力	50	単位：	トン／日
増強案件 5-1	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力		単位：	
増強案件 5-2	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力		単位：	
増強案件 5-3	施設の種類			
	数		ヶ所	
	処理能力		単位：	

<Ⅲ その他、影響全般について>

Q 6 本年1月以降、所管区域内において、廃電子機器・機械器具に係る不法投棄事案が発生しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」を選択

- ☐ 発生している
☐ 発生していない
☐ 現在調査中（発生のおそれがあることを確認）
☐ 把握していない

→【「発生している」に「○」を選択した場合】

発生している事案について、以下をご記入ください。

回答例	発覚時期	平成30年12月	
	投棄量(概算)	50	単位：トン
発生事案 6-1	発覚時期		
	投棄量(概算)		単位：
発生事案 6-2	発覚時期		
	投棄量(概算)		単位：
発生事案 6-3	発覚時期		
	投棄量(概算)		単位：

Q 7 上記以外で産業廃棄物処理業者への立入検査等で感じた、あるいは、産業廃棄物処理業者等から聞いた、外国政府による廃棄物の輸入禁止措置に係る状況変化（廃プラスチック類以外の品目に係るものを含む。）があれば具体的に教えてください。

↓具体的に記入

Q 8 外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、対策を講じていますか。

↓当てはまるものひとつに「○」を選択

- ☐ 既に対策を講じている
☐ 対策を検討している
☐ 対策を講じる予定はない

→【「既に対策を講じている」に「○」を選択した場合】

既に講じた対策の内容について具体的に教えてください。

→【「対策を検討している」に「○」を選択した場合】

検討している対策の内容について具体的に教えてください。

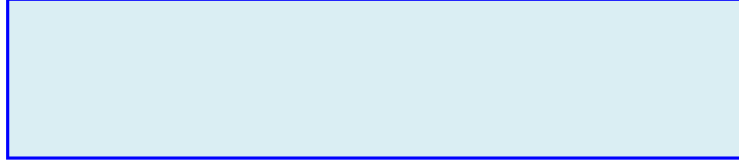
→【「対策を講じる予定はない」に「○」を選択した場合】

対策を講じる必要がないと判断する理由について具体的に教えてください。

Q 9

外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッダーダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化に当たって、環境省に対する要望が有れば具体的にご教示願います。

↓具体的に記入



ご質問は以上です。御協力、ありがとうございました。

参考資料(4) 回答フォーム～処理業者向け～

外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関するアンケート

本アンケートは、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等について調査を行い、国内の状況を把握することを目的とするものです。頂きました回答は、今後の政策立案に活用させていただきます。

回答に当たっては、平成30年7月末時点の状況についてご記入願います。

※平成30年7月豪雨により被災された処理業者及びこれらの支援を行っている処理業者におかれては、本アンケートはあくまで参考であり、回答の必要はありません。

＜ご回答された方について＞

↓ご回答された方について記入

貴社名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

貴社（会社全体）の事業概要についてご回答ください

＜事業概要について＞

Q 1

貴社の事業概要についてお尋ねします。

（１）本社所在地

都道府県名		市区町村名	
-------	--	-------	--

（２）主な廃プラスチック類処分施設(中間処理・最終処分)所在地

※主な廃プラスチック類処分施設(最大４件まで)について記入

処分施設１-１	都道府県名		市区町村名	
処分施設１-２	都道府県名		市区町村名	
処分施設１-３	都道府県名		市区町村名	
処分施設１-４	都道府県名		市区町村名	

（３）許可等の区分

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

☐	収集運搬(積替保管有)	☐	収集運搬(積替保管無)	☐	中間処理
☐	最終処分	☐	大臣認定		

↓

【「大臣認定」に「○」を選択した場合】以下の該当するものに「○」を選択、複数回答可

☐	再生利用に係る特例	☐	広域的処理に係る特例	☐	無害化処理に係る特例
--------------------------	-----------	--------------------------	------------	--------------------------	------------

（４）保有施設の種類の

【収集運搬】許可車両の保有台数（単位：台）

※該当するものひとつに「○」を選択

☐	10未満	☐	10～30未満	☐	30～50未満
☐	50～100未満	☐	100超		

【中間処理】

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

☐	破碎	☐	焼却(熱回収なし)	☐	焼却(サーマルリサイクル)
☐	圧縮・梱包	☐	燃料化(RPF化・RDF化)	☐	セメント原燃料利用
☐	マテリアルリサイクル(再生原料化)	☐	ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)	☐	その他

↓

【「その他」に「○」を選択した場合】具体的な内容を記入

【最終処分】

※該当するものひとつに「○」を選択、複数回答可

☐	安定型	☐	管理型	☐	遮断型
--------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----

102

(5) 貴社全体での平均処理量（単位：トン／日）

【収集運搬(積替保管有)】 ※該当するものひとつに「○」を選択

☐	10未満	☐	10～50未満	☐	50～100未満
☐	100～200未満	☐	200～500未満	☐	500超

【収集運搬(積替保管無)】 ※該当するものひとつに「○」を選択

☐	10未満	☐	10～50未満	☐	50～100未満
☐	100～200未満	☐	200～500未満	☐	500超

【中間処理】 ※該当するものひとつに「○」を選択

☐	10未満	☐	10～50未満	☐	50～100未満
☐	100～200未満	☐	200～500未満	☐	500超

【最終処分】 ※該当するものひとつに「○」を選択

☐	10未満	☐	10～50未満	☐	50～100未満
☐	100～200未満	☐	200～500未満	☐	500超

以降の設問は全て、プラスチックに限ってご回答ください

<処理量について>

Q 2

昨年12月までと比較して、貴社において廃プラスチック類に係る産業廃棄物の処理量に変化はありましたか。処理量に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【収集運搬】

※該当するものひとつに「○」を選択

☐	増加した	☐ 1割未満 ☐ 1～2割未満 ☐ 2～3割未満 ☐ 3～4割未満 ☐ 4～5割未満 ☐ 5割以上			
☐	減少した	☐ 1割未満 ☐ 1～2割未満 ☐ 2～3割未満 ☐ 3～4割未満 ☐ 4～5割未満 ☐ 5割以上			

☐	変化は見られない				
☐	その他	☐ 【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入			

【中間処理】

※該当するものひとつに「○」を選択

☐	増加した	☐ 1割未満 ☐ 1～2割未満 ☐ 2～3割未満 ☐ 3～4割未満 ☐ 4～5割未満 ☐ 5割以上			
☐	減少した	☐ 1割未満 ☐ 1～2割未満 ☐ 2～3割未満 ☐ 3～4割未満 ☐ 4～5割未満 ☐ 5割以上			

☐	変化は見られない				
☐	その他	☐ 【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入			

【最終処分】

※該当するものひとつに「○」を選択

増加した	...→【「増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
減少した	...→【「減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
変化は見られない				
その他	...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入			

<処理料金について>

Q3

昨年12月までと比較して、貴社において廃プラスチック類に係る産業廃棄物の処理料金に変化はありましたか。処理料金に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【収集運搬】

※該当するものひとつに「○」を選択

値上げした	...→【「値上げした」を選択した場合】値上げ幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
値下げした	...→【「値下げした」を選択した場合】値下げ幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
変化は見られない				
その他	...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入			

【中間処理】

※該当するものひとつに「○」を選択

値上げした	...→【「値上げした」を選択した場合】値上げ幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
値下げした	...→【「値下げした」を選択した場合】値下げ幅としてあてはまるものに「○」を選択			
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上	
変化は見られない				
その他	...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入			

【最終処分】

※該当するものひとつに「○」を選択

	値上げした		
	↳ 【「値上げした」を選択した場合】値上げ幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上
	値下げした		
	↳ 【「値下げした」を選択した場合】値下げ幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上
	変化は見られない		
	その他		
	↳ 【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入		

<処理料金の値上げの要因について>

Q 4

Q 3で収集運搬、中間処理、最終処分のいずれかで「値上げした」と回答した方にお尋ねします。
処理料金の値上げは何が主な要因となっていますか。

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

- ☐ 最終処分場における処理費用の増加
- ☐ 焼却施設における処理費用の増加
- ☐ 処理後物の買取価格の低下・逆有償化したことによる処理費用の増加
- ☐ 人件費の増大
- ☐ 燃料費の増大
- ☐ 新たな設備投資を行ったことによる資金回収のため
- ☐ その他

↳ 【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

<保管状況について>

Q 5

昨年12月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の保管状況に変化はありましたか。保管量に増減があった場合は、おおよその増減の割合をお答えください。

【収集運搬(積替保管有)】

※該当するものひとつに「○」を選択

	保管量が増加した		
	↳ 【「保管量が増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満 3～4割未満 10割以上	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5～10割未満
	保管量が減少した		
	↳ 【「保管量が減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満 3～4割未満	1～2割未満 4～5割未満	2～3割未満 5割以上
	変化は見られない		
	その他		
	↳ 【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入		

【中間処理(処理前)】

※該当するものひとつに「○」を選択

保管量が増加した	↓...→【「保管量が増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満	1～2割未満	2～3割未満
	3～4割未満	4～5割未満	5～10割未満
	10割以上		
保管量が減少した	↓...→【「保管量が減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満	1～2割未満	2～3割未満
	3～4割未満	4～5割未満	5割以上
変化は見られない			
その他	↓...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入		

【中間処理(処理後物)】

※該当するものひとつに「○」を選択

保管量が増加した	↓...→【「保管量が増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満	1～2割未満	2～3割未満
	3～4割未満	4～5割未満	5～10割未満
	10割以上		
保管量が減少した	↓...→【「保管量が減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択		
	1割未満	1～2割未満	2～3割未満
	3～4割未満	4～5割未満	5割以上
変化は見られない			
その他	↓...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入		

<保管量が増加した廃プラスチック類の種類について>

Q 6

Q 5で収集運搬（積替保管有・無）、中間処理（処理前・処理後物）のいずれかで「保管量が増加した」と回答した方にお尋ねします。
特に保管量が増加した廃プラスチック類の種類はどのような物ですか。

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

硬質プラスチック	↓...→【「硬質プラスチック」を選択した場合】具体的な物の例(物質名等)を記入		シュレッダーダスト(S R)
			自動車シュレッダーダスト(A S R)
軟質プラスチック	↓...→【「軟質プラスチック」を選択した場合】具体的な物の例(物質名等)を記入		夾雑物が混入したプラスチック
			有価物として取引されることの多い良質なプラスチック
			金属くず等との混合物(いわゆる雑品スクラップの破砕物)
			その他
			↓...→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

<処分状況について>

Q7

昨年12月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の処分状況に変化はありましたか。処理量に増減があった場合は、およその増減の割合をお答えください。

【中間処理】

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

中間処理される量が増加した

→【「中間処理される量が増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択

☐ 1割未満	☐ 1～2割未満	☐ 2～3割未満
☐ 3～4割未満	☐ 4～5割未満	☐ 5～10割未満
☐ 10割以上		

中間処理される量が減少した

→【「中間処理される量が減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択

☐ 1割未満	☐ 1～2割未満	☐ 2～3割未満
☐ 3～4割未満	☐ 4～5割未満	☐ 5割以上

中間処理の処分方法の割合が変動した

→【「中間処理の処分方法の割合が変動した」を選択した場合】

割合が増加した処分方法としてあてはまるものに「○」を選択、複数回答可

☐ 破碎	☐ 焼却(熱回収なし)	☐ 焼却(サーマルリサイクル)
☐ 圧縮・梱包	☐ 燃料化(RPF化・RDF化)	☐ セメント原燃料利用
☐ マテリアルリサイクル(再生原料化)	☐ ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)	
☐ その他		

→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

中間処理後の処分方法の割合が変動した

→【「中間処理後の処分方法の割合が変動した」を選択した場合】

割合が増加した処分方法としてあてはまるものに「○」を選択、複数回答可

☐ 破碎	☐ 焼却(熱回収なし)	☐ 焼却(サーマルリサイクル)
☐ 圧縮・梱包	☐ 燃料化(RPF化・RDF化)	☐ セメント原燃料利用
☐ マテリアルリサイクル(再生原料化)	☐ ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)	
☐ その他		

→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

変化は見られない

その他

→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

【最終処分】

※該当するものに「○」を選択

最終処分される量が増加した

→【「最終処分される量が増加した」を選択した場合】増加幅としてあてはまるものに「○」を選択

☐ 1割未満	☐ 1～2割未満	☐ 2～3割未満
☐ 3～4割未満	☐ 4～5割未満	☐ 5～10割未満
☐ 10割以上		

最終処分される量が減少した

→【「最終処分される量が減少した」を選択した場合】減少幅としてあてはまるものに「○」を選択

☐ 1割未満	☐ 1～2割未満	☐ 2～3割未満
☐ 3～4割未満	☐ 4～5割未満	☐ 5割以上

変化は見られない

その他

→【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

<受入れ制限の有無について>

Q 8 昨年12月までと比較して、貴社において、廃プラスチック類の処分の受入れ制限はありましたか。

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

受入れ制限を現在も行っている ...>【「受入れ制限を現在も行っている」を選択した場合】具体的な制限の方法・内容を記入	受入れ制限を行ったが現在は行っていない
	受入れ制限を行っていない
受入れ制限を現在検討中 ...>【「受入れ制限を現在検討中」を選択した場合】具体的な制限の方法・内容を記入	新規の受入れは行っていない
	その他 ...>【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入

<今後の展開について>

Q 9 貴社において、廃プラスチック類に係る産業廃棄物処理施設（リサイクル施設を含む。）の新設や処理能力の増強の予定はありますか。

※該当するものに「○」を選択、複数回答可

新設予定あり ...>【「新設予定あり」を選択した場合】新設予定の処理方法として当てはまるものに「○」を選択	積替保管	保管	破碎
	焼却(熱回収なし)	焼却(サーマルリサイクル)	圧縮・梱包
処理能力の増強予定あり ...>【「処理能力の増強予定あり」を選択した場合】増強予定の処理方法として当てはまるものに「○」を選択	燃料化(RPF化・RDF化)	セメント原燃料利用	マテリアルリサイクル(再生原料化)
	ケミカルリサイクル(油化・ガス化等)	最終処分	
特に予定はない その他 ...>【「その他」を選択した場合】具体的な内容を記入	その他		

<円滑な処理の障害について>

Q10

外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッダーダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化の妨げとなっている問題と考えられるものがありましたら御教示下さい。

※具体的な内容を記入

--

<環境省への要望について>

Q11

外国政府による廃棄物輸入禁止措置による影響を踏まえて、廃プラスチック類、シュレッダーダスト等の産業廃棄物の処理の円滑化に当たって、環境省に対する要望がありましたら御教示下さい。

※具体的な内容を記入

--

ご質問は以上です。御協力ありがとうございました。